

平成22年 第1回定例会

会議録

(平成22年3月5日~3月30日)

枕崎市議会

平 成 22 年 枕崎市議会第1回定例会会期及び会期日程

- 1 会 期 26日間(3月5日~3月30日)
- 2 会期日程

月 日(曜)	区分	時間	内 容
3月 5日(金)	本会議	前 9:30	 開 会 開 議 会議録署名議員の指名 会期について 諸般の報告 議案上程(日程第4号-第25号) 提案理由の説明、質疑 予算特別委員会の設置及び委員の選任 議案委員会付託 議案委員会付託 議案上程(日程第26号-第28号) 提案理由の説明 質疑、討論、表決 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について 報 会
3月 6日(土)	休会		
3月 7日(日)	休会		
3月 8日 (月)	本会議	前 9:30 後 16:30	 1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会 1 議会運営委員会
3月 9日(火)	本会議	前 9:30	1 再 開 2 一般質問(1名) 3 議案の訂正について 4 諸般の報告 5 散 会
3月10日(水)	本員会 休 会 委員会	後 1:06 前 9:30 後 1:09	1 総務委員会 1 産業建設委員会 2 文教厚生委員会

3月11日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会(補正)
3月12日(金)	休会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会(当初)
3月13日(土)	休会			
3月14日(日)	休会			
3月15日(月)	休会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会(当初)
3月16日 (火)	休会	委員会	後 1:55	1 予算特別委員会(当初)
3月17日 (水)	休会	委員会	前 9:02	1 議会運営委員会
3月18日(木)	休 会			
3月19日(金)	本会議		前 9:29	 1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第14号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第15号-第16号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 散 会
3月20日 (土)	休会			
3月21日(日)	休 会			
3月22日 (月)	休会			
3月23日(火)	休会			
3月24日 (水)	休会			
3月25日(木)	休会	委員会	前 9:28	1 議会運営委員会
3月26日(金)	休会			
3月27日 (土)	休会			

3月28日(日)	休 会		
3月29日 (月)	休 会		
3月30日(火)	本会議	前 9:30	 1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第8号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第9号-第11号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について 9 南薩地区消防組合議会議員の選挙について 10 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について 11 議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告 12 学校給食センター建設と運営に関する調査特別委員会の報告 13 閉

本会議第1日

(平成22年3月5日)

平成22年枕崎市議会第1回定例会

議事日程(第1号)

平成22年3月5日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件名	付 委員	託員会
1		会議録署名議員の指名		
2		会期について		
3		諸般の報告		
追加 1		議長の辞職について		
追加 2		議長の選挙について		
追加 3		副議長の選挙について		
4	1	平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第7号)	予	特
5	2	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	J.	ı
6	3	平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	J.	ı
7	4	平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)	J.	ı
8	5	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	J,	ı
9	6	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第5号)	J,	ı
1 0	7	平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算(第4号)	J,	ı
1 1	8	平成22年度枕崎市一般会計予算	J.	,
1 2	9	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	J.	,
1 3	1 0	平成22年度枕崎市老人保健特別会計予算	J.	ı
1 4	1 1	平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	J.	,
1 5	1 2	平成22年度枕崎市介護保険特別会計予算	J.	ı

				-
1 6	1 3	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	予	特
1 7	1 4	平成22年度枕崎市立病院事業会計予算		IJ
1 8	1 5	平成22年度枕崎市水道事業会計予算		IJ
1 9	1 6	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総	務
2 0	1 7	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について		"
2 1	1 8	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について		IJ
2 2	1 9	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		IJ
2 3	2 0	枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	文	厚
2 4	陳 1	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出を求める陳情	産	建
2 5	陳 2	まくらざき保育園増築の即刻中止を求める陳情	文	厚
2 6	2 1	副市長の選任について		
2 7	2 2	公平委員会委員の選任について		
2 8	2 3	人権擁護委員候補者の推薦について		
2 9		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について		

○ 本日付議された事件は議事日程 (第1号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 畠 野 宏 之 議員 2番 牧 信 利 議員 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 茅 野 勲 議員 3 門 5番 村 上 工 議員 6番 今 求 議員 7番 原 村 且 元 議員 8番 板 信 議員 敷 重 上 議員 倉 輝 子 議員 9番 V ほ 10番 米 釜 沖 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 袁 13番 中 原 重 信 議員 14番 佐 藤 公 建 議員 15番 遠 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 隆 議員 田 17番 立 石 幸 徳 議員 18番 俵積田 義 信 議員

1 本日の書記次のとおり

篭 原均 事務局長橋之口寛 書記俵積田 光 昭 書記平 田 寿 一 書記田 代 勝 義 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 袁 征 市長 久木田 敏 総務課長 雄 企画調整課長 Щ \Box 英 南田 敏 朗 水産商工課長 西之原 修 市民生活課長 今給黎 力 財政課長 白 澤 芳 輝 福祉事務所長 松野下 祥 建設課長 茅 真 学 農政課長 今給黎 和 男 健康課長 永 豪 留 秀 税務課長 迫 野 水道課長 茶 盛 下水道課長 中村 屋 忠 責 郎 農委事務局長兼農振係長 袁 勝 美 市立病院事務長 清 文 財政課参事兼財産管理係長 田 俵積田 俵積田 寿 博 市民生活課参事兼環境整備係長 揚 村 芳 江 健康課参 Щ 英 夫 教育長 畠 中 道 夫 教育委員会総務課長 П 三 外 学校教育課長 洋 生涯学習課長 俊 則 島 台 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 志 監査委員 今給黎 給食センター所長 田野尻 武 龍 浪 佐 藤 祐 司 監查委員事務局長 四元 幸 選管事務局長 袁 会計管理者兼会計課長 東中川 行政係長 田 敏 雄 徹 橋 П 和 洋 行政係主査 中山 俊 吾 行政係主事

午前9時30分 開会

〇畠野宏之議長 平成22年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員18人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名でありますが、本定例会の会議録署名議員として、2番牧信 利議員、17番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月30日までの26日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から平成21年12月、平成22年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書及び 平成22年1月執行の定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願いま す。

次に、平成21年第7回定例会以降の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

ここで、暫時、休憩いたします。

午前 9 時 32分 休憩 午前 9 時 36分 再開

○俵積田義信副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長の畠野宏之議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題といたしたい と思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○俵積田義信副議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、畠野宏之議員の退席を求めます。

[畠野宏之議員 退席]

○俵積田義信副議長 お諮りいたします。

畠野宏之議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信副議長 御異議なしと認めます。

よって、畠野宏之議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。 畠野宏之議員の着席を求めます。

[畠野宏之議員 着席]

○俵積田義信副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2号として直ちに選挙を行いたいと 思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

[傍聴席で騒ぐ者あり]

○**俵積田義信副議長** 傍聴席のほうは31席しかございませんので、御了承願います。交代でお 入りください。

追加日程第2号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信副議長 ただいまの出席議員数は、18人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**俵積田義信副議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

「書記投票箱点検〕

○俵積田義信副議長 異状なしと認めます。

これから、点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼·投票]

○俵積田義信副議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

○俵積田義信副議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、2番牧信利議員、3番板敷作廣議員、17番立石幸徳議員を指名いたします。 ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信副議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票17票。無効投票1票。

有効投票中、俵積田義信議員、私でございますが13票。牧信利議員4票。

以上のとおりであります。

この投票の法定得票数は、4.5票であります。

ただいまの選挙の結果、私、俵積田義信が議長に当選いたしました。

- ○俵積田義信議長 ここで、議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。 ただいまの議長選挙におきまして、不肖この私が議長に選出されました。もとより、浅学非才 の者でありますが、議会の活性化のため、さらに市民の福祉向上のために誠心誠意努めてまいり たいと思います。議員各位を初め、執行部の皆様方の御指導、御協力のほどよろしくお願いをい たします。
- ○俵積田義信議長 ただいまの選挙の結果、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3号として直ちに選挙を行いたい と思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第3号副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信議長 ただいまの出席議員数は、18人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。 投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○俵積田義信議長 異状なしと認めます。

これから、点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

「書記点呼・投票]

〇俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、4番茅野勲議員、5番村上ミエ議員、6番今門求議員を指名いたします。 ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票17票。無効投票1票。

有効投票中、上釜いほ議員11票。牧信利議員4票。沖園強議員2票。

以上のとおりであります。

この投票の法定得票数は、4.5票であります。

ただいまの選挙の結果、上釜いほ議員が副議長に当選いたしました。

副議長に当選されました上釜いほ議員に、本席から当選の告知をいたします。

ここで、上釜いほ議員に、副議長就任に当たり、一言ごあいさつをお願いいたします。

[上釜いほ副議長 登壇]

- **○上釜いほ副議長** 副議長という重責を負いましたけれど、議長の補佐をいたしながら一つ一つ 課題を片づけてまいりたいと思いますので、市民の皆様方、議会の皆様方そして行政の皆様方、 どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
- ○俵積田義信議長 ここで、副議長は慣例により18番の議席に着席願います。同じく議長の議席は1番とし、畠野宏之議員は9番の議席に着席願います。

次に、日程第4号から第25号までの22件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

「神園征市長 登壇」

○神園征市長 平成22年3月議会開会に当たり、市政運営についての所信を簡潔に申し述べ、 市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

私は、この1年間、市内をコツコツと1戸ずつ訪ねながら、現状をこの目で見、この耳で聞き、 枕崎の今と近い将来を考えました。歩くことは、枕崎の置かれた危機的状況を実感することにな りました。

危機的状況とは、すなわち、鹿児島県下でも最も激しいほうに入る人口減少の進み方、少子高齢化の進み方、惨たんたるとも言える市街地の空洞化と郊外への拡散傾向、崩壊しつつある自治組織、そして、大変厳しい財政事情などといった現実であります。

これらは8年前、私自身が初めての所信表明で述べたこと、4年前の退任式で述べたこととほとんど重なっていることに愕然としました。8年前、4年前に突きつけられていた課題が依然として残されたままであることに全身を打たれる思いでありました。

私は、危機的状況への必要な対策として、次のことを掲げております。

1、コンパクトシティをつくる(市街地の再生)。 2、雇用の場の確保。 3、福祉の充実。 4、行財政改革(枕崎再生のための財源づくり)。 5、職員の地域担当制をつくり、地域の課題解決を図る。 6、快適な環境をつくる。

これらの具体的中身については、これから多く語り、論議されていくでしょう。

いずれをとりましても、それぞれが多くの課題と困難を伴うものであります。中には、財源さ えあれば、比較的短期間に解決・実現するものもありましょう。

しかし、現実は厳しい財政事情の中で、知恵に頼って目標実現に向かわなければなりません。 市としては、素案づくりなど、既に動き始めておりますが、短兵急にはいかない、時が必要なも のであることを御理解・御協力いただきたいと思います。

就任後、1カ月が過ぎました。思っていた以上の難題が日がわりで押し寄せております。そういう中にあって、市役所に一筋の曙光が見え始めたことを御紹介させていただきたいと思います。

行財政改革に関し、これは、一部の人間だけが取り組むものではなく、すべての職員が取り組むべきものだとの考えから全職員に対し、改革案の提出を求めたことは、「広報まくらざき」の2月号にも書きました。そして、提出期限日を過ぎたものが幾らかあったものの、2月末までには、全職員から各々の改善案・改革案が提出されました。画期的な出来事であろうと大変うれし

く思っています。

私の手元にも全部そろえてもらって、合い間合い間に目を通し始めています。なるほどと思わせる改善案・改革案は数多く、これらを今後実行に移していくことが、職員の意識改革の一歩につながると思っています。

市役所には、職員の教育研修予算というのが極めて乏しいのが現実ですが、毎日の職務を通して、教育研修を深めていければと思っています。

地域が元気によみがえるきっかけは、市役所の職員はもとより、市民すべてが現実を知り、危機感を共有することだという私の考えは変わりません。隠し事のない清潔な政治をいうゆえんです。

私は、市民の耳に心地よいことだけをお知らせするのではなく、枕崎の現状・現実を率直に話していきます。「嘘を言わない」「市民に本当のことを伝える」という信条と政治姿勢を貫き、「自立する地域づくり」によって、「共生協働のまち」を目指してまいります。

議員の皆様や市民の皆様の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係15件、条例5件、人事案件3件の計23件であります。このうち、人事案件を除く20件について、説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第7号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億0,700万円を追加し、予算総額を104億4,590万円にしようとするものです。

繰越明許費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の老人福祉センター改修事業ほか11 事業を平成22年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、事業費等の変更に伴うものです。

補正予算の主なものとしましては、地方バス関係補助金、財政調整基金積立金、国民健康保険特別会計繰出金、介護給付・訓練等給付費、子ども手当事務費、市立病院負担金、地域活性化・ きめ細かな臨時交付金事業などをお願いしてあります。

そのほか、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,387万6,000円を追加し、予算総額を38億0,136万8,000円にしようとするものです。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、 出産育児一時金、及び償還金の増額と老人保健医療費拠出金、高額医療費拠出金及び保険財政共 同安定化事業拠出金の減額であります。

以上の財源といたしまして、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰入 金の増と前期高齢者交付金の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について申 し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,252万2,000円を減額し、予算総額を2億7,771万4,000円にしようとするものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第4号平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げ

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ430万7,000円を減額し、予算総額を21億4,204万1,000円に しようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額と、第1号被保険者介護保険料還付金の増額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第5号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申 し上げます。

今回の補正は、繰越明許費で、水質保全事業の一部を平成22年度に繰り越して使用するものです。

次に、議案第6号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第5号)について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い医業収益を2,281万5,000円 追加し、収益的支出において、非常勤医師報償費並びに常勤医師及び旧病棟耐震診断業務委託料 の減に伴い、医業費用を670万円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増に伴い、収入を1,347万9,000円 追加し、収入額が支出額に対し不足する1,115万5,000円については、過年度分損益勘定留保資 金で補てんしようとするものです。

次に、議案第7号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算(第4号)について申し上げます。 今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出を1,655万9,000円増額しようとするもの です。

また、資本的収入及び支出において、収入を2,487万円減額するとともに、支出を2,525万円減額し、収入額が支出額に対し不足する3億1,513万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第8号平成22年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

予算編成方針策定時における我が国の経済動向を見ると、10月の月例経済報告による経済情勢の先行きについては、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があると指摘がなされています。

このような中で、国は、平成22年度予算編成方針において、無駄遣いや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくこととし、新規施策を実現するため、すべての予算を組み替え、新たな財源を生み出すとともに、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととしています。

また、県では、「県政刷新大綱」の趣旨を踏まえた行財政構造改革に引き続き取り組むとともに、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを行う必要があるとしています。

このような状況の中で、新年度の予算編成に当たっては、国・県の動向に十分留意するとともに、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を十分に認識する中で、さらに踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進め、減少する歳入総額に耐えられる歳出構造にしていくことを第一義として行財政改革を積極的に進め、財政の健全化を推進していくこととし、また、市民との協働についても積極的に取り組むとともに、「ゼロ予算事業」のさらなる拡充を図っていくこ

ととしたところです。

しかし、市長就任後間もないため、今回の予算は年間予算ではありますが、政策に係る収支を 除いた人件費等の義務的経費や継続的事業を中心に必要最小限の収支のみを計上することを基本 とした骨格予算としました。

その結果、新年度の予算総額は93億6,290万円で、平成21年度予算との対比では、1.1%の減となり、また、公債費を除いた一般歳出でも0.5%減の77億4,884万5,000円となっています。

歳出の性質別では、義務的経費が3.2%増の60億1,479万1,000円となり、予算総額の64.2% を占め、中でも扶助費が子ども手当の創設等に伴って、12.0%の増となっています。

投資的経費は、政策経費の大部分を計上していないため3億5,343万円で、予算総額の3.8% にとどまり、前年度より44.2%の減となっています。

その他の経費は、29億9,467万9,000円で予算総額の32.0%を占め、前年度より0.2%の減となり、その中で、物件費は雇用対策に係る県の基金事業により11.0%の増、補助費等は南薩地区衛生管理組合負担金の減などにより、6.7%の減となっています。

一方、歳入では、自主財源で市税が減少したのを初め、繰入金等の減により4.8%減の28億4,821万5,000円で、依存財源は地方交付税、地方消費税交付金等は減となったものの、国県支出金が子ども手当の創設や雇用対策の増により、0.7%増の65億1,468万5,000円となっています。なお、一般財源は71億3,064万9,000円で0.6%の減、特定財源は22億3,225万1,000円で2.6%の減となっています。

また、地方債残高については、現段階での平成22年度末見込額は、114億5,541万7,000円となり、平成21年度末見込額より6億9,777万4,000円減少する見込みです。

一方、基金残高見込みについては、実質ベースで9億0,392万1,000円で21年度末見込みより、2,700万円程度増加する見込みとなっております。

市債依存度は、7.1%となり、0.2ポイントの減となっています。

なお、当初予算の主な施策等につきましては、別冊にして差し上げてありますので、省略させていただきます。

次に、議案第9号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、38億5,213万8,000円で、前年度当初予算に対し、6.7%の増となりました。

歳出の主なものは、保険給付費28億4,615万3,000円、後期高齢者支援金3億2,758万1,000円、 介護給付費・地域支援事業支援納付金1億5,631万9,000円、共同事業拠出金4億5,312万円など であります。

以上の財源として、国民健康保険税 5 億6,076万9,000円、国庫支出金12億3,901万3,000円、療養給付費等交付金 2 億0,063万2,000円、前期高齢者交付金 9 億4,127万8,000円、県支出金 1 億5,334万8,000円、共同事業交付金 5 億6,109万5,000円、繰入金 1 億8,917万6,000円などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成22年度枕崎市老人保健特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は233万9,000円で前年度当初予算に対し66.6%の減となりました。

歳出の主なものは、医療給付費100万円、医療費支給費100万円、審査支払手数料2万1,000円などであります。

以上の財源として、支払基金交付金52万円、国庫支出金33万3,000円、県支出金8万3,000円、 繰入金40万2,000円などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。 新年度の予算総額は、2億7,884万7,000円で前年度当初予算に対し、3.0%の減となりました。 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億7,430万7,000円などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料 1 億8,737万5,000円、繰入金9,123万5,000円などで措置いたしました。

次に、議案第12号平成22年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、20億5,919万3,000円で前年度当初予算に対し、2.1%の増となります。 歳出の主なものは、総務費4,795万5,000円、保険給付費19億7,570万8,000円及び地域支援事業費3,532万5,000円などであります。

以上の財源として、保険料 2 億8, 364万3, 000円、国庫支出金 5 億2, 821万1, 000円、支払基金交付金 5 億9, 712万円、県支出金 3 億0, 208万5, 000円及び繰入金 3 億4, 801万3, 000円などで措置いたしました。

次に、議案第13号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は8億8,060万1,000円で、前年度当初予算に対し、13.8%の減となります。 主な事業として、立神北町地区の汚水幹線及び補助支線等汚水管路施設工事による面的整備 や終末処理場改築更新事業などを予定しています。

以上の財源として、事業収入 2 億1,620万円、分担金及び負担金1,070万円、国庫支出金8,095万円、繰入金 2 億7,477万4,000円及び事業債 2 億9,590万円などで措置いたしました。

次に、議案第14号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数60床、年間患者数を入院で2万0,075人、外来で1万9,520人、1日平均患者数を入院で55人、外来で80人と定めました。

主な建設改良事業として病棟建替事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を5億3,249万円、支出額を5億7,338万9,000円とし、差引き4,089万9,000円の当年度純損失を予定しています。資本的収入及び支出では、収入額を4億6,440万3,000円、支出額を5億0,400万4,000円とし、収入額が支出額に対し不足する3,960万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第15号平成22年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,940戸、年間総給水量を303万立方メートル、 1日平均給水量を8,301立方メートルと定めました。主な事業として、老朽管更新事業等を予定 しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億7,733万円、支出額を4億6,734万5,000円とし、税抜き後で568万5,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を3,467万円、支出額を2億1,105万9,000円とし、差引き1億7,638万9,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第16号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織について、福祉の充実を図るため、新たに福祉課を設置しようとするものです。

次の、議案第17号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該引上げに係る部分の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設しようとするものです。

次に、議案第18号市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上

げます。

これは、本市の厳しい財政状況を考慮し、当分の間、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の月額を減額するほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第19号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては……。

[傍聴席で携帯電話の着信音を鳴らす者あり]

○俵積田義信議長 暫時、休憩いたします。

午前10時27分 休憩 午前10時27分 再開

- 〇俵積田義信議長 再開いたします。
- ○神園征市長 次の、議案第19号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の厳しい財政状況を考慮し、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、職員の給料月額を減額するほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第20号枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、 福祉課の設置に伴い、福祉事務所の分掌事務について条文の整理をしようとするものであります。 以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提 案理由の説明を終わります。

- ○**俵積田義信議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。
- **〇17番立石幸徳議員** 私はただいま提案されました議案の中で、議案第1号並びに議案第17号 につきまして、質疑をいたしたいと思います。

まず、議案第1号平成21年度一般会計補正予算(第7号)の関係でございますが、今回の補正予算は、去る1月28日国会で成立いたしました国の第2次補正予算の成立を受けました、その関係が本市の補正第7号の主要部分であろうかと思います。国の第2次補正予算は、我が国のこの景気低迷による国税収入減、特にそれに伴います交付税減の補てんを地方に支援しようと全国レベルでは約3兆5,000億でございますけれども、この関係が本市には幾ら交付されているのか。

それから、補正予算の中で幾つかいろんな事業採択がなされておりますけれども、その交付金を受けまして本市で事業採択と言いましょうか、具体的に使い道につきましてどのような検討がなされて、今回の補正予算に計上されているのか。経過も含めて御説明をお願いいたします。

具体的に、この補正予算の雑入関係で、畜産基盤再編総合整備事業受益者負担金、約1,200万。 この負担金が減額補正になっておりますが、これ受益者負担金を全然取らないということはどう いった事情によるのか。この点については、具体的に説明をいただきたいと思います。

それから、議案第17号の関係でございます。職員の超過勤務手当の関係を一部改正するわけなんですが、この関係では平成20年、一昨年になりますが、労働基準法の一部改正をする法律の成立を受けました後、本年度、人事院勧告が出されたわけであります。そこで、労基法の一部改正の中身は、民間の超過勤務を45時間超える場合に、その割増賃金をやるということでありますが、本市の条例改正は60時間を超える部分について改正がなされております。60時間を超える場合の割増賃金は、これはもう法律規定ですので、当然対応しなければなりませんけれども、この45時間を超える場合の努力規定について検討はされなかったのか。

それから、この超過勤務に対して割増賃金で対応する場合とそれから代休をやるという2通りの対応が出されているんですが、原則的にはどういった運営をなさっていくのか。そのときそのときの御都合で割増賃金をやったり、代休をやったりするということで、ちょっとそこらがあいまいな部分があるんですけれども、その点についても正確な説明をいただきたいと思います。

〇今給黎力財政課長 まず、第1点の国の2次補正に係る事業についてですけれども、これにつきましては3月補正予算の繰越明許費ということで6ページのほうに提示してあるところですが、この中の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業が対象になっていまして、これが6件あります。これの事業費で1億0,800万円、これの国からの交付金ということで1次交付金として8,406万円を計上してあるところです。

〇山口英雄企画調整課長 国の2次補正の交付金事業につきましての検討経過について、私のほうから御説明申し上げます。今、限度額の関係につきましては、財政課長のほうから答弁申し上げましたけれども、国からこの地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、本年1月に事業の概要が示されまして、それ以降、庁内におきましてはこの事業該当性を踏まえながら、庁内に事業について募集をかけ、庁内で地域活性化検討会という会議の中で、詳細に詰めをして決定しているところでございます。

○真茅学農政課長 畜産基盤再編総合整備事業の雑入の減額理由でございますけれども、この事業につきましては、21年度県の地域振興公社が飼料畑造成と畜舎の建設、それに伴います設計を行うということで、事業自体は地域振興公社が行いますけれども、受益農家がその負担分を市の予算を通して地域振興公社へ支払うということで、その受益者負担分を予算計上させていただいたところでございますけれども、この畜舎建設予定地の周辺の土地の同意が必要ということでございまして、同意取得に向けて農家の方が動いたわけでございますけれども、その同意取得に手間取ってしまいまして、11月までかかったということでございます。

そういうことで、本年度、設計並びに畜舎の建設までは期間的に無理があるということで、本年度は設計のみの事業にするということで、今回、畜舎建設と飼料畑造成の関係部分の受益者負担部分の減額補正をお願いしたところでございます。

○久木田敏総務課長 まず第1点目の45時間を超える時間外手当の件でございますけれども、議員がおっしゃいましたように時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法が平成20年12月に改正されまして、ことし4月1日から実施されることに伴い、昨年御説明申し上げましたが、人事院勧告がなされたという経緯でございます。それを受けまして、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正がなされたというような経緯をたどっているわけですが、その中で1カ月の時間外労働45時間、これについては25%それから40時間を超える場合は、これも25%という労働基準法の中にあるわけですけれども、この部分につきましては労使で時間短縮割増賃金率を引き上げることは民間における努力事項であると、努力義務であるとなされております。

先ほど言いましたように、人事院勧告それから法律の改正によりまして、この部分につきましては法律の中では改正されておりません。それを受けまして、本市も同じような改正をしていくということでございます。

それから、どのような手続によるのかということでございますが、勤務時間と時間外支給、それにつきましては超勤、代休時間の指定というものは、超勤、代休指定簿によりまして、その部分にかかわる60時間超過月の末日の直後の俸給の支給定日までに行うということでございまして、それは末日の翌日から同日を起算する2カ月後の日までの期間を設定するということになっております。

〇17番立石幸徳議員 後段の超勤関係が、ちょっとまだはっきりわかりにくいんですが、つまり、割増賃金は60時間を超えますと100分の150ですよね、割増賃金を支給する場合と代休で対応する場合。要するに両方対応策があるわけですね。そうしますと、原則的には運営上はどうなるのかということがまだあいまいになっているんですよね。そこらについては、まだ検討はなされていないんですか。

それから、予算の関係では、畜産事業は22年度取り組んでいくので、この受益者負担金は再度22年度にいただくと理解すればいいんですか。

○久木田敏総務課長 先ほど、御説明申し上げましたが、60時間を超える超過勤務がありましたら、その末日のところまでに時間・代休時間指定簿によりまして申し出をすると。それは、法律あるいは条例の中でも超勤・代休時間の指定ができるとおりますので、それは職員の希望によりその直後までに希望を申し出るという形になっております。

○真茅学農政課長 畜産基盤再編総合整備事業の22年度につきましては、私どもも22年度で飼料畑造成と畜舎建設を行いたいと考えておりましたけれども、政権がかわりまして事業仕分けで、この畜産基盤再編総合整備事業関連予算が大幅に削られたということでございます。そういうことで、現在取り組みが進んでいる事業を優先して進めていくという県の考え等がございまして、当然、本市の今回の事業も取り組みは始まっておりますので、取り組んでいく考えなんですけれども、ただ予算の枠の関係で現在のところ23年度に飼料畑と畜舎の建設を進めていくということで、今、検討しているところでございます。

○**俵積田義信議長** ほかにありませんか。

〇2番牧信利議員 補正予算の関係で、一般会計ですが、生活保護の扶助費の財源変更が行われていますが、これはなぜなのかというのが1つ。それから、学力調査というのが出ておりますが、これはどういう形で今回、当初予算の中で組まれたのかと。これをちょっとお尋ねします。

それから、今回市長等の給与に関する条例の改定が出されておりますが、現行の市長給与は平成20年4月1日以降の給与の額の特例ということで、75万1,000円が条例給になっていますが、これが58万5,780円が、これが改正案では67万5,900円、約9万円ぐらい月額でアップするという改正案になっていますね。今回の改正に当たっての基本的な立場を御説明いただきたいと思います。

それから、同じことですが、現行による給与削減の効果、年間幾らなのか。改正案によっての 効果、これは幾らになるのか。これも明らかにしていただきたいと思います。

それから議案16号、それから20号とかかわりがあるんですが、課設置条例の一部改正というのが出て福祉課というのを新たにつくるということになっていますが、福祉事務所の業務内容というのが多岐にわたるということで、今までもこの問題については担当課のほうでは苦労されてきていると思うんですが、今回はそれが新たに福祉課というのを設置して業務を分担するとなっているんですが、これらについてのこの条例改正に至る検討経過をお尋ねいたします。

○白澤芳輝福祉事務所長 生活保護費の財源変更につきましては、生活保護費用の返還が3,227万円、現在入っておりますので、その分、国庫補助金が減額されるということで財源内訳を変更したところでございます。

〇外俊則学校教育課長 ただいま議員の御質問の中に、全国学力学習状況調査についてのお尋ねが入っておりましたので、お答えしたいと思います。

御存じのとおり、全国学力学習状況調査は平成19年からここ3年間小学校6年生、それから中学校3年生の全員の児童生徒を対象に行われてきたわけです。本市におきましても、基本的な学力についてはおおむね全国・県レベルと比べても遜色ない、いい成績だと思っているんですが、これらの成績を通しまして活用力という面においては、まだもう少し頑張らせていかないといけないのかと、そういう課題が見えてまいりました。

ただ、御存じのとおり、平成22年度からは全国学力学習状況調査につきましては、抽出ということになりまして抽出になりますと、もちろん答案関係の採点とか集計、それから一人一人子供たちに対する個人票の配付等の対応を受けられるわけですけれども、抽出に漏れてしまいますと、これらの対応を受けられないということになりました。

ですので、今回の全国学力学習状況調査におきましては、本市においては抽出に漏れた学校においても同様の条件で受けさせたいということで、この予算を計上させていただいた次第でございます。

○神園征市長 市長給与の減額についてのお尋ねですが、私は給与というのは、やはり職務職責に応じたものを原則とすべきであろうとかねがね考えております。前市長よりも減額が少ないんじゃないかということですけれども、前市長には前市長のお考えがあったんでしょうし、私は今、申し上げたようなことで、月にしますと確かに7万5,100円の減額ですけれども、これは期末手当等にもはね返りますので、年額にしますと116万を超える減額となります。最近、どうもその特別職の大幅な給与カット、これがもてはやされているような向きは、私はあまり感心しておりません。

〇久木田敏総務課長 効果額についてでございますが、以前の場合22%カット影響額としまして260万円、それから10%カット影響額については、ただいま市長が申し上げましたように116万円ということになっております。

それから、課設置条例の関係でございますが、経緯につきまして福祉事務所につきましては社会福祉法第14条第1項におきまして、市は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないということで、本市においても福祉事務所設置条例によりまして設置されておるわけでございます。本市といたしましても、本来、福祉行政は市長の事務部局としてつかさどる事務と社会福祉法において社会福祉六法に定める援護、育成また更生の措置に関する事務をつかさどる社会福祉行政機関としての福祉事務所を設置して、事務委任することによって福祉事務所をつかさどる事務と、こういうものがありまして、これまでは本市としましては、そのいずれも福祉事務所で所掌してきたところでございます。

そういうようなところでございましたが、最近、福祉事務所の所管事務が社会福祉六法のほかにも精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法さらには障害者自立支援法などの分野におけます事務が増大してきているという、こういう現状にありますことから福祉課を創設し、本来、市長権限であるべき業務と福祉事務所の法令上のすみ分けをはっきり明文化して業務を明確化しようという目的がございます。

また、なぜ今なのかというようなことにつきましてもこのような考え方の中で、知的あるいは 身体、精神の障害者ごとに2課3係にまたがりましてサービスが提供されてきたと。このような ことでは、利用者にとって窓口が異なるとわかりにくいという面がありますことから、今回先ほ ども申し上げましたように、福祉課を設置しましてその明文化を図ろうということでございます。 なお、このようなことで福祉事務所の長という者は福祉課長が兼務するという形になりますの で、これまでの実際の事務内容における業務と同様に体制がかわるというようなことはございま せん。

- **〇2番牧信利議員** 財政課長にお尋ねしますが、市長も答弁されたんですが、この現行の市長等 の給与の減額それから改正案の減額これらについて財政課長のほうで、その効果額を明確にして いただきたいと思います。
- **〇久木田敏総務課長** 先ほど申し上げましたけれども、効果額ということにつきまして以前のカットの影響額、効果額としましては260万円、今、提案申し上げているカットの効果額としましては、116万円ということでございます。
- ○俵積田義信議長 ほかにございませんか。
- **〇11番沖園強議員** 私は、議案 7 号と 8 号、そして13 号について、若干お尋ねしてまいりたい と思います。

まず、議案7号の平成21年度市の水道事業会計補正予算(第4号)なんですが、収益的支出

の中で、資産減耗費を当初710万ほど計上してあったと。そして今回、1,580万の大幅な資産減耗費の増額補正ということになっておりますが、その増額せざるを得なかった資産減耗費とは何ぞやということなんですけど、お聞きしてしておきたいと思います。

それと、議案8号関係につきましては平成22年度の一般会計予算なんですが、説明資料等でも添付されているんですが、国の地財計画では地方交付税が前年比6.8ポイントの増となっておりますよね。ただ、本市の場合、逆にマイナスの、3.0ポイントの減となっているわけです。参考資料等で見ますと、当初予算ベースで見ましたときに義務的経費は逆に3.2%の増ということなんですが、また地財計画での市町村税等の計画ではマイナス6.2ポイントであるにもかかわらず、本市では2.0ポイントでおさまっているということなんですが、義務的経費の比率は上がっているのに、なぜ地方交付税が減額計上されているのかということです。地財計画と本市のその基準財政需要額といいますか、その辺の関係をお示ししていただきたいと思います。

それと、歳入で、分担金負担金収入は大幅に減額されています、前年比当初予算ベースで。主な影響としまして老人ホーム入所者負担、そしてまた衛生費の負担金の皆減と、それと住宅使用料等が大幅に減額されているんですが、どういった事情でそうなっているのか、お示ししていただきたいと思います。

それと、議案13号の平成22年度公共下水道会計の件につきましてお尋ねしておきますが、処理施設管理費の需用費が1,000万の前年比減となっておりますよね。その需用費の中で消耗品費と水道光熱費という光熱水費が大きな減額要因になっているんですが、その1,000万も減額できる要因は何であったのかをお示ししていただきたいと思います。

○迫野豪水道課長 営業費用という資産減耗費の今回の1,580万円増額の件でございますけれども、これにつきましては現在、集中監視制御システム更新事業をやっておりますが、それに伴う旧施設を除却するということで今回、算出計上したものでございます。また、片平山地区それと白沢駅前の踏切部分関係の老朽管更新事業に伴う石綿セメント管の廃止と、それと現年度中に発生いたしました用水ポンプその他等の故障修理に伴う廃棄分ということで、その部分を含めて総額で2,280万円程度となったわけですけれども、先ほど質問の中で既定予算があったということで、その部分を差し引いて1,580万円を予算計上したところでございます。

○今給黎力財政課長 地方交付税の関係ですけれども、ただいま質問者のほうからありましたとおり、22年度の地財計画では交付税が6.8%伸びているという状況ですけれども、本市については3%減ということですが、これにつきましては各市町村におきまして基準財政収入額あるいは基準財政需要額の算出根拠が違うわけでありまして、本市の基準財政収入額の推計をしてみますと、地方財政計画の法人市民税いわゆる市町村分の伸びがマイナス23.5%と地財計画では示されておりますけれども、本市の22年度の法人市民税の予算額を見てみますと3.5%の増ということで伸びているところでございます。

そういったことで、基準財政収入額を見ますと大幅な減少が見込めないという状況でございまして、さらに、国のほうで今回、国税収入等は非常に減少しているということで、臨時財政対策債を大幅に発行している状況の中で臨時財政対策債が大幅にふえまして交付税が減っていると。ちなみに地方交付税とそれから臨財債を合算しました、いわゆる実質的な地方交付税につきましては3.3%増で、1億3,800万程度伸びているという状況でございます。

○茶屋盛忠下水道課長 処理施設管理費の需用費につきまして、管理費の約1,000万の減額できた理由といたしましては、今、現在継続して行っております改築更新事業によりまして、19年、20年度で脱水機関係の改築更新が終了しております。それの更新によりまして、まず主には脱水に使っている薬品、消石灰、塩化第二鉄の減額ということで、薬品費の減額ができたということであります。

それからやはり、脱水機の更新により機器の効率が上がり、電気料も削減できたという効果で ございます。

- **〇白澤芳輝福祉事務所長** 老人ホーム入所者負担金につきましては、前年度が2,009万5,000円の予算であり、22年度につきましては2,294万6,000円で、290万円ほど増となっているところでございまして、その部分については扶養義務者で高額の方がいらっしゃいますのでその影響と。それから各段階ごと現在予算計上してございますのは、本人負担金43名分と扶養義務者負担金10名分を計上して2,294万6,000円計上しているところでございまして、その徴収額金の段階が上がっているということで、予算が増になっているところでございます。
- **〇11番沖園強議員** 当初予算ベースで私、お尋ねしたわけですよね。そうすると、前年比より 児童福祉費、保育所入所者の負担金等が減っていると、当初予算ベースで。それはどういった理 由かということです。
- **〇白澤芳輝福祉事務所長** 先ほど答弁いたしましたけども、平成21年度の老人ホーム入所者負担金は2,009万5,000円でございます。22年度の老人ホーム入所者負担金の予算額は2,294万6,000円でございますので、増額となっているということでございます。
- ○俵積田義信議長 ほかにございませんか。
- **〇迫野豪水道課長** 先ほど答弁の中で、資産減耗費の総予算計上額を2,250万と申し上げましたけれども、2,280万円の誤りでございましたので、訂正してお詫びいたします。
- **〇今給黎和男健康課長** 衛生費負担金が22年度当初で0円、前年度182万3,000円あった分が。 これは、22年度におきまして雑入のほうに計上してありますので、これがなくなったと。受益 者負担金というか負担金分を雑入扱いに22年度からさせてもらっております。
- ○松野下祥一建設課長 住宅使用料の減額の件ですが、高額所得者の明け渡し、収入超過者等の離職者と収入超過者退去予定特公賃空き家、入居予定空き家、用途廃止空き家等によりまして、約300万減になっております。
- **〇白澤芳輝福祉事務所長** 答弁が若干舌足らずな面がありましたので、補足して申し上げます。 そこに民生費負担金の前年度比較で615万1,000円ということで、老人ホーム入所者負担金だけ の御質問でしたので、そうお答えいたしましたけれども、この部分については児童福祉費負担金 の保育所入所者負担金が1,000万ほど減額となっておりますので、その影響が出ているというこ とで御理解いただきたいと思います。
- **〇11番沖園強議員** 水道会計で資産減耗費をお尋ねしたわけですが、御答弁いただいたわけですが、そうすると資産減耗したということで、結局、減価償却費そのものが資産減耗した分が減価償却費は減ったとみないといけないわけなんですけど、ただ、その資金収支計画の場合における留保財源となりますよね、両方とも。その部分はどうなっているんですか。
- **〇迫野豪水道課長** 有形固定資産の本年度分ということで、その部分を減価償却でするわけでございますけれども、その部分をのけた固定資産の価値につきましては、まだ残っている部分が固定資産としてあるわけでございます。固定資産としてある部分が、そういう更新事業等で廃棄処分とそういう措置をした場合に、その部分が資産減耗してしまうということで、さらに資産減耗費によって予算を計上して、有形固定資産が留保財源へとかわるということでございます。

したがいまして、有形固定資産としてこれまで持っていたものが資産減耗することによりまして、現金として持つという形になるわけでございますので、その部分が年度を早めて当年度に留保財源に入ってきたということでございます。

- ○俵積田義信議長 ほかにありませんか。
- **○14番佐藤公建議員** まず、市長にお伺いしたいんですが、冒頭に市長のごあいさつの中で8年前に御就任なさったときとそれから4年前に退任なさったとき、そして今回御就任なさって、

何も変わっていなかったと。愕然となさったというお話がございました。内容的に、どういうことで愕然となさったのか。私どもも議員として枕崎のために、何とかよかれと思ってここに御出席の議員の皆様も頑張ってこられたんだろうと思うんですが、市長からそういうことを言われますと、私どもが全くその無能であったと。ここに同席なさっていらっしゃる市の職員、幹部の方々もおそらくそういうことを感じておられるんだろうと思うわけです。

ですから具体的に、どういうことがその愕然となさった要因なのか。その辺をしっかりと私も 聞かせていただいて後学のためにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしま す。

〇神園征市長 随分取り方にもいろいろあるもんですね。私は、皆さんを批判したんじゃありません。現状を見て、むしろあのころよりも、例えば市街地の空洞化とかがあのころよりも進んでいるなと。現状、現実を話したわけであります。8年前に言ったことでは、市民に閉塞感があると。その閉塞感の理由というのが多分、県下でも当時の全市の中でも最も激しい人口減少、少子高齢化の進行、こういった事情があったと。そういうものが、閉塞感の背景にあるんじゃないかと言ったことを覚えております。

それから、退任あいさつでは、いわゆる私がきょう申し上げた崩壊しつつある自治組織、このことを取り上げまして、本来、自治組織に行政が手を突っ込むべきじゃない。自治とはそういうことじゃありませんから、だけれどもそうも言っておられない状況が生まれつつあると。自治組織の再編、そういったものまで踏み込んでいくべきだと申し上げたことを覚えております。

そういったことから、自分も8年間のうち4年間職責がありましたし、議員の皆さんも努力していただいた。職員はもちろん努力したにもかかわらず、時代のそういった動きのほうが我々の動きを上回っていたんだなと。これはよほど、ふんどしを締めてかからないといけないなということを申し上げたわけであります。

〇14番佐藤公建議員 今後、市長のお考えになっていらっしゃることを、またおいおい聞かせていただきたいと思います。

それと議案18号で、市長等の給与に関する条例のことについて、ちょっと伺います。提案理由として、これは本市の厳しい財政状況を考慮しということの中で、市長自身がこれは御提案をなさっていらっしゃるわけでございます。先ほどの2番議員だったですかね、回答の中で職責に応じた給与をもらうべきだというお話がございました。御承知のとおり、職員の皆様は、等級に応じてそれなりのカットがなされておるわけでございます。多い方ですと、100分の7。7%のカットですね。平均しますと5.12でございましたですか、職員の皆様は前年と同率のカットがなされておるわけです。

そして今回市長は、前任者が22%だったにもかかわらず10%のカットになっていらっしゃる。 副市長が12%だったのが8%、教育長も10%だったのが8%という比率になっているわけでご ざいます。職員には、前年と同じようなカットを要求して、みずからはその前任者と比較します と半額以下という比率になっているのはどういうふうなお考えになっていらっしゃるんですか。

○神園征市長 よく選挙前なんかになりますと、市長が何%カットと言ったということがあちこちであるようでありまして、これはあまりに多い市長の報酬カットというのはむしろ市長の職務をその程度に考えているのかと、私はかねがね思ったりしております。

一般職員との比較におきましては、パーセンテージで言いますと倍の%カットすることになります。額におきましては、倍以上カットすることになるわけですね。この市長給与という面だけをとらえますと、そういうことになるかと思いますが、私には勤務時間というものがありません。これは、夜でも土曜でも日曜でも時間外手当なんかももちろんつかない。休日勤務手当ももちろんつかない。そういったこともありますし、それから一般職員が夜あるいは土曜、日曜に私から

の命令で出たとしますと、時間外手当が必要になってまいります。私は土曜、日曜あるいは夜間 これも自分でずっと運転して走っておりまして、職員には時間外手当というものを発生させてい ないと。これからも、そういう努力をしようと思っております。そしてまた、特別職の報酬等に つきましては報酬審議会というものがありますが、報酬審議会の方からもカットすべきではない といったような答申もいただいております。私は誇りを持って、カットした給与をいただきたい と思っております。

○俵積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

〇俵積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、 予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立]

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩 午前11時28分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、牧信利議員、沖園強議員、 今門求議員、立石幸徳議員、豊留榮子議員、板敷重信議員、上釜いほ議員、板敷作廣議員、園田 武夫議員、新屋敷幸隆議員、米倉輝子議員、村上ミエ議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、 それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第26号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第21号について、提案理由の説明を申し上げます。 議案第21号副市長の選任につきましては、地頭所恵氏を副市長に選任したいので、地方自治 法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○俵積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

〇2番牧信利議員 なぜ、県職員から副市長を選任するというふうになったのか、これについて の市長の見解と選任に当たっての経過をお尋ねします。 ○神園征市長 幅広く人材を求めたい、探したいという思いで、就任以来ずっとそのことは頭の中にありまして、地元にいないか、あるいは地元出身者にいないかといろいろと考えたわけでありますが、なかなかこれは1回話をして断られたりしますと、こういう話はすぐ外に漏れる。2番目、3番目という人にはこれがだめだから次はあなた、だめだから次はまた別な人というわけにもいかないだろうと思いまして、1発でオーケーをしてもらいたい、そしてまた、議会でも承認してもらいたいという思いがありました。

過去、他市におきましても、県のほうから派遣した助役、副市長というものが例にありましたので、県から人材を探して送っていただけないかということで、まず県の人事課長を通じまして知事にお願い申し上げました。そしたら知事が、いい人材を選んで送ってあげなさいという御返事だったということで、私も後日、知事のところにはあいさつに上がっております。いい男だよということでございました。そういう経緯であります。

- **〇2番牧信利議員** 市長の求める人材というのは、具体的にはどういうことを期待して今回の人選にあたったのか、それをお尋ねします。
- **〇神園征市長** 県からもどういった分野を期待しますかというお問い合わせがございまして、まず行財政改革とそれからコンパクトシティ、職員による地域担当制、要するに財政通であること、企画力の持ち主であること、そういったことを期待して県には返事を申し上げたところであります。
- ○7番原村且元議員 1点だけ確認させてほしいんですけども、この新しい地頭所恵、副市長になられると確定するとしますと、この身分について、4年間は県の職員をやめて来られて、4年後また県の職員に再任官というか、そういう形で来られるのか、その1点、身分に関して確認しておきたいと思います。
- **〇久木田敏総務課長** 県にお聞きいたしましたところ、3月31日で県を退職され、4月1日でこちらに就任していただくことになっております。退職後、県の一応ある役職の方は身分を有した形に、非常勤という形でなろうかと思いますが、具体的にその点については私どもとしてはどのような形になるかは今のところ把握しておりません。
- **○2番牧信利議員** 知事に頼んで人選してもらったと、結果的にはね。そうすると、知事に頭が上がらないんじゃないですか、枕崎市は。つまり、鹿児島県の言うとおりの行政になりかねないという、ちょっと私は心配もしているんですが、そういう点はどう考えますか。
- ○神園征市長 本人とも会って話をしておりまして、そのときに本人のほうからこれからは県の 立場で枕崎市にもいろいろと言わせていただきましたが、立場がかわりますねと言えば全くその とおりだから、県の職員じゃなくて枕崎市の副市長として頑張っていただきたいということを私 も申し上げましたし、知事に頭が上がらんじゃないかとおっしゃいますが、知事ともそれこそ 是々非々で知事のおっしゃることがまともだと思えばそれに賛同いたしますし、ちょっとおかし いじゃないかということがあったら、堂々と枕崎市としての意見は申し述べていきたいと思って おります。
- 〇2番牧信利議員 行財政改革を……。
- ○**俵積田義信議長** 牧議員、もう4回目になりましたんで発言を中止してください。 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。 これから、討論に入ります。 討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○俵積田義信議長 討論を許可いたします。

牧信利議員。

○2番牧信利議員 議案第21号副市長選任について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論を行います。

副市長の職務というのは、地方自治法にうたわれていますように、市長を補佐し普通公共団体の長、いわゆる市長の職務を代行するということになります。そのことから考えてみますと、市長の政策方針を市長の命を受けて実行するとそういう点であります。その点から見ますと、市長の政策や方針が住民の暮らしや福祉を守る立場にあるのかどうか、働く者の権利を守る立場にあるのかどうか、このことが副市長選任に当たっても判断の基準となると考えます。

神園市長は、選挙公約の中では行財政改革を続けると、このようにうたっている。業務の委託、 民営化の推進を掲げています。神園市長の1期目の実績として、集中改革プランの策定が挙げられております。ですから、この流れを引き続き進めていくという立場も表明されています。しかし、この行財政改革は自公小泉政権の構造改革路線のもとで、国民に暮らしの破壊を推し進めてきたものであります。

この構造改革路線というのは、既に破綻をしたことは昨年の総選挙での自公政権の退場と政治を何とか変えてほしいと、この願いを国民の願いを受けた民主党中心の鳩山政権の誕生で明確になっています。市長の方針は、この破綻した構造改革路線を引き続き、枕崎市政で推進しようとするものであります。この集中改革プラン、これが枕崎の市民にどのような影響を与えてきたのか明確であります。

神園 1 期市政が策定し、瀬戸口市政が進めて具体化してきたこの集中改革プラン、ここでは健康診断の検診料の引き上げ、はりきゅう助成のカット、敬老祝い金の削減、以前は80歳以上に支給していた敬老祝い金を80歳のとき、88歳になったとき、90歳になったとき、99歳になったとき、100歳以上とこのように節目支給に切りかえてきました。

また、市の奨学金貸付制度これも大幅に削減しました。平成16年度は6,000万円の貸付枠があったのに、それを3,000万円の半額にしてしまいました。これによって、多くの学生がこの制度からはじき出されてしまっています。

さらに、住民の安全を守るための急傾斜地崩壊対策事業、これに対して1割の受益者負担金を 導入するとこういうことを行いました。県下でもすぐれたこの危険地対策事業に1割負担金を持 ち込んだことによって、危険地域解消に大きな障害を持ち込んでいる、こういう点では、住民の 命・安全を守るという件で大きな交代を持ち込んだものであります。

さらに、市の公務という仕事に民間委託、民営化を持ち込んできたことであります。正規の公 務員を非正規の職員に切りかえる、これが大幅に拡大しています。

さらに、市立保育所、妙見の里の民営化。これはまさに枕崎市政が福祉の行政から手を抜いていく、放棄していくとこういう立場を実行してきたものであります。このような行財政改革を今後も推進するという立場は総選挙で示された国民の審判、政治をかえてほしいという願い、この政治の大きな流れを見ることができないものであります。とても容認することはできません。副市長は、この市長の政策と方針を実行するものであります。こういう立場から、日本共産党市議団は反対をするものであります。

○俵積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。 議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○俵積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、17人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

「書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

〇俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、7番原村且元議員、8番板敷重信議員、10番米倉輝子議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

「開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符号いたしております。

そのうち賛成15票。反対2票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第21号は、同意することに決定いたしました。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩 午後1時10分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第27号及び第28号の2件を一括議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第22号及び議案第23号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員神園文隆氏の任期が平成22年3月16日をもって満了となりますが、その後任として上野稔氏を公平委員会委員に選任したいので地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第23号人権擁護委員候補者の推薦について、申し上げます。

人権擁護委員中原茂子氏は、平成22年6月30日をもって任期が満了となりますが、その後任として久保愛子氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、

議会の意見を求めるものです。よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の 説明を終わります。

○俵積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、それぞれ無記名投票で行います。

まず、日程第27号公平委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○俵積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、17人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**俵積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

〇俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼·投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

○俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、11番沖園強議員、12番豊留榮子議員、13番中原重信議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符号いたしております。 そのうち賛成17票。反対0票。 以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第22号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第28号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、17人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**俵積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼·投票]

〇俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

○俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、14番佐藤公建議員、15番園田武夫議員、16番新屋敷幸隆議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いいたします。

「開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符号いたしております。

そのうち賛成17票。反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第23号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第29号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、広域連合議会議員のうち市議会議員区分から選出の議員に2人の欠員が生じたため、 広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員から2人の議員を選出するものです。

お諮りいたします。

本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数のみを報告することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。 議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信議長 ただいまの出席議員数は、18人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。 まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○**俵積田義信議長** 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

「書記投票箱点検〕

○俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

○俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、17番立石幸徳議員、2番牧信利議員、○3番板敷作廣議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

「開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票18票。無効投票0票。

有効投票中、池田守11票。崎田信正7票。

以上のとおりであります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時35分 散会

本会議第2日

(平成22年3月8日)

平成22年枕崎市議会第1回定例会

議事日程(第2号)

平成22年3月8日 午前9時30分開議

日 程 番 号					名					
1	1	般	質	問	牧		信	利	議員	(31ページ~40ページ)
					米	倉	輝	子	議員	(41ページ~45ページ)
					原	村	且	元	議員	(45ページ~54ページ)
					沖	園		強	議員	(54ページ~62ページ)
					豊	留	榮	子	議員	(63ページ~71ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程 (第2号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員 2番 牧 信 利 議員 茅 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 野 勳 議員 議員 今 門 5番 村 上 3 工 6番 求 議員 議員 7番 原 村 且. 8番 板 敷 信 議員 元 重 之 輝 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 子 議員 沖 袁 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 降 議員 袁 17番 <u>\\ \</u> 石 幸 徳 18番 上 釜 議員 議員 11 ほ

1 本日の書記次のとおり

袁

田

雄

敏

原 均 事務局長 橋之口 寛 書記 平田 俵積田 光 昭 書記 寿 書記 勝 書記 田 代 義

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

会計管理者兼会計課長

神 袁 征 市長 久木田 敏 総務課長 雄 Щ 英 企画調整課長 南田 朗 水産商工課長 \Box 敏 西之原 修 市民生活課長 今給黎 財政課長 力 松野下 白 濹 福祉事務所長 祥 建設課長 芳 輝 茅 真 学 農政課長 今給黎 男 健康課長 和 永 留 秀 __ 税務課長 迫 野 豪 水道課長 茶 屋 盛 忠 下水道課長 中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長 俵積田 袁 田 勝 美 市立病院事務長 清 文 財政課参事兼財産管理係長 俵積田 寿 博 市民生活課参事兼環境整備係長 揚 村 芳 江 健康課参事 中 道 Щ П 英 夫 教育長 畠 夫 教育委員会総務課長 外 三 俊 則 学校教育課長 島 洋 台 生涯学習課長 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 今給黎 給食センター所長 田野尻 龍 浪 武 志 監査委員 祐 司 佐 藤 監查委員事務局長 兀 元 幸 選管事務局長

東中川

徹

行政係長

午前9時30分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番牧信利議員、2番米倉輝子議員、3番原村且元議員、4番沖園強議員、5番豊留 榮子議員、6番立石幸徳議員の順で行います。

牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○2番牧信利議員 私は、日本共産党市議団の一員として2期目の市長に就任された神園市長に対して質問いたします。

まず最初に、神園市長自身がこの4年間にわたり、追求されてきた社会福祉協議会の不正問題 の解明を強く求めて質問を行います。

市長は、1月7日に行われた枕崎青年会議所主催の市長選ローカルマニフェスト型公開討論会で、社協不正問題について、次のように述べておられます。

福祉給食の裏金問題、これに対する報告書にもいっぱいうそが書かれているということをはっきり指摘して、証拠もあるからと市のほうに教えたが、これ読み方が分かりませんが「市のほうに教えたが証拠を見せてくれという話は一切ございません。その他にも約3,000万円という金が、社会福祉協議会の中で闇に消えたという問題があります。それも私が調べたものを市の方に差し出して、こういった問題があるから市のほうでしっかり調査してくださいとお願い申し上げたが、その後そういった問題で調べた形跡もない。本当の意味で、市民協働で枕崎を立て直さなければならないときに、まず市民の皆さんに本当のことをお話し申し上げることがなければ、市民協働というのは絵に描いた餅にすぎないと危惧しております」と発言しておられます。

この市長の発言は、公開討論会という公の場での市民に対するものであります。これを聞いた市民は、「神園さんが市長になったら当然持っている証拠を使って、疑惑の解明に取り組んでくれるだろう。闇に消えたという3,000万円の調査してくれるだろう」こういう期待で、神園市長実現のために頑張ったのではないでしょうか。

ところが、広報まくらざき 2 月号の市長就任あいさつで、市社協の調査委員会の調査報告書について触れて「その後、市社協のそれぞれの調査委員会を設置、やがて調査報告書が出されましたが、その内容たるや真相究明とはほど遠く、事実と違うことが多いものでした。私は独自の調査書を市に提出するなどして、真実を公表するよう強く求めたが当時の市はそれをしませんでした」と述べています。ここまでの内容は、公開討論会の内容と同じ方向であります。

ところが、このあいさつの最後の部分になると、これまでのあいさつの流れが突然方向転換し、このように述べています。「なお、再調査を求める声もありますが、証拠書類など既に破棄されている可能性が高く、私としてはこのことに労を費やすよりも枕崎の再生に全力を尽くしてまいりたいと考えております」と述べられております。

これは、疑惑解明はやめることを表明されたことではありませんか。これを読んだ市民は、これはどういうことだという思いをしたのではないでしょうか。

市長のこれまでの4年間の言動から見ても、当然、社協不正疑惑の解明に取り組むと思っていた市民にとって、この就任あいさつは180度転換であり、期待を裏切られたとの思いになるのは当然ではないでしょうか。証拠はあると強調し、約3,000万円の金が社会福祉協議会の中で闇に消えたと具体的な問題を明らかにした市長が、なぜ疑惑解明への取り組みをやめたのか。このことをまずお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 いわゆる裏金問題につきましては、大きな関心事がまず初めは2つあったと思い

ます。そしてその後、3,000万円の疑惑が指摘されて、それがどうなっているんだということにつながっていったと思います。

裏金問題で最初2つの大きな関心事があったということは、まず第1点目は一体いつから始まって、総額幾らぐらい裏金をつくったのか、そしてその使い道は何に使ったのかという点であったかと思います。2つ目は、その裏金づくりに関して、市の職員の何らかのかかわりがあったかどうかという点ではなかったかと思います。

第1点目の裏金づくりが始まった時期ですとか、総額とか、使い道とか、そういったことに関しまして市の調査委員会の報告は確かに出されました。社協の報告書も出されました。その中にも、数々の疑問が私としては残っております。

問題は、2つ目の市の職員の関与があったかどうかという点でありますが、これに対して調査報告書は、市の職員の関与はなかったとこう結論づけておりますが、その結論の根拠としまして、裏金づくりがあったという事実を市の職員は神園……、あ、ちなみに先ほど「かみぞの」とおっしゃいましたが、私「かみその」でございますので、よろしくお願いいたしますが、神園が役所のほうに言って来るまでは、だれ1人知らなかったんだと、だれ1人知らないんだから市の職員の関与があるはずがないと結論づけているように見られます。

私が証拠があると言うのは、この第2点目の市の職員がだれ1人、私が市役所に言って来るまでは知らなかったというこの件につきまして、これが全くの事実と違うと。そういうことを言ってきたわけであります。

また、青年会議所の討論会とか、あるいは私の語る会とか、選挙中の個人演説会とか、そのことで確かにこの問題に触れましたが、それはなぜあのときに市のほうでしっかり解明しようと、そういう政治姿勢を見せてくれなかったのかと。もし私が市長になったときに、こういう問題が仮に起こったとするならば、私はそういったものは隠さないで、ふたをしないできちっとした市民に本当のことを話すという政治姿勢でやっていきますということを申し上げたわけであります。

今、この問題についてはもう追及しないと言っているのは、証拠書類等が多く紛失あるいは破棄されたということは、市の調査報告書あるいは外部の弁護士、公認会計士の報告書にもその旨がはっきりと記されております。ですから、このことについて追究していっても労を多くして益少なしという結果に終わるんだろうと思っております。それよりは、目の前に大きな問題が次から次へと押し寄せてまいりますので、そういった問題の処理とか、あるいは私が選挙中に公約をいたしました政策等につきまして、前向きに実現に向けて取り組んでいかなければならないと、その気持ちをあらわしたものであります。

○2番牧信利議員 市長は、もともとこの疑惑解明をやる気はなかったと選挙中から言っていたということですか。(「何ですか、質問もう1回」と言う者あり)市長はこの疑惑の解明はするつもりはないという立場でこの問題を選挙中言ってきたんだということかと聞いているわけです。 ○神園征市長 解明するつもりはないというよりも、今となっては解明は難しかろうと思っておりましたから、もし、今後こういった問題が起こったならば、もちろん起こらないように普段から一生懸命尽くすことはもちろんですけども、もし起こったとしても不祥事にふたをするようなことはしませんと。その姿勢を表明していたということであります。

○2番牧利信議員 市長は、この事件を告発された当事者ですよ。みずからこの問題を告発して日本中に枕崎の名を宣伝されたわけですよ。そういう市長が、選挙の終わった後もこのことを言っているわけですから。南日本新聞の1月27日の記事を読むと、社協の不正問題についての記事の部分もございましてね、ここではどんな形で新聞記者がとらえているかというのがはっきりわかるわけですよ。

自治組織の再建や社会福祉協議会の不正経理問題等について触れ、市民と力を合わせる市民協働がすべてにおいて重要、できる限り情報を開示し、事業を進めていきたいと抱負を述べたと報

道されています。

つまり、自治組織の再建とか社会福祉協議会の不正経理問題が、市民協働を進める上で重要だというのを市長が言われたかどうかは別ですが、新聞記者はそう受けとめて、当然これはこの記事を読むと、市長は社会福祉協議会の不正経理問題をやはりきちんとするんだなと受けとめられるような報道ですよ。この報道については、これは間違いだと、それは新聞記者が勝手に書いたということですか。

- ○神園征市長 間違いだとは申し上げません。私が就任式で触れたことは、今、申し上げたような私の市長就任後の政治姿勢について申し上げたつもりでありまして、その例として社協問題が十分な解明の姿勢を見せないままに終わったと。これでは市民協働というのは、行政と市民がパートナーを組んで一緒に枕崎をつくり上げていこうということであるから、一方のパートナーに、うそを知らせたまま、あるいは本当のことを知らせようとしないまま、そういったことでは市民協働は成り立っていきませんよと。そういったことを言いたかったわけであります。
- **〇2番牧利信議員** それでは市長は、この4年間取り組んでこられた、この市長が取り組まれた相手は、瀬戸口市政ですよ、瀬戸口前市長ですよ。これに対してこういう公開質問も出されていますよ。どこにごまかしがあるか、うそがあるかというのを書いてあります、ここにね。これおたくが出された平成18年6月27日神園征って書いてある。こういう行為は、その市政を瀬戸口前市長に対して、何を求めてこの社協問題を追求してこられたんですか。ねらいは何ですか。
- ○神園征市長 私が、この問題を告発とさっき申し上げましたが、告発という言葉が当てはまるかどうか、これはまた別問題としまして経緯を申し上げますと、まず18年3月1日に社会福祉協議会の……(「いや経緯はいいです。質問に答えてください。時間がないんですよ」と言う者あり)真相の解明を求めて、事実はこうですよと。ですから、もう1回調べてくださいませんかと。そのためにその公開質問状を出したわけであります。
- ○2番牧信利議員 市長は証拠を持っておられるわけでしょ。その証拠というのは何ですか。
- ○神園征市長 社協の職員が私のところに来て、私にそういうことを教えてくれた。それが18年3月1日でした。それからのおおよそのことを自分で調べたことを日記風に書いてあります。 そのこととか、市の職員と私が来る前に既に知っていた市の職員と話したその記録等であります。
- **〇2番牧信利議員** 約3,000万の金が社会福祉協議会の中で闇に消えたと言っていますね。これはどういう金が消えたのですか。
- ○神園征市長 市が、社会福祉協議会に事業を委託するに当たりまして、社会福祉協議会と業務委託契約書というのを交わしております。その中には年度末にその事業にかかわる経理全般を精算して、委託料よりも精算額が下回った場合には、つまり委託料の方が多かった場合には、その金は返納しなければならないとあります。その返納金がなかったということであります。
- **〇2番牧信利議員** そういう事実を知ってらっしゃるんだったら、これを調べもしないで、もうこの問題どころじゃないと。市政の別のほうにいっぱい問題があるから、それをやるんだというふうにいくんですか。市長自身が証人も握っている、証拠もあると。しかも、使い道は闇に消えたと言うが、今、市長が言うように、精粗の3,000万がどういう金かというのも市長は知っている。そういうのを知ってても、ふたをするというのはどういうことですか。

市長というみずからの職責に就かれたんだから、今まで瀬戸口前市長が神園さんがどひこ言っても聞かなかったことを、みずからが市長だから、みずからの責任で調査したらすぐわかることじゃないですか。解明できることですよ。それをなぜやらないんですか。

〇神園征市長 先ほどから申し上げておりますように、私がはっきりした証拠というのは、市の職員が知っていたということについての証拠でありまして、その3,000万円の疑惑につきましても、私なりに調べました。平成5年からの会計課にある伝票等も、全部情報開示して出してもらいました。そして、決算書とかそういったものも調べました。

その伝票等を調べたものにつきましては、A4に6枚詳しくまとめまして、市のほうに出しました。もし、これに私がこれは公開質問その4に書いてあることなんですが、いろいろと疑問を書きまして、この疑問に御回答いただくとともに記載内容に問題があるか。あるいは反論があればその旨、御指摘くださいと。こういうことを書いてありますが、市のほうからは具体的な指摘もなく、反論もなかったということであります。

○2番牧信利議員 だから、瀬戸口前市長はあなたの要請にこたえなかったのだから、今度はあなたが市長になったのだから、その市長権限を使ってあなたの調査したことは本当に正しかったのかどうだったか。この疑惑の解明に当たるというのはあなたの責任じゃないですか。あなたはもう市長ですよ。前の市長のときは自分で調査したことを提供して、こんな証拠があるじゃないか。こういう事実があるじゃないかとなぜ調べんのかと言うても返事もしなかったと言ってるわけでしょ。そしたら今度はあなたが市長になったんだから、あなた自身の力を使って調べれば簡単に済むことじゃないですか。

何で、その前の市長のときの話をして提供したけど、何もこたえんかったというような話に、 答弁になるんですか。今度はあなたがやる番ですよ。

瀬戸口前市長は、その在任期間中にこういう不正問題があったことは全くないんですよ。それまでの市長が行ってきたそのツケを全部、言うならひっかぶったわけですよ。あなたの告発があったから、それを調査せないかんとなったわけですよ。なかなかこれも動かんかったけれど、市民の世論が高まって外部調査委員会もつくったじゃないですか。それなりの金も使って、時間も使ってんですよ。

今度は、あなたが市長になったんですよ。その市長になった途端、私はせん、あるいはその瀬戸口前市長に私が調査したことを提供して、それに基づいて調べてくれと言ったが、何の誠意も示さんかったと。だったらあなたが市長だから今度は、あなたの責任で調べればいいじゃないですか。なぜ調べないんですか。

〇神園征市長 これも最初にもう答弁したかと思います。証拠書類等が残っていないと。例えば、これは公開質問、私の公開質問その3に対する回答ですが、公開質問では返納金がなかった理由を明確にわかりやすく説明してくださいと。これに対する回答は、この件については、その根拠となる書類等の確認ができない状況である。明確な回答ができないと返ってきております。

そしてまた、市の調査報告書あるいは社協の調査報告書、あるいは外部の調査委員の報告書、 これらにもそういった証拠書類等が残っていないということがはっきりと記されております。

そしてまた、決算書等も驚くことに市の決算書と社協の決算書のほうに食い違いがあったり、あるいは2種類、3種類決算書があったり、そういったいわば摩訶不思議なことがあったわけでありまして、どの決算書が本当の事実を伝えているのかどうかわからないような状況であります。これを調べるとなりますと、それこそ以前問題になって議会等でもさんざん論議されましたけど、あのとき以上に膨大な時間を費やすであろうと。それよりは目の前に横たわっている難題を解決していくことに力を注ぎたいということであります。

- **〇2番牧信利議員** それで、証拠書類があるかないかを市長は調べたんですか。イエスかノーで 答えてくださいよ。
- ○神園征市長 私自身も市のほうに決算書の提出を求めましたが…… (「いやそんなことを聞いているんじゃない。市長になってから調べたのかと聞いている」と言う者あり)市長になってからは調べておりません。目の前に毎日難題が押し寄せておりますので。
- **〇2番牧信利議員** 忙しいから調べださんかったって、それでやめたと。そんなの話になりますか。あなたは何て言ってるかというと、報告書にもいっぱいうそが書かれていますと言っていますよ。ところが、今度調べんことの証拠書類がなくなった理由に、その報告書を盾にして社協の報告書やその市の報告書や外部委員会の報告書に、証拠書類が破棄されたというので、もうそん

な証拠書類はないちゅう、あなたの調査をやめる理由としているじゃないですか。おかしいでしょ、あれはうそ偽りだ、ごまかしだと一生懸命批判している報告書を今度は錦の御旗に立てて、報告書に証拠がないと書いてあるから、私はもうやめますよと。こんなのが通りますか、どうですか。

○神園征市長 膨大な時間をかけてもう1回調べ直すことと、今、目の前にある難題に向かって それを1つずつ解決していくことと、枕崎市にとってどちらが益になるかということを申し上げ ております。

〇2番牧信利議員 今、市長は何て言ってるか、選挙のとき何と言ってきましたか。

[傍聴席から「何が思たこつ言うちょっか、おら」と言う者あり]

○**俵積田義信議長** 静粛に願います。(「後で私に文句がある人は……」と言う者あり)静粛に願います。暫時、休憩します。

午前 9 時 5 8 分 休憩 午前 9 時 5 9 分 再開

〇俵積田義信議長 再開します。

傍聴者の皆さんに御注意いたします。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛 に願います。

なお、このような場合、地方自治法第104条に基づき、同法第130条第1項及び第2項の規定 を適用し、退場を命じることもありますので、念のため申し上げておきます。

○2番牧信利議員 物事を判断するときに、神園市長はこの市長をやめて以来この4年間、この問題を一貫して取り組んできたんですよ。そして、選挙を通じても選挙後もこの問題を取り上げているわけですよ。そういうものを見たら、神園市長は当然市長になったらこの問題取り組んでくれるだろうと思うのは、みんな当たり前のことでしょ。それが嫌いな人は、別な候補を推したでしょうし、解明してほしいんだったら、今までの経過から見れば神園さんを推したと思うんですよ。

ところが、市長になって日もないのにもうやめたと。根拠は何かと聞いたら、外部報告書は市 の調査報告書に証拠がもうないと、破棄されてないと、市役所に質問したら、そういうものはあ りませんと回答が来たと。それを根拠にして、やめたという話でしょ。そんなのが通りますか。

あなた自身が市長になったんだから、あなたがやろうと思えば、調査をまずしてあるかないか。 証拠だけが問題じゃないんですよ、これは。もっと後で尋ねますが。しかし、あなたは証拠がな くなったというのを理由にしてやめるから今、言っているんだけど。調べもしないで外部委員会 の調査委員会の報告書にそんなこと書いてあったからと言って、そんなのを盾にして自分の行動 を決定するなんちゅうのは、これまでの4年間のあなたの言動から見て、それは全く裏切りです よ、市民に対する。裏切りと思いませんか、どうですか。

○神園征市長 私の選挙前、あるいは選挙中の話を聞いていただいた方々は、私がこの問題の解明は、今となっては難しいと話してきたことを覚えていらっしゃる方も多いと思います。

現実にある公民館では、市長になったらしっかり調べて刑事訴訟に持っていけるくらいしっかり調べてくれという声が出されましたけれども、残念ながら、今となってはそれは難しいだろうと。はっきりと私はそう答えております。

〇2番牧信利議員 そうすると、はっきり言えば市長は、解明する考えもないのに、選挙のためにこの問題を盛んに取り上げてきたと受けとめていいんですか。

○神園征市長 ですから、政治姿勢の問題として……(「今、言ったのは、選挙のためにこの取り上げたのかって聞いてる。ないならない、はいって言えば、はいでいい」と言う者あり)私の政治姿勢を申し上げただけの話です。

- **〇2番牧信利議員** 全くそれは市民をばかにした話ですよ。我々は、あなたと一緒にやったこともあるんですよ、この問題で。裏切りじゃないですか、それは。自分の野心を、野望を実現するために利用できるものは何でも利用すると。そういう姿勢じゃない、政治姿勢というのは。そういう姿勢ですか、あなたの市長としての政治家としての政治姿勢というのは。自分の野心を実現するためなら、利用できるものは何でも利用すると、そういうことですか。
- 〇神園征市長 違います。
- **〇2番牧信利議員** そしたら、なぜこの解明をやらないんですか。これまで経過から見たら、あなた自身が告発したことですよ。そして、市民に訴えてきたことですよ。やらないというのは、あなたがうそ偽りを言っているってことじゃないですか。違いますか。
- 〇神園征市長 違います。
- **〇2番牧信利議員** 市長はこの社協問題というのを小さくとらえていると思うんですよ。本質は別にあるんでしょうから。しかも、その解明をしなきゃならん責任が神園市長自身にあるんですよ。あなたは1期目の就任以来、社協とのこの給食問題による契約の調印の当事者ですよ。みずから契約を結んだその4年間の中で、こういう問題が起きたんですよ。それについて、どのように受けとめていらっしゃいますか。
- ○神園征市長 この裏金問題は平成6年に始まって、そして13年度末で終わっております。14年度1年間、私が市長に就任した年1年間行われておりません。これは後から見た結果ですけれども。そして、15年度に1年間、つまり、私の在任中にも1年間だけ行われております。それだけに、真相を解明してその真相を市民の皆様にお知らせした上で、市民の皆様にお詫びしたいと。そういった気持ちでずっとおりました。

しかし、残念ながらそれはなされなかったし、議会でも特別委員会等も設置できませんでした。 私に話した市の職員の1人は、特別委員会でもつくってくれればいいのにと言っております。

〇2番牧信利議員 いや、議会頼みじゃする必要もないですね、調べる気があれば。あなたが、 調査委員会を設置して再調査すればできることじゃないですか。当然のことですよ。

「傍聴席で私語する者あり〕

- 〇俵積田義信議長 御静粛に願います。
- **〇2番牧信利議員** 議会が特別委員会をつくらんかったから、解明できなかったっていうのは、 それはあなたが必要でない時代は言えたかもしれんですよ。しかし、今はもう市長ですよ。あな たがやればできることですが、調査は。できると思いますか。あなたが市長になっても、この調 査をやろうと思えばできると思っているんですか、思ってないんですか。
- **〇神園征市長** 多分、真相解明までには至らないだろうと思います。ですから、私が市長として考えた場合に、この問題に多くの職員を使って膨大な時間を費やすのと、今、なすべきことをなすことと、どちらが枕崎市にとって大事なことかといった場合に私は、目の前の問題の解決に全力を尽くしたいと言っているわけで、市長としての判断であります。
- ○2番牧信利議員 全くこれは、逃げ口上じゃないですか。その裏に何があるかはわかりませんが、あんたたった2~3日で態度をかえたわけだからな。ただ、社協の不正経理問題というのは、本質を見ないといかんですよ。1つは、市と社協の契約は社協の給食事業において、人件費を賄えないような、低い委託料契約が結ばれていたということですよ。これは最初の年の決算で、70万円ほど不足をして取り上げたことがありますが、それは今後改善するという当時の回答でしたけれども、それが実際の表に出た最初の話ですけどね。それが改善されなかった。なぜか。委託契約料が低いから、この問題が起きたんですよ。

足らない金をどこから穴埋めするかと。そういう点で給食の材料費を使ったわけでしょ。本来ならば、契約書ではこう書いてありますよ。原材料費等の実費となっている。実費、これはこれまでも議会で取り上げている、実費ですよ。

ところが、350円という高い給食費を取っていたというのは、これは外部調査委員会の報告書にも指摘をされていますよ。なぜ改善しなかったのかと指摘されている。それは市の怠慢として 指摘されているんですよ。

この論議の中で明らかにしたのは、市立病院の病院食は1食が240円ですよ。学校給食は247円ですよ。そういう中で350円取ってたわけですから、当然余るのは当たり前ですよ。それが積み立てられてきた剰余金ですがね。そういうのを見越して市は、委託料の契約を低く抑えてきた。それがこういう不正が起こった1番の原因なんですよ。

しかも契約書では、報告義務となっている事業実績報告書、これも出されてこなかったわけですよ。こういうのを調べないかんわけですよ。何でこんな低い契約となっていたのか、委託料が。 給食費の実費という、こういうものがなぜ無視されてきたのか。こういうのは、ちゃんと聞き取りして調査すればわかっていくわけですよ。

報告義務となっている事業実績報告書がなぜ出されなかったのか。行政文書としては存在しないと市は回答しました、私の請求に対して。文言がなかなかおもしろいでしょ。行政文書としては存在しないが、メモとしてはあるかも知れないんですよ、調べれば。市長がやる気があれば、この社協不正経理の大もとが、明確になるんですよ。

ここが1番の原因。ここから不正が引き起こされてきた。市が金を削って契約料を安くしたから、金をどっかからか持ってけと。当事者同士だからわかってるじゃないですか。給食費が余ってるんだから、あれ回せよとなった可能性も強いんですよ。そういうのを今度あなたが市長になったんでしょ。前の市長のとき、やいやい言ったことを自分の力で調べないかんのよ。

今、大変な問題が山積みしてるからそれどころじゃないと。とんでもないことですがね。あなたの公約であるうそ偽りは言わないとかね、そういう立場すらあなたは踏みにじっている、今。みずからの公約をきちんと実践するという立場がなくなっているんじゃないですか。やればできることですよ、これは。契約の実態がどうしてこんなひどい契約になったのか。そこを調べれば、この不正経理の大もとの原因がわかる。どこに責任があるのか。

外部調査報告書でも、市の怠慢というのを明確に指摘しているから。その怠慢の具体的実例は、 市長が調べればわかることですよ。調べないんですか。

〇神園征市長 今、おっしゃるような問題については、現在もいろいろと検討しておりますし、 これからもまた、そういった問題については、よりよい社協との間に関係ができるように努めて いくことだと思っております。

○2番牧信利議員 これから先の話してるんじゃないんですよ。今までのことを解明しないと、今までの実態を明らかにしないと、将来に向けてはきちんとした出発はできないですよ。この高齢者の皆さんが、給食を取ったためにどれぐらいピンはねされているかと。これは、瀬戸口前市長の報告ですが、4,648万7,612円ですよ。これ年寄りからピンはねしてるんですよ。そのほかに水増しが960万でしょ。これが、どうして小さいことですか。あなたが一生懸命追求してきた、市長になった途端やめたと。これで1番はっきりするのは、市民が政治に対する不信感を募らせるだけですがね。

あなたが言っても、あれは本当かどうかというのを探ってみないと神園市長の言動は信用できないということになりますよ。どひこ市民協働だ、情報を開示する、本当のことを話す。あなた口ではそう言うが、実際、自分の行動としてはやらないと言っているわけじゃないですか。これはどうして、神園市政が信用できますか。選挙のために、利用するためにばんばん言ってきたという以外に考えられない、実際言って。選挙当選したらもう知らんよちゅうことですから。

これはある会場では、これは難しいですと言ってきたというんです。ほな、難しいかどうかというのは、我がが市長になって証拠書類がどうなっているかを1通りでも調査すればまだいいですよ。調査した結果、やっぱりそうでしたと言えばいいですよ。調査もせんでおって、自分が偽

りが多いとか、ごまかしが多いとかいう市の報告書や外部調査委員会の報告書を盾にとって、これは証拠がもうないと言うから、私はもう調べても時間の無駄だと、金の無駄だと、今、それどころじゃないと。そういうことになるんですか、本当に。政治家が、それはいいと思っているんですか。

- **〇神園征市長** これは、私が2年間に調べた資料であります。 (それはいいから、質問を答えてくださいよ」と言う者あり)
- **〇俵積田義信議長** 答弁中です。静粛に願います。 (「そんなものを持ち出してきて、今からこうして調べて……」と言う者あり)
- **〇神園征市長** これだけ調べても、調べてもなかなか解明できないだろうと。(「だから」と言う者あり)
- ○俵積田義信議長 答弁中です。静かに願います。
- ○神園征市長 市の職員が、私の求めた情報開示にどれだけの時間を費やしたのだろうと。そして、私自身も大変な時間を費やしました。そして、情報はできるだけ一民間人でしたけれども、公開質問という形で皆さんのお手元にも届きました。残念だったのは、その資料が議会であまり論議されなかったということであります。今、難しいだろうと。それよりも先ほどから何度も言うように、これからの枕崎について皆さんと一緒に考えていきましょうと。こういうことを申し上げております。
- **○2番牧信利議員** 言いわけだけじゃないですか。ほんなら、何で選挙のときこの問題を取り上げたかと。瀬戸口前市長の政治姿勢を追及したんだと言うんでしょう。その追及した本人が、自分が市長になったらみずから調査もしないというのは、あれはあんた何のために言ったのかってなりますがね。

自分の選挙に勝つためにどんなことでも利用すると。こういうことだけしか浮かんでこない。 市長、これはもう全く無責任。政治家として全く無責任のきわみだと思える。私は、この問題は 今後も引き続きやりますが、そういう神園市長の姿勢では全く信用できないですよ、あなたの言 うことは。このことだけは申し上げておきます。

次に、残された時間少ないんで簡単にいきます。後期高齢者医療制度について、75歳で人を 区別するという差別医療、これは世界に例のない医療制度ですが、この制度は鳩山内閣が民主党 時代に廃止すると公約してきたものである。ところが、鳩山政権は4年先送りを決めて、これか らも高齢者に一層の犠牲を押しつけようとしているわけであります。

後期高齢者医療制度について、市長はどのような認識を持っておられるのか、このことをまず お尋ねします。

- ○神園征市長 後期高齢者医療制度につきましては、75歳という年齢で区分したことが、最大の問題点であっただろうと思いますし、その他の問題点を含めましてこれは見直しすべきだということになっておるようでございます。そして現在、その廃止に向けて、あるいは新しい制度の構築に向けて検討中かと思います。
- **〇2番牧信利議員** 今、県連合会の保険料改定については今、どういう状況ですか。課長のほうにお尋ねします。
- **〇今給黎和男健康課長** 22年度、23年度の鹿児島県の広域連合の保険料につきましては、現行のまま、21年度の税率のまま据え置いて運営を図るということに決まっております。
- **〇2番牧信利議員** 現行のままというわけですから、値上げにはならなかったと。これはやっぱ県民の運動の大きな成果だと思うんですね。ただ、鹿児島県の場合はこの保険税率が高いですよ。均等割、これはもう等しく負担しなければならない分は、4万5,900円です。九州で1番高い、この税率は。全国でも4番目ですよ。だから市長は、もう決定したと言うのですが、2年後はまた改定するわけですから、こういう点では高い均等割の税率引き下げ、これらを含めて現在も決

定したというんですが、県連合に対してこの後期高齢者医療制度の保険料の引き下げ、これを要請していく考えないのかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 2月20日に開催された鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、平成22年度、23年度の保険料率について協議し、剰余金と県の財政安定化基金の活用によって22年、23年度は21年度保険料率のまま据え置くことで決定しています。今おっしゃるようなことは、また今後の問題だろうと思っております。

○2番牧信利議員 答弁せんでいいところを長々と答弁してもらっちゃいかんわけですよ。するのかしないのか、それだけ答えていただければいいわけですよ。課長がさっき言ったことを繰り返しただけじゃないですか。もう時間ないんですから。わずかな時間で質問してるんですからね。市長は鳩山政権に公約を守れと。政治家としての姿勢を正せという立場で、後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよう要求する考えはないのか、お尋ねします。

○神園征市長 直ちに廃止して老人保健制度に一たん戻すことは、たびたびの見直しを行うことになりまして、逆に高齢者の方々に不安や混乱を生じさせること、あるいはシステムの改修や被保険者情報の移管作業等に、約2年の期間と多額の経費を要すると聞き及んでおります。新たな制度に直接移行するほうが合理的ではないかと考えております。

〇2番牧信利議員 これは、前瀬戸口市長と同じ答弁をして、同じように高齢者に犠牲を押しつける立場を明確にしている。こういう点では、前の市長と今の市長は同じ立場やと。年寄りいじめは同じだと。疑惑解明はしない。こういうことですが。

奨学金についてお尋ねします。市の奨学金、現在、予算額は3,000万円。これは、神園第1期市政のときに、集中改革プランをつくって6,000万だった予算枠を毎年減らして3,000万にしてしまった。瀬戸口市長が前年200万上乗せをして、3,200万の予算になっています。その結果、どうなっているかというと、平成16年5,835万の貸し付けだったのが、平成21年は2,942万の貸し付けに減らす、半分に減っている。それを利用できる学生の数は、158人から76人、これも半減した。

つまり、学業を希望して奨学金を受けたいという人たちの希望を切り捨ててきたというのが、 実態。これが、神園 1 期目市政がやってきた住民切り捨ての市政ね。その結果が今、こういうふ うにあらわれている。今、不況で、また両親が仕事も大変だ、給料も下がる、職も失う、そうい う中で一層学業への支援が必要なときである。商工振興資金とか、農業振興資金とか、水産業振 興資金という貸し付けについては、一切その予算枠は守られているのに、奨学金だけは半減する。 こういう点では、貸付額そして貸付枠を拡大する考えはないのかどうか、市長にお尋ねします。

○神園征市長 22年度の予算としましては、3,200万円を計上したところでありますが、これは公立高校授業料無償化の国の対応と勘案しますと、実質的には150万円の増額になります。奨学金の総額につきましては、18市の中でも人口割で比較しますと、1番多い額となっております。ふやせればいいんですけれども、いろいろな本市の置かれた財政事情等もありまして、来年度はまた来年度で考えるんでしょうけど、今年度はこれでいきたいと思っております。

○2番牧信利議員 今の日本の経済情勢、子供を育てている親御さんたちの立場をやっぱり考える必要があるんじゃないんですか。そういう立場に立ってやらないと将来を背負う子供たちの教育というものはできないと思うんですよね。その点は、今後の取り組みをまた要望しておきます。次、市営墓地の墓参道整備について。これは、前瀬戸口市長が犬牟田墓地の北側墓参道についての整備の検討を約束してたんですが、その後の取り組みの状況をお尋ねいたします。

〇西之原修市民生活課長 御指摘の道路につきましては、墓参者に支障を来たさないように、倒れた箇所について砕石等で補修を行っているところであります。今後は、具体的な整備の実現について努力してまいりたいと思います。

○2番牧信利議員 努力をするというのは、具体的には金がないと仕事が進まんのですが、どう

なるんでしょうかね。具体的にいつ、予算をつけるんですか。

- **〇西之原修市民生活課長** 全体的な予算の枠という関係もありますので、いつということはお答えできないんですけど、できるだけ早い時期に実現できるようにしたいと思います。
- **〇2番牧信利議員** 市長にお尋ねしますが、この墓参道について市長自身は見られたことはありますか。
- 〇神園征市長 あります。
- **〇2番牧信利議員** それでは今、担当課はできるだけ早くと言ってますが、市長としてはここの 整備についてはどのような考えをお持ちですか。
- **〇神園征市長** 先ほど申し上げたように、具体的な整備の実現につきましては、6月補正で何と か検討したいと思っております。
- **〇2番牧信利議員** 前向きの答弁ですので、よろしくお願いします。

次に、最後の問題です。普天間基地の移転先として、徳之島、馬毛島が候補地として挙げられています。普天間基地は、アメリカの海兵隊基地であり、世界各地に事態が生じた場合には真っ先に殴り込んでいく、いわゆる侵略部隊で、この普天間基地というのは県民を銃と戦車で追い出して、強制的に取り上げてつくったものであります。

これは国際法上も違法なもの。ですから違法なものを、その移転先を見つけて出て行ってくれ というのは全くおかしな話でありまして、無条件にアメリカは出て行ってもらうというのが当然 の立場である。

しかし、鳩山政権は馬毛島だとか徳之島とか、または鹿屋とか、いろんなところを候補地に挙 げながらやっていますが、これはもう鹿児島県にとって、または枕崎にとっても貴重な漁場です。 馬毛島の近海、こういう点ではまさに県土を守る、平和を守る。そういう立場からこの鹿児島県 内には、アメリカ軍の基地はつくらせない。こういう立場を市長として表明するべきではないか と考えますので、お尋ねをいたします。

- ○神園征市長 こういったものは鹿児島県内だけでなくて、どこにも必要ないという世の中が来ることを願っておりますが、しかし、現実には外交防衛上の問題で、非常に高度な問題であります。地元の意向等にも、今後も動向を見守っていきたいと思っております。
- **〇2番牧信利議員** 地元種子島では、市長さんや町長さんがこの反対運動の先頭に立っておられますよ。徳之島もそうでしょ。地元の動向を見守っていくちゅうのはどういうことをいうんですか。一緒になって戦えばいいわけでしょ。鹿児島県内には持ち込むなという立場を表明する。

鹿児島県議会は、この馬毛島の夜間飛行訓練は反対という議会での決議を上げましたよね。つまりそういう点では、今、このアメリカ軍基地の問題というのは、全国どこに持って行っても新たな犠牲とそして問題を引き起こすことに間違いない。

ですから、外交上の問題とか防衛上の問題とか言われますが、要するに、力ずくで沖縄県民の 土地を奪った。ここは無条件に撤去してもらう。これは当然のことですよね。そういうものを今 度は鹿児島県に持ってくると。これはとんでもない話ですがね。

枕崎は平和都市宣言をしている町ですから、市長としてはその立場に立って、県内に米軍基地はつくらせないと。徳之島や馬毛島、これは米軍基地は来させないと。そういう立場を表明してこそ平和都市として宣言した枕崎の市長だといえるのですが、どうですか。

- ○神園征市長 地元の意向が尊重されるべきだと思っております。
- 〇俵積田義信議長 時間です。

ここで10分間、休憩いたします。

 午前10時32分
 休憩

 午前10時42分
 再開

○**俵積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、米倉議員。

「米倉輝子議員 登壇]

○10番米倉輝子議員 春の訪れとともに一斉に草木の芽が息吹き始め、躍動を感じる季節がやってきました。私たちの町、枕崎においてもそのような様相が感じられます。そのあらわれの1つとして、市民の皆様が市政を身近に感じられるようになったことではないでしょうか。と言いますのも過去4年間で住民はこれではいけない。自分たち住民が立ち上がらなければならないという強い気持ちを抱くようになってきました。1人でも多くの方が傍聴に来ていただき、枕崎発展のために何をどうすべきか、なすべきか。その課題を行政と市民が共有するとても大切なことであると思います。

今回の選挙も事前に公開討論会がありました。地方自治を切り開くためには、このローカルマニフェスト、欠かせないものではないでしょうか。私たち住民の意識向上のためにも政治を身近に感じることで、評価と判断する力を培っていき住民も責任を担うということに気づいていただくと思います。まさに市民協働です。第5次総合振興計画を着実に推進するとともに、市民ニーズを的確に把握しながら選択と集中の理念のもと、必要性、緊急性、有効性と総合的に勘案の上、真に市民が必要とする事務事業を厳選して限られた財源を効果的、効率的に配分して予算を編成し、もって市民福祉の向上と市政の発展に資することを基本方針とすると、昨日の平成22年度当初予算で申されました。

市民はこのことを大変期待していると思います。そのためには参画し、政策ニーズを発信する役割を果たすことが市民にも期待されていると思います。そこで地域の課題を適切に把握することが大切になるかと思います。今、まさに共生協働のまちづくりが大切だと言われているさなか、市長は職員の地域担当制というすばらしいお考えを住民に語ってこられました。ぜひ実行してください。すぐ取り組むべき課題だと思いますので、まず職員の地域担当制について質問させていただきたいと思います。市内を幾つの地域に分ける御予定でしょうか。

- **〇神園征市長** 市内を幾つの地域に分けるのかというお尋ねでございますが、現在まだ具体的には定まっておりません。今、いろいろと検討中でございまして、検討する中でそういったものは決めていきたいと思っております。
- **〇10番米倉輝子議員** 優先順位としては、まず最初になさることでしょうか。マニフェストの優先順位として最初に取り組まれてほしいんですが、どのようなお考えでしょうか。
- **〇神園征市長** さっき議員がおっしゃられた青年会議所の討論会、その席でも申し上げたんですけれども、優先順位はないんだと。とにかく全部一緒に同時並行で進めなければいけない問題だと申し上げております。
- **〇10番米倉輝子議員** 大体いつごろ具体的に持っていこうとお考えでしょうか。
- **〇神園征市長** 非常に大事な問題ですので、拙速は避けてじっくりと調査し、あるいは先進地の 視察もし、そしてまた試行的な期間も設けてモデル地区等もつくったりしながら、やっていきた いと思いますので、いつということはまだ、今の段階では申し上げられません。
- **〇10番米倉輝子議員** 大変時間がいることかと思いますけれども、私たちも大変期待しておりますので、よろしくお願いします。また、公務員の市の職員の方々もやりがいをますます感じられるかと思います。市民と市役所と行政と一体になるということはすばらしいことでございますので、また地方公務員の方々も市民への奉仕者という自覚で市役所に入っていらっしゃるわけでございますので、ぜひしっかり御検討なさって早く取り組んでいただきたいと要望いたします。

職員の割り振りはどのように、一応検討中ではあられますけど、何か案を練っておられますで しょうか。

〇神園征市長 これは所信の中でも申し上げたように、枕崎市の自治機能というのが大変弱まってきていると。そういうところから地域のことは自分たちの手でという本来の自治機能が弱まっ

てきているように感じますので、それを再生するシステムとしてこういったものはどうだろうと 考えたわけであります。

具体的には、集落を現在の集落単位ではなくて、例えばひどいと言いますか、そういった組織としての機能が発揮できるのだろうかというような、例えば4所帯あるいは5所帯で1集落というようなところもありますので、そういったものは当然どこかと、それこそパートナーを組んでもらってということで、幾つかの自立できる規模のブロックを幾つかつくってまいりたいと。そして、目標は地域づくりの担い手育成。地域の課題を主体的に解決できる活力をよみがえらせるためのサポート体制。それからさっきブロックという言葉を使いましたが、そのブロック間の競争意識を呼び起こして、ひいては市内全体の活性化に結びつけたいと考えております。

職員の割り振りにつきましても、いろいろとブロック、まあ村と言いかえてもいいですが、そういったものの事情等も勘案しながら、さっき言ったようにモデル地区等をまずつくりまして考えていかなければいけないと。その作業を取りかかったところであります。

〇10番米倉輝子議員 ぜひ地域の活性化のためにも、そのような取り組みをお願いしたいと思います。また、できたら全職員は何かの形でその地域に担当されるように要望したいと思います。と言いますのも、私たち市民の方々も親しく話が市の職員の方々とも話しができる場がふえるということは大変いいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、社会福祉協議会の疑惑問題について質問させていただきたいと思います。まず、社会福祉協議会の報告書にも外部調査委員会の報告書にも社協の事務局長は市に相談に行ったと報告されております。でも名前は思い出せないと、外部調査の方には報告されております。また、枕崎市職員による何らかの関与があったのではないかとの強い疑問を払拭することはできなかったと外部調査委員会の報告書に報告されております。また、社会福祉協議会の報告書のほうにもそのようなことを聞いたという従業員も何人かおられたと報告されております。そのようなこととは市に相談に行ったということですね。これは市の委託事業ですので、何らかのかかわりがないわけはありません。

また、だまされたという職員もおられました。気の毒です。力の強い人に押されるのか、どういうのか、大変おかしな体質だったように感じられます。この4年間、全職員は全然関与してなかったと言い続けられました。つまり、疑惑にふたをなさいました。市民は、市役所のおかしいのに気づいています。あり得ないことだからです。多くの職員は本当はつらかったんじゃないかなと思います。そういうことが大きく影響したのじゃないでしょうか。役場内に明るさがなかったように感じられてなりませんでした。

そこで再発防止や体質改善のために質問させていただきたいと思います。書類がなく、もう解明することは難しいと選挙期間中も言っておられました。そして開かれた市役所になるために頑張る、うそを言わないと言っておられます。罰則なしで職員の自発的な申し出を可能にすることはできないものでしょうか。見解をお尋ねいたします。

〇神園征市長 何か罰則なしで……、何かもう関与があったんだというふうなお考えのもとから何か出ているような質問のような気もするんですけれども、さっき申し上げたとおり、質問者に対してお答え申し上げたように、1つの大きな関心事として市の職員の関与があったのかどうかという問題があったと思いますが、それの入り口のところでもう閉ざしてしまったわけですね。市の職員はだれも知らなかったんだと。だれも知らなかったことをいろいろと調査員が追及して調べるわけにはいきませんから、そこで門は閉ざされてしまったと。

ところが実際には、私がまず初めに電話で社協の職員から聞いて、その後電話で問い合わせたんですが、そのときには既に知っていたわけですね。その後、役所の方に実際に足を運んで何人かの職員に話を聞きました。少しばかり具体的な話も教えてもらいました。ですから、知っていたことに間違いはないんです。入り口のところで閉ざしてしまったと。そのことは非常に残念で

ありますが。今、議員がおっしゃるようなことをやったにしても、なかなか難しかろうと思っております。したがいまして、外部の調査委員会のほうで強い疑惑を払拭できないということが書かれておりますので、そこでとどめざるを得ないのかなと思っているところです。

〇10番米倉輝子議員 ですので、本当に難しいと思います。先ほどからも再三言ってらっしゃいましたように、今後の枕崎発展のために一生懸命頑張っていただく方向にしていただきたいと思いますが、またこういう体質だったら市民は困ります、市役所内が。その再発防止に向けてとか、体質改善のためにとか役場で決め事とか、何かそういうのはないもんでしょうか。何かお考えになっていらっしゃらないでしょうか。

○神園征市長 恐らく全職員が、2度とああいうことがあっちゃいけないといった自覚は持っていると思います。私は、前の4年間もみずから隠し事のない清潔政治と言ってまいりましたし、職員にも隠すな隠すなということはしょっちゅう申し上げておりました。また、今度もそういった姿勢で臨んで、とにかく恥じることのない行政でありたいと事あるごとに職員にも、そういった注意は喚起していきたいと思っております。

〇10番米倉輝子議員 また、いろいろな案が出てくるかもしれませんので、4年間しっかり再発を防止するように、そして今、市役所のこういう体質はほんとに改善していただきたいんです。 やはりもっと市役所は市民が親しく近寄れる場所、そして話が何でもできる場所、明るさを持った市役所にしていただきたいと思いますので、このことはこれで終わらせていただきます。

次に、紅茶について質問させていただきます。17年だったですか、幻の紅茶として5~6名のグループの方々が枕崎で紅茶をつくって、それを復活させてくださいました。そのことが新聞等にも報道されましたが、その後、影が薄くなっていきました。でも、まだ健在でございます。

昨年秋、皆様も御承知のようにイギリスにおいて枕崎の紅茶が名実ともに世界一になりました。 茅野薫氏のつくったベニフウキです。3つ星の金賞です。こんなすばらしい風土が育てた苗と人。 これは枕崎の宝です。2年前も、知覧の英国館の田中さんが世界の紅茶品評会で金賞を受賞され ました。そのときも枕崎のベニフウキでした。今、沖縄でも紅茶栽培が盛んなようです。この苗 も枕崎のベニフウキだと聞いております。枕崎には高い技術を持った人がおられます。これもま たすばらしい財産だと思います。このように条件のそろっている枕崎紅茶。枕崎の産業に育てる お考えはないでしょうか。

〇真茅学農政課長 緑茶の製造が約4時間で終わるのに対しまして、紅茶の製造は萎凋工程。茶の葉っぱをしおらせる工程でございますけれども、これが天候に左右され難しいことや、萎凋させるのに約18時間くらいかかり、また、その後の製造で約4時間の合計22時間程度かかることから、緑茶に比べ生産効率が悪い状況にあります。

このようなことから、国内での紅茶生産の取り組みは小規模な生産で、その地方の特産品として販売しているのが多いようであります。特に、本市の紅茶は、安心・安全・高付加価値や希少価値にこだわる考え方から、手摘みや無農薬など手間をかけた生産となっており、大量生産が難しく、これを本市の産業として育てるのは難しいと考えております。

なお、枕崎の紅茶が昨年グレートテイストアワード2009で3つ星金賞を受賞するなど、品質 の高さが認められておりますので、市としましても紅茶が枕崎の特産品として発展していくよう 支援してまいりたいと思っております。

〇10番米倉輝子議員 とてもありがたいことだと思います。前からずっと質問をし続けておりましたが、なかなかでございました。ぜひ、枕崎の特産として力を入れるということでございますが、例えばどのようなことでしょうか。

○真茅学農政課長 紅茶を特産品に育てていくということで、現在取り組んでいる方々、数名おられるわけですけれども高齢の方が多い状況でございます。そういうことで、後継者を育てるということがまず大事なことだと思っておりますので、そういう意味で茶業農家へ紅茶の情報提供

を行ったりしておりますけれども、残念ながら、今のところ新たに紅茶生産に取り組む農家は出てきていないという状況でございますけれども、これからも引き続き、茶業農家の方々へ紅茶の情報等について情報提供してまいりたいと考えているところでございます。

〇10番米倉輝子議員 なかなか緑茶の方も紅茶には、というところがあられるように感じられますが、ぜひ紅茶に力を入れていただきたいんですね。ここが日本の発祥地でございますので。 そしてまた育成を、後継者を育てたいと、それに力を入れたいと言っておられましたけど、何かそういう広報をなさったんでしょうか。

○真茅学農政課長 後継者ということで先ほども答弁いたしましたけれども、茶業農家の方々に 紅茶の情報の提供を行って、また、特に期待していますのが、先ほども議員のほうからありましたとおり、ベニフウキを植えている農家が数戸ございますので、そういう方々が取り組んでいた だけないかと、こちらは考えているところでございます。そういう意味で、ベニフウキの情報提供とか、また現在、ベニフウキを植えていない農家についても、情報提供を行っているところで ございまして、そういう中から若い方々が1人でも2人でも育ってこないかなと期待していると ころでございます。

〇10番米倉輝子議員 以前、幻の紅茶として人気が出てきたときに、5~6名の方々が紅茶の生産をやっていらっしゃいました。大変高齢で、できたら後継者を育てたいんだけど、その後継者を育てることができないんだよなと。市に何かそういう施策はないんだろうかと聞かれたこともありまして、一生懸命取り組んでまいったこともありましたけれども、そういう方々には何かお声を掛けていらっしゃるんでしょうか。もうそういう方々も、緑茶と両方やっていらっしゃる方々なんでしょうか。定年退職して、紅茶だけをやっているという方もいらっしゃるかと思いますけれども。

○真茅学農政課長 今、枕崎紅茶研究会のメンバー5名おりますけれども、その中でお茶をつくっているメンバーが2名おられます。もちろん緑茶が主体でございますけれども、ただ私どもがうれしく思っているのは、その2戸の中の1戸の農家のほうには、近い将来自分のうちの後継者として残ると。そういう意向があると聞いているところでございまして、そうしますと、その本市の紅茶づくりの高い技術というのは、その方に引き継がれていくと考えているところでございます。ただもうちょっと、先ほどから議員が言われますように、後継者がほかに出てきてほしいと考えているところでございます。

○神園征市長 おっしゃるように、大いにこれが広まっていけばありがたいことですが、何しろ 労働生産性というところからみますと、利益が、利幅が少ないといったような問題もあるようで ございまして、ただ、このグレーテイストアワードで3つ星金賞をとったということは全国的な ニュースになったようであります。北海道からそれを送ってくれないかという依頼も私に参って おります。残念ながら、生産者の茅野薫さんに聞きましたら、大量につくれないんだということ です。ですが、そういう枕崎の知名度というものが全国に広まる。枕崎で茶を生産しているんだ と。こういうことを知らない人がいっぱいいるわけでありまして、そういった緑茶に、こういっ たものを何とか結びつけて大いに広報をしていければと思っております。

先だって茶業の方々と話をしまして、いろんな時と場合におきまして、「もっとうんまか茶を飲ますっごっ、お前たっのほうから仕掛けっくいやい」と言ったこともありまして、そしてまたかつおぶし業者の方々にも、茶節をもっと何とかして売り出そうやと。枕崎のかつおぶしとお茶とセットにして、例えば都会のどこかのホテルあたりに、各部屋に置いておけないものかどうか、そういったこともやってみましょうと。それには味噌も必要になってきますので、かつおぶし、お茶、味噌そういったものをうまく組み合わせてできないかどうか、ひとつ検討してみてくださいとお願いもしまして、加工業者の方も「じゃあそういったのを考えっみろかいな」という話もありましたんで、大いに紅茶も枕崎の1つの宣伝材料として使っていければと思っております。

- **〇10番米倉輝子議員** 本当にそうしていただきたいものと思います。ところで先ほど、農政課長からありましたように、あと3名の方はお年をとっていらっしゃるかと思いますが、何か後継者がほしいとかそういう要望はございませんか。
- **○真茅学農政課長** 今、紅茶研究会は5名おりますけれども、先ほど言いましたように、3名の方はお茶の農家ではないという状況でございまして、その方々には後継者はいない状況でございます。
- **〇10番米倉輝子議員** そのことも以前から聞いておりましたので、少しでも若いうちに後継者をと思っておりましたが、残念ながら今に至ってしまいました。今からでもほんとに高い技術はお持ちなんですから、その方々にも無理をなさらないように後継者を育てていけるような指導といいますか、お力を市も貸していただきたいと思います。

また、緑茶の方には改植のときに補助金がつきますけれども、紅茶をもし新植というんですか、 植えたときには補助金はつかないものでしょうか。

- **○真茅学農政課長** 茶の改植事業のことでございますけれども、日本一の茶産地プロジェクト事業ということでこの事業が緑茶の改植事業の補助事業ということになっておりますが、紅茶品種のベニフウキへの改植も補助の対象となっておるところでございます。補助額につきましては10アール当たり5万以下となっています。ただし、対象者は各市の茶業者で組織する振興会、協議会に加入していることが条件となっております。ということは、市内の茶業農家は全員が一応対象者になるということでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** 紅茶の方は対象にはならないんですか、紅茶だけつくっている方は。
- **〇真茅学農政課長** 本市の茶業農家で紅茶だけつくっておられる方はおりませんので、枕崎で言いますと枕崎市茶業協議会というのがあります。ですから市内、現在43の茶工場がありますけれども、この方々の系列に入っている人を含めて、全員が先ほど言いました補助事業の対象になるということでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** ぜひ補助のほうもよろしくお願いしたいと思います。また、先ほど市長のほうからかつおぶし、お茶、紅茶とこういうのをセットにして頑張りたいと言っておられましたが、私も2~3日いや1週間、いや、いつでしたかしら、最近、KTSで日本の遺産として枕崎のかつおぶしが放映されました。大変うれしかったです。ほんとに枕崎のかつおぶしも世界一だと思いますので、紅茶にも力を入れていただき、ほかの産業にもしっかり力を入れていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○俵積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩 午後1時10分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、原村且元議員。

「原村且元議員 登壇〕

〇7番原村且元議員 午後の1番ということで眠たい時間ですけど、大事な話がありますので、聞いてください。早速、一般質問に入らせてもらいます。

まず神園市長、選挙当選おめでとうございます。枕崎市の自主独立ますますの発展のため、御 尽力されることを期待します。枕崎は、本質的には古代から海外との交易によって栄えてきたと いうことを忘れることなく、かじ取りをやっていかれることを希望します。

さて、今回は、行政契約や環境問題、さらには配慮を欠いた対策事業などによって、枕崎の尊い史跡やはかり知れない潜在的魅力を秘めている枕崎の自然や山々などが壊されているということ。それらを守る必要があるということなどについて、一般質問をします。よりわかりやすくす

るため具体例を引用したりして、質問していきたいと思います。

まず、地方自治法第2条第4項について、すなわち市町村はその事務を処理するに当たっては、 議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、 これに即して行うようにしなければならないと定めてあります。

そして同条第17項で、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とするとしています。より具体的には、同法第96条などで明示していますが、言うまでもなく地方自治体は議会と執行機関によって成り立っています。議会には、意思決定機関として条例などの制定のほか、重要な契約の締結、資産の取得・処分などを決定する行政的権限が与えられています。それが正常に機能しなかったとき、夕張市みたいな悲劇が起こることは言うまでもないことです。そこでお尋ねしますが、先ほど触れました地方自治法第2条第4項と同第17項についての執行部の見解をお尋ねします。

[神園征市長 登壇]

〇神園征市長 行政の執行に当たって、これは法を尊重するのは当然のことでございます。自治法第2条第4項については通告に載ってません。私の手元にそれがございませんが、地方自治法第2条についての見解ということであれば、土地の処分と議会の議決との関係では地方自治法第96条第1項第8号に議会の議決事件として、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得または処分が規定され、自治法施行令第121条の2の基準に従い、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条で、政令の基準どおり予定価格2,000万円以上かつ1件5,000平方メートル以上の土地の処分について、議会の議決事項と定めております。

このように土地の処分について、地方自治法上の関係で申し上げますと、条例で定める基準を超える重要なものについて議会の議決を経ることとなっており、それに該当しないものについては長の権限で行い得るものであり、それぞれその事例ごとに法令に基づいた事務処理を行っているところであります。

○7番原村且元議員 今、基本的な地方自治法第2条についての見解を伺ったわけですけども、 今後もそれを遵守していかれることを要望します。それに沿って、立地協定とか公有地の処分に 関して質問していきます。

次に、枕崎市と静岡県焼津市の株式会社マルハチテクノロジーとの立地協定の件について、その経緯についての説明の前に、議会に対する連絡・報告の仕方について、平成21年11月19日に急に全員協議会を開くとの連絡がありました。何についての協議会かは全く知らされませんでした。協議会とは読んで字のごとく協議をする場であって、少なくとも前日までにはファックスなどで協議するテーマぐらいについては知らせるべきであります。例え、連絡事項のみであっても、わざわざ全員協議会を開く場合は少なくとも開催日時の連絡時に内容をファックスで一緒に知らせるべきです。本件については、まるで抜き打ち的に事前に何の連絡もなく、全員協議会当日に資料を渡されたことについて、2番牧議員より苦言が呈されたわけですが、2番議員のほかにも同様の不満を言う議員が1人ならずおりました。2番議員が代表するような形になったので、発言はしなかったわけですが、私自身2番議員同様、議会を何と思っているのかと思った次第です。そこでお尋ねしますが、なぜ全員協議会を開くと連絡した時点で、ファックスなりで全議員に連絡しなかったんですか、その理由についてお尋ねします。

○**俵積田義信議長** 原村議員。ただいまの原村議員の質問は、全員協議会の質問だろうと思いますが、それは私の責任になりますので、私のほうに質問していただきたいと思います。

〇7番原村且元議員 いやこれは、執行部から全議員に対して全員協議会の内容について、そのおくれた理由についてお尋ねしたわけです。

○俵積田義信議長 議長より通知いたしますので、そのように御承知おき願います。

○7番原村且元議員 同立地協定は、全員協議会が開かれてわずか5日後の平成21年11月24日に、本市と同社との間で結ばれて、翌11月25日の南日本新聞には、前市長と前議長などが載った写真つきで記事が出ています。なぜこんなに急がねばならなかったのでしょうか。ことし、卒業の生徒や学生のために、どうしても急がねばならなかったんでしょうか。その理由についてお尋ねいたします。

〇山口英雄企画調整課長 ただいまお尋ねの立地協定と全協の関係ですけども、この件につきましては、最初、平成16年の暮れごろに、まず一たん、株式会社マルハチ村松のほうから話があったわけですけれども、その後3年余り、具体的な進展はございませんでした。その後、昨年7月でしたか、再び同社の常務ほかが来庁いたしまして、これまでの経緯とか、それから大規模災害に備えましたリスク分散といったような観点等から、新たな生産施設の建設を計画していると。国内外から選定した数カ所の候補地の中で、原料確保の面等から、枕崎が有力な候補地であるといった話が再びございました。それ以降、事態が急展開いたしまして、8月にはマルハチ村松から事業計画など、本市進出に際しての条件が具体的に示されたところでございます。

これを受けまして、庁内で鋭意検討を重ねますとともに、同社との間で精力的に意見調整を行った結果、双方基本的な合意に達しまして、先ほど申されましたように、11月19日の全員協議会におきまして、議員の皆様方に御報告を申し上げますとともに、11月24日に立地協定調印式を行ったというところでございます。

この全員協議会で御報告申し上げたのと、立地協定と日程が余りにも急すぎないかという御質問ですけれども、基本的合意に達しました以降につきましても、まだ細部につきまして、具体的な調整が必要でありましたこと、地元の水産加工団体といった関連業界との調整も必要であったこと、マルハチ村松側が、1日でも早く立地協定を締結の上、事業に着手したいという意向があったこと、それからもう1つ、立地協定につきましては、県も立会いのもと、マルハチ村松と本市との3者による協定でございましたので、双方の日程調整というのも必要でありましたことから、日程につきましては、11月24日になったといった次第でございます。

〇7番原村且元議員 資料は、全員協議会の当日渡されたんですけど、これ以前に、資料とかそういうの渡せられなかったんですか。

〇山口英雄企画調整課長 先ほど、御答弁申し上げましたとおり、進出について基本的合意しました後も、細部につきましていろいろと条件整備が必要でありまして、全員協議会をお願いする直前まで、細部についての具体的調整を行っておりました。そういった関係で、今こちらとしましても、なるべく早くお知らせしたいという意向は持っておりましたけれども、なかなかそれが思うようにいかず、直前の当日の資料提示となったということで御了解いただきたいと思います。〇7番原村且元議員 次に、あの公有地の処分に関して、地方自治法第234条、238条などで、厳しい制約が課せられています。そこでまず、行政財産と普通財産についての違いについて執行部の見解をお尋ねします。

○俵積田清文財政課参事 行政財産と普通財産の違いですが、行政財産につきましては行政目的がある財産について、行政財産として取り扱っております。そういう行政的な目的がないものにつきましては、普通財産ということで、処分なりそういう対象になるということでございます。

〇7番原村且元議員 この行政財産というのは、厳しく売ったり買ったり貸したりしてはいけないという、ものすごく厳しい制約がついているんですけれども。次の質問ですけど、公有地などに関して公有地財産の売却決定に至る過程の中で、住民の意思、市民の意思は、これまでどのように反映されてきたのか、一般的にお尋ねします。

○俵積田清文財政課参事 旧南薩線跡地などに見られます保有地につきましては、庁内で検討していくわけですが、例えば旧南薩線跡地につきましては、土地の有効活用の観点から旧南薩線跡地利用計画検討会において、市民福祉の向上を主眼にさまざまな角度から活用策を検討しており

ます。

その結果、旧鹿篭駅跡や亀沢踏切、旧市立保育所前交差点の改良などの交通安全対策、中洲橋付近の河川改修など、災害に強いまちづくり、安心で快適な生活環境づくりのための各種公共事業に優先活用するとともに、残りの部分については、払い下げを希望する隣接地所有者への払い下げのほか、公売することにより、市の収入増につながるという方針を決定し、当該方針に基づき業務を進めているところであります。市有地売却予定一覧表を、市のホームページやお知らせ版等で公表し、市民の購入の促進を図っているところでございます。

〇7番原村且元議員 私は今、一般的なことを聞いたんですけども、旧南薩鉄道跡地というのが出てきましたんで、具体的に聞きますけども、越脇橋付近を含めた旧南薩鉄道ということで、ある一定の年齢以上の方は南薩線を利用されて、いろいろ思い出もあるんですけども、この町の中にただ1件だけ存在するようなものと違って、岩崎産業からサイクリングロード用として何億円もかけて、約5億でしたっけ、本市が一括購入したところで、物件は連続的に隣接して面として存在しております。

これらを細切れみたいにして、1件1,000万円以下とか、先ほど市長にもありましたけれども、1件2,000万円以下に細切れにして、それを処分するから議会の承認はいらなかったとしたのか。それとも連続して隣接する物件で総体的には合計で何億円にもなるもんだから、議会の承認を得たのかどうか、先ほど地方自治法第2条の第4項に関するんですけども、議会の承認を得てやったものか。やってなければ無効なんですけども、以前にそういう議会の承認を得てやったものか。また、本件の物件に関して、売却決定に至る過程の中で、その市報などを通じて市民に教えるというのは憲法でもあるように、知る権利があるのは当然で、市民の意思を市民の貴重な約2万5,000人の市民の共有財産ですから、そういうものを売却するとなると、市民の意思をどのように反映させたのか、お尋ねします。

- ○俵積田清文財政課参事 先ほども市長からもありましたが、議会の許可を得る物件というのは ございますが、今回の物件の場合の考え方だと思いますが、土地の処分に係る1件の取扱いについては処分の同一性により判断することとなっております。処分の目的が同一であるのか、また、処分する土地が一団を構成しているのかが、要件となっておりますが、この南薩線跡地につきましては、今までの売却の実態からしても、同一目的を持った分譲として位置づけているわけでは ないことから、これらを1件としては判断していないところでございます。
- 〇山口英雄企画調整課長 質問にございました、地方自治法第2条4項の関係で、お答え申し上げますけれども、地方自治法の第2条4項は先ほど質問者が言われましたとおり、市の総合振興計画の基本構想を定めるに際して、議会の議決を得なければいけないとしてございます。そういったことで、現在の第5次枕崎市総合振興計画におきましても、基本構想部分につきまして平成18年に議会の議決を経て定めているところでございます。
- **〇7番原村且元議員** あの単純に、普通の市民であれば約5億かけて岩崎産業からサイクリングロードと買ったものを売却するとなると、やっぱり基本構想としてそれが必要だと。それは平成18年に一定の形で議会の承認を得たということですけれども、その以前一般質問しましたけれども、越脇橋付近に公園などをつくるという、その市民の意向を何らかの形で市は吸収したんでしょうか。
- ○俵積田清文財政課参事 今のお答えする前に、その岩崎産業から5億で買ったというのがございましたが、そういう事実はございませんで、最終的に後で買った分につきまして、まとめて3,000万円で保育所から金山のほうまでを、その前に岩崎から河川改修などで買った部分がありますが、それを除いた部分につきましては、3,000万円で購入しておりますんで、5億という話は、ちょっと分かりませんが。
- ○7番原村且元議員 たしか、何年か前に新聞で読んだのをはっきり記憶してるんですけど、今

給黎市長のときだったかどうか、枕崎から伊集院までの南薩線鉄道跡地をサイクリングロードにするんで、約5億で買ったという新聞記事を読んだ記憶があるんですけども、これは間違いなんですか。

○久木田敏総務課長 ただ今、原村議員のその御質問につきましては、当初、もしそこを買うとすれば確かに5億円程度という話がございました。さらに、またそのときの計画としましてはサイクリングロード、市民の福祉に供するために、サイクリングロードという一連の計画がございましたけれども、先ほど答弁していますように、その計画を変更するということになりまして、第5次総合振興計画あるいはその他にも、南薩線に限って議会の中でもその計画を、先ほど財政課参事から答弁があったような目的の方に計画が見直しされたということになっております。その結果、約3,000万円で購入してございます。

〇神園征市長 購入したのは、私の市長時代でございますから、5億円で買ったという事実はございません。それから、その目的ですが、確かに私の議員時代にはサイクリングロードという目的が云々されておりましたけれども、これもそのときにはもう違っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〇7番原村且元議員 次の質問に移ります。次に、御殿谷の件についてお尋ねしますけれども、ここは開聞岳の眺めのよさや桜の名所と知られる瀬戸公園から、農面道路を数百メートルぐらい行ったところにあるわけで、新聞などでも古代隼人のゆかりの地として紹介され、たまに観光客なども立ち寄ってます。

私も何度も訪れていますが、昨年も板敷重信議員や埼玉県の古代史探訪の方と3人で行って、記念撮影などを撮っております。ここは枕崎市誌には木の花御殿の宮と出ていて、言うまでもなく、ニニギノミコトの妻にして、オオヤマツミノミコトの娘であるコノハナノサクヤビメの名がつけられている、尊いところです。枕崎市誌には、ほこらなどのところに出てきますが、位置として別府西之原、御殿谷に隣接する南方の山林中にある。由来ととして第28代宣化天皇の霊地として古くから尊崇されている。近くに大きな岩の洞窟が数カ所ある。神殿はないが、神宝としての石祠があるとあります。コノハナサクヤビメは、神武天皇の祖父である山幸彦すなわちヒコホホデミノミコトの母にあたるわけで、そういう由緒あるところとして知られていたのか、約1,500年前の第28代宣化天皇もここに足跡を残したんだと思います。

昨年3人で行って以来、年が明けてから近くを通りかかりましたので行ってみたところ、びっくりしました。何百年かけてできたと思われる趣のある日本庭園風の美しさは破壊されてなく、小川の底には無味乾燥なやぼったいコンクリートが流されて、台なしになってました。近くの土手も、重機搬入のため壊されて、何ということをという気持ちになりました。

ここは鹿屋市の近くの吾平町にある宮内庁が管理している神武天皇の父である、ウガヤフキアエズノミコトの陵にも似てますし、伊勢神宮の原形とも思われるところです。ほこらと小川を挟んで向い側にある巨大な岩はそのままであるとしても、もっと行政としては注意してやるべきなのに、何をしていたのかと情けなくなりました。猫に小判、豚に真珠で、歴史の何たるか、値打ちのわかろうともしない人たちが、枕崎の貴重な歴史的遺産を台なしにし、取り返しのつかないことをしてしまう。

まず、文化課長にお尋ねしますが、枕崎市誌を熟知し、それを守るべき役目を負っている立場 として、本件について工事前に知っていたのかどうかをお尋ねします。

○天達章吾文化課長 文化財の保護につきましては、貴重な文化財を後世まで伝えていくために、市の文化財保護条例等に基づき定期的な点検を行うなど、保護に努めております。また、開発行為等につきましては、関係課と連携をとりながら文化財の保護の立場で進めているところであります。市指定の文化財や埋蔵文化財は事前協議の対象ですが、今回御質問の御殿谷に係る工事につきましては、事前協議の対象ではありませんでしたので、承知しておりませんでした。

〇7番原村且元議員 事前協議の対象でないからってそういう門切り型でよろしいんですか。枕崎市誌にはこの重要な史跡として、わざわざ市誌にも書かれて古来から尊崇されているところを他にも探せばたくさんありますけども、例えば岩戸山の大きな洞窟とか洞穴とか板敷の人たちが守ってますけど、対象にならないからそういうのはどうでもいいという考えでしょうか。

○天達章吾文化課長 市の文化財につきましては、史跡等はたくさんあるわけですが、そういうものにつきましては、市民が大事にして守っていかなければならないと思っております。ただ今回の場合は、ここ御殿谷の工事があるということにつきましては、ちょっと承知しておりませんでしたので、今後も文化財を守るというような立場では文化課としては、進めて大事にしていきたいと思っております。

〇7番原村且元議員 少なくとも文化課長とか市長とかいう方は、枕崎市誌に載ってる載っていないにかかわらず、重要なところはまず、市の工事であれ、県の工事であれ国の工事であれ、そういう話が出てきた着工される以前に地元とか住民たちとよく話し合ったりして、今、文化課長は承知していなかったというのがありますけど、枕崎の大事なものに関しては事前に知るように努力していただくことを強く要望します。

次に、本件の工事入札に関してその契約書をつくるに当たり、枕崎市誌にも載っている史跡、 御殿谷、市誌では木の花御殿の宮は、どのように検討され扱われてきたのか。県の工事とはいえ、 本市内の重要な史跡に係る部分が含まれる本件について、本市としてはどのようにかかわって説 明などをしてきたのかをお尋ねします。

〇真茅学農政課長 当該箇所の工事につきましては、県営シラス対策事業により農地保全のための流末排水路として鹿児島県が事業主体で実施してるものであります。埋蔵文化財については事業申請前に県の埋蔵文化財課や市の文化課と事前に協議済みであります。しかしながら、史跡については、条例において協議の記述がないことから事前協議は行っておりません。よって、契約書での検討は特に行っておりませんが、史跡に影響がないよう十分配慮して工事を進めたところでございます。

○7番原村且元議員 もっと真剣に考えてほしいんですけども、埋蔵文化財というのは、土の中に入っていて表から見えないわけですよね、あるのかないか。特に、ここの市誌にも載ってますけども、木の花御殿の宮、ここは鹿屋の吾平町のところの宮内庁が管理してるウガヤフキアエズノミコトのあそこなんかも、川があって岩があってそこの穴に神武天皇のお父さんが祭られているわけですよ。御殿谷のところも、小川があって大きな岩があってその間に洞穴があってその中にそういう人たちが入ってるんじゃないかという学者もいますんで、そういった埋蔵文化財があるかないかも確かめないで、その埋蔵文化財があるところは調査対象だから、そうでないところは調査対象でないという、後で触れますけど、邪馬台国の史跡にも一応探ってみなきゃわからないのに、今までの過去のあれで埋蔵文化財がこの辺にあるからそこはやるんだ、そうでなければやらないんだとそういう門切りじゃなくてちゃんとやってほしいと思います。

次ですけれども、行政サイドの工事監督は、どのように行われたか。県の工事ということで、 本市職員は1度もその工事に立ち会わなかったんですか、どうですか。

○真茅学農政課長 まず、市の職員も現場では県の担当の方々と打ち合わせ等は行っておるところでございますけれども、当該箇所の工事につきましては、当初3面張りの水路を滝つぼ近くまで敷設し、滝つぼは護床ブロックによる床固めと擁壁による法面保護を行う予定でした。しかしながら、集落が管理しておりますほこらが周辺に存在していたことから、侵食箇所の補修、保護を目的にした、必要最小限の工事に留め、景観に配慮することとしたところでございます。工法につきましては、過去に洪水によりほこらが流され、集落で復旧をした経緯があることから、工事委員、工事委員につきまして、あの地域のあの代表の方からなっておりますけれども、その工事委員やほこらの管理者の方々と協議し、意向を伺いながら工事を進めたところでございます。

市道横の水が落水する箇所は侵食により、ブロック積みの基礎が浮いていたため、コンクリートによる侵食防止を行いました。また、水叩き部、これは水が落ちるところでございますけれども、そこは地盤が脆弱であり、今後侵食を起こす可能性があることから、コンクリートによる侵食防止を行いました。また、洪水時の流水は、巨石が水の勢いを止めると考え、巨石はそのままで利用しております。 3 面張りの水路は水叩きの手前でとめ、水叩きの法面には石積みを行い、景観に配慮した法面保護を行ったところでございます。

○7番原村且元議員 その配慮したと言いますけれども、巨大な岩とほこらとその間に小川があるんですけれども、その間に何年か前に4~5年前に法面の石を針金でくくったのを入れてはいるんですけれども、その少なくとも配慮するんだったら、ほこらと小川と大きな岩の間のその川底をコンクリートを流して趣のある日本庭園風のああいうのをがっさりなくしてというのは、配慮がされたなどとはとてもじゃないですけど、言えないですね。配慮をしたと言うんでしたら、国や県の工事だからといって、枕崎のあそこを例えばヨーロッパなんかでは戦争にあったときは、あったままに町の景観をしてますけども。その県に対して少なくとも大きな岩の前の小川の部分だけでも大きな岩とほこらの間の小川の部分だけでも、もとどおりに復旧させるべきだと働きかけるべきだと思いますが、いかがですか。

○真茅学農政課長 今の議員が言われた箇所につきましては、先ほども申しましたけれども、まず、広域農道をつくったときの擁壁をしてございますけれども、そこのコンクリートが浮いていたということと路面が軟弱であるということで、このままでは侵食が広がるということで、最初、全面的に下を路盤工事をやる予定でございましたけれども、なるべく自然の景観を壊さないようにということで、必要最小限で路盤の固める工事をやったということでございます。

〇7番原村且元議員 大きな岩とほこらの間の小川というのは、そんなに5メートルもないし、 3メートルぐらいですんで、あの部分がどうのこうのとはないと思いますんで、再考をお願いし たいと思います。

次の質問に入りますけれども、行政調査、情報公開法、公害防止協定などについてお尋ねしますが、まず、枕崎港周辺のヘドロや沿岸漁業不振の原因根絶に関してですけれども、これは原因として考えられるものを全部挙げて、一つ一つシラミつぶしにしていけば、疑われるものを絞って徹底的に、合理的、科学的に追求してやっていけば、証拠を得られると思います。その証拠を得て、解決すべきものだと思います。枕崎港周辺で生計を立ててる零細漁民の生活を守るためにも1日も早い解決が求められています。その中でまず、原因の1つとして疑われる岩戸鉱山についてお尋ねします。

私は平成19年9月、モーターグライダーで、岩戸鉱山の上空を飛び、その露天掘りの広大さにびっくりしました。小学生でもわかりますが、梅雨のときに限らず、例えば1日100ミリメートルの雨が降った場合、100ミリメーター掛ける面積の雨水が降り注がれ、山肌を流れ、地表面や地下水となって海へ流れていきます。東北の三陸海岸の漁港などでは、沿岸漁業の不振は山の森林が荒れているからだと、つまり海の魚は山の緑と深く密接に関係があると代々言い伝えられることを思い出し、漁民の人たちが進んで山に木の苗を持って行って、多くのボランティアの人たちとともに植林し、そのおかげで沿岸漁業が再生、回復したという話を聞きます。

マスコミなどでも何度も取り上げられて、皆さんも御存じの方もいると思います。鉱山は県や国が関しているとはいえ、2001年4月1日より情報公開法が施行されて、国レベルでの情報も入手できるようになっています。地方自治体でも情報の公開を義務づける制度は進んでおり、各自治体でも情報公開条例があります。個人のプライバシーなど以外を除いては、行政機関に情報提供の義務があります。したがって本市としては、国、県から岩戸鉱山についての情報は入手可能であります。さらに、水質汚濁防止法第22条などで、公害規制のための営業所への立入、質問、物件調査などは認められているわけです。当然、枕崎港周辺の漁場汚染に関する岩戸鉱山へ

の行政調査は行われていると思いますが、どうなっているのかお尋ねします。

○南田敏朗水産商工課長 岩戸鉱山への行政調査につきましてでございます。これにつきましては、鉱山保安法第46条及び第47条に基づきまして、経済産業省原子力安全保安院九州産業保安監督部鉱害、山の鉱山の公害でございますが、防止課及び鉱山保安課の監督官が実施することになっておりまして、最近の5カ年では平成17年にやっておりませんけれども、その後毎年実施されているところでございます。平成21年度は、6月18日に検査を実施しておりまして、鉱山全般の作業状況や施設の状況を確認し、汚濁水処理につきましては、降雨時の流路や沈砂池を設け適切な対策がなされているかなどについて検査を実施したということでございまして、汚濁水処理対策に関する問題は、特に認められていないということでございました。

しかしながら、もしこの鉱山による鉱害問題や住民の方からの苦情等が発生した場合には、早急にこの九州産業保安監督部の方へ連絡していただきたいということでございました。なお、九州保安監督部では、調査又は検査の結果の概要をホームページで公開しておりますけれども、詳細な結果については、先ほどございましたとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて情報を開示しているということでございます。鉱害対策につきましては、今後とも九州産業保安監督部と連携をとりながら取り組んでいきたいと思っております。

〇7番原村且元議員 次に、本市、美初などの養豚場の悪臭問題に関して質問しますけれども、本市との公害防止協定はどうなっているのか。特に最近の経緯・経過についてお尋ねいたします。それとこれから暖かくなり、窓なども開けて開放的になり、気持ちよい春風を楽しむ季節になりますが、広範囲にわたるまさしく悪臭という公害を防止するため、本件に関し、相手方事業所、企業つまり公害防止協定を守らなかった場合、不履行の場合は裁判手続により強制的に行うことが可能でありますが、本市としてはどのような対応策を考えているのか、以上2点についてお尋ねします。

○俵積田寿博市民生活課参事 美初地区の悪臭問題につきましては、議会や地域公民館からの指摘を受けまして、事業所に対しまして関係課と連携しながら、悪臭対策の改善措置を指導しているところでございます。

昨年10月に市と木原公民館役員で悪臭対策に関する意見交換会を開催しまして、これまでの 経過や実情及び今後の改善について説明を行い、地域の皆さんの一定の理解が得られたところで あります。また、公害防止協定書につきましても素案を庁内で協議しまして、協定書案を作成し、 地域公民館や事業所に掲示いたし、それをもとにそれぞれの立場から意見要望をお願いいたしま して、協定締結に向けた取り組みを行ってきたところであります。

地域公民館からは、案に対する回答をいただき、協定締結の意思が示されましたが、事業所からは回答が得られないため、再三再四、事業所に対しまして文書での協定書締結依頼や、関係課も含めて直接説明を行ってきたところであります。

事業所の意見といたしましては、これまでの経緯も踏まえて、地域からの苦情に対してあらゆる改善策を講じて対処し、今後も地域に影響を与えないような悪臭対策に取り組む姿勢であるとのことから、協定書の締結までには至っておりませんが、ことし2月中旬に事業所との話し合いの場において、問題の重要性や地域住民の要望などを踏まえて、継続して協議していくことで了承したところであります。今後も引き続き、地域公民館と事業所の調整を図りながら、早期締結に取り組んでまいりたいと思います。

次に、協定の締結後におきまして、協定を守らなかった場合につきましては、枕崎市民の環境を守る条例等に基づき、関係機関と連携して立入調査や指導勧告を強化し、良好な環境保全に必要な措置をとるべきことを命じてまいりたいと思っております。

〇7番原村且元議員 本件に関しては神園市長の公約にもありましたんで、早急に締結して市民が悪臭に悩まされることなく過ごせるように、早期に締結されることを要望いたします。

次に、国見岳の風力発電に対して中止勧告をすべしということについて、質問します。

国見岳の風力発電設置に関しては、これまで一般質問等を通じてさまざまな問題があることを 指摘してまいりました。先月2月3日の南日本新聞に、邪馬台国は薩摩にあったという記事があ りました。宮崎県立大宮高校などで国語科の教師などをされてきた、橋口学さんという人が、邪 馬台国発見完読魏志倭人伝、邪馬台国は鹿児島だったという、約250ページにわたる本を出版し たという記事です。早速購入して読んでみました。中国の資料から鹿児島県の古代史まで、かな り詳しく述べています。

その中で、枕崎を含めた薩摩半島はかなり有力視されています。有力視というより、薩摩半島にあったんだ、発見したんだと断定的に述べています。つまり、内山田、上山田、下山田と枕崎のすぐ北にありますが、古代はもっと広い地域、範囲でつまり枕崎を含めた広い地域を、山田、つまりヤマダイ国と呼んだのではということです。もちろんその他さまざまな角度から述べて、邪馬台国は薩摩半島にあったと結論づけています。

これまで私は一般質問で、邪馬台国は枕崎という説もあるので、枕崎の山々は大事にすべし、 国見岳の風力発電などもってのほか、岩戸鉱山の採掘も即刻中止すべきだと申してきました。橋 口さんの邪馬台国発見、鹿児島だったの記事が載ったまさに翌日の2月4日の南日本新聞に、県 も薩摩半島の山々が破壊され、大事な遺跡や遺産が破壊されてはかなわないと思ったんでしょう か。比較的大きな見出しで、風力発電にも景観指針、鹿県、4月施行というタイトルの記事が出 ました。内容は、県は風力発電設置建設に関する景観形成ガイドラインを策定し、2010年4月 から施行する。中止勧告も含むという厳しいものです。さらに、県地域政策課は1度失われた景 観はもとに戻せない。ガイドラインで美しい山並みを維持したいというコメントを同記事の中で 公表しています。

来年、平成23年春には新幹線が全線開通になり、多くの観光客が東京、大阪などからやって来ます。県は邪馬台国が薩摩半島にあった場合、山々を破壊されたら、日本史上最も重要な史跡を、鹿児島県の貴重な観光資源を失うことになり、取り返しのつかないことを避けるため、手を打ったと考えられます。最近、邪馬台国近畿説がマスコミで騒がれていますが、確証は何一つありません。私はここ数年、毎年のように、あの辺、つまり三輪山の麓、大三輪神社、つまり奈良県桜井市などに行ってますが、古代は天皇が1代ごとに宮殿を自分の気に入ったところに建てています。

桜井市には、南九州の隼人、熊襲を攻めに来た景行天皇、ヤマトタケルノミコトのお父さんですが、その人の巨大な古墳や、同天皇の宮城もありました。近くにはそのほか天皇も宮を構えたり、仏教伝来で有名な鈞明天皇などの磯城の宮などもあります。いきなり邪馬台国の宮殿という前にそれらの天皇の宮殿の1つではないかと、推測してかかるのが基本的姿勢です。

今、古代史の学者として有名な同志社大学の森浩一先生が、ことし1月5日から倭人伝を読みかえすというテーマで西日本新聞に連載をやっています。今の近畿説は、ほとんど根拠がない、冷静に検討すべきであるとし、先ほどの橋口さんと同じレベルで倭人伝を読み直しています。

風力発電は、全国各地で、人体、健康への悪影響、被害をもたらし、重大な社会問題と最近なってます。環境にいいどころか、景観を壊し、人の体まで壊す、地域住民の生活、安らぎを破壊して、ところによっては、住み慣れた家まで捨てざるを得ないという、深刻な社会問題になっています。国見山系の山々も、数年前までは特に山頂づたいは、原始林のようにみずみずしい緑で覆われ、厳かなものでしたが、最近は赤いテープが木々に付けられ、雑木林が切り払われたりして山肌が砂漠のように荒れ始めています。最近、国は風力発電から太陽光発電へシフトして自然に優しいものを求めようとしつつあります。県の指針には、2010年4月時点で本体未着工で計画中の設備が対象ということで、枕崎の場合、その対象となります。つまり中止勧告の対象となるわけで、県から中止勧告を言い渡されるよりも、それ以前に自発的に本市から邪馬台国枕崎説

などを理由に、中止勧告をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

〇山口英雄企画調整課長 今、質問者が言われましたとおり、鹿児島県は風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインというものを策定いたしまして、本年4月1日から大型風力発電建設につきまして、一定の規制を行う方針を示してございます。その理由といたしましては、現在九州に236あります風力発電施設のうち、本県におきましてはもう既に、その4割を超える97基が鹿児島県内に設置されているということ。それからこういった状況もございまして、鹿児島県が平成14年に策定いたしました、新エネルギービジョンの当初目標のうち、風力発電に係る発電量につきましては、既に計画の200%以上を達成しているということ、また、今後さらに県内に約100基程度の建設計画がありまして、自然景観への影響が懸念されるといったことなどを、その理由として掲げてございます。

風力発電につきましては、地球温暖化の防止にも極めて有効な新エネルギーであるということで、国もこれまでずっと、推進してきたものでもございますし、また、本市の国見岳付近に計画されております、施設につきましても環境影響調査の結果、自然景観等への影響は総じて小さいといった結果が出ておりますので、本市といたしましてもこれまで風力発電施設の建設には協力するという立場をとってまいりました。

しかしながら、今回のこの景観形成ガイドラインが施行されますと、特に山の稜線を犯す、そういった施設は原則禁止といった厳しい内容でございまして、本市の風力発電施設の実現は極めて困難となります。このようなことから、先月開催されました知事と語る会におきましても同様の風力発電施設の建設があります南九州市、薩摩川内市、いちき串木野市と連携いたしまして景観形成ガイドラインの内容、対象事業の見直し、といったものを知事に要望したところでございますけれども、県といたしましては、依然態度を崩していない状況でございます。

なお、質問者がおっしゃいました中止勧告ということでございますけれども、隣地開発にかかります中止勧告等の命令は許可権限でございます、県知事が行うべきものでございまして、本市が中止勧告ということを行うべきものではないと思っております。県が示します景観形成ガイドラインの中におきましても、隣地開発等の申請に当たりましては、市町村長にその意見を聞いた上で県が中止勧告を行うとなっております。

- ○7番原村且元議員 以上で質問を終ります。
- ○俵積田義信議長 ここで10分間、休憩いたします。

午後 2 時 5 分 休憩 午後 2 時 1 4 分 再開

○**俵積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

〇11番沖園強議員 大変眠たい時間帯ではございますが、1時間ほどお時間をちょうだいいた したいと思います。

バンクーバー冬季オリンピックの幕あけは、自己主張の服装の乱れが物議を醸し、日本にとってほろ苦い幕あけでしたが、人間離れしたスピード、華麗な演技が目を釘づけにし、選手やギャラリーの歓喜の涙や悔し涙がテレビ桟敷の我々の感動を誘い、平和を願う世界中の人々に勇気と夢と希望をもたらせてくれました。改めて4年に1回の開催という、オリンピックの意義を感じたところでありました。くしくも、その4年に1回開催される冬季オリンピックのこの年に、任期満了に伴う枕崎市長選挙が行われました。

日本国憲法が、衆議院や地方選挙の任期をなぜ4年にしたのか知り得ませんが、任期満了に伴う選挙においては、過去を振り返り、新しい夢や希望をだれに託すのか、有権者が直接意思表示ができる参政権が与えられているところでございます。

その選挙において神園市長は、4年ぶりの返り咲きを果たされました。全国の市長選挙でも珍しい市長の返り咲きは「もう1度神園市長に枕崎を託してみよう」という枕崎市民の市長に対する意思表示であり、その重責は8年前の初当選以上のものがあることと思っているところであります。

市長は先日の本会議において、市長報酬の10%初め、3役の報酬カットを提案したところです。その市長の10%の報酬カットをめぐって「10%カットは前市長と比較してカット率が低い」と指摘がありました。これに対し、市長は報酬は職責に応じたものであるべきであるとした報酬審議会の答申を紹介し「選挙のときに報酬カットを公約する風潮は好ましく思っていない。責任を持って市政運営に取り組み、職責に恥じない仕事をして誇りを持って報酬をもらう」との旨の答弁をされたところであります。

「職責に恥じない仕事で誇りを持って報酬をもらう」このことが意味するのは、報酬に恥じない仕事で市民に奉仕をする、御恩返しをするということを意味しており、我々議員は非常勤にもかかわらず市長の約3分の1にもわたる報酬をもらっている。市長は10%、職員は5%の給与カットの中で議員はわずか2%のカットにすぎないことを肝に銘じ、もっと議員活動に精進・努力しなければいけないなと感じたところでございます。

さて市長は、この1年間市内全域を歩いて回って感じたことは、枕崎の現状は少子高齢化の進行に伴う人口減少、市街地の空洞化などの進行により閉塞感を感じる。8年前とあまり変わっていない趣旨のことを申されました。

その枕崎の再生を願って、雇用の確保、福祉の充実や市街地の空洞化対策、コンパクトシティの取り組みなどの財源確保のために、一層の行財政改革を推進し、各地域の実情にあった行政の対応ができるように職員の地域担当制を検討することを公約されました。その市長は就任早々、職員の知恵を借り潜在能力を引き出すため、全職員に改革案を提出することをお願いしたところ、既に、2月末には全職員からそれぞれの意見・提言が返ってきたことについて画期的なことで誇りに思う旨の報告もされました。

よく政治は人と言われますが、まさしく職員、すなわち人の意識改革への取り組みであり、市 役所全体が一体となり、職員の知恵が大きな原動力になることを期待いたしているところであり ます。

そこでお尋ねいたしますが、市街地から遠隔地である農村部は、ますます過疎・高齢化が進行しております。交通弱者である高齢者は、買い物や病院への交通手段にタクシー等を利用している実態もございます。そのために経済的負担を強いられており、医療・福祉施設や商業施設を巡回する公的な交通手段を強く望む声が聞かれますが、市長の御見解をお伺いいたします。

〇神園征市長 ただいまのお話を聞いておりまして、ますます重圧が両肩にのしかかったような 気がいたします。気を引き締めて頑張ってまいりたいと思います。

いわゆる市街地から遠隔地の方々の交通手段、これは本当に大事な問題でありまして、私の考えているコンパクトシティとこれはもう密接な関係がございます。これまでの市民の交通手段の確保につきましては、市内路線バス運行業者に対する運行補助という形で取り組んでまいりましたが、利用者の減少とか低迷によりまして、路線維持のための市の財政負担は大変大きなものとなっております。利用状況等も勘案して採算性の著しく低い木場循環線につきましては、平成19年3月末をもって廃止されました。道野金山線につきましても現在運行のあり方等につきまして事業者と協議しているところであります。

しかし、今後少子高齢化の一層の進行を伴って日常生活において公共交通手段に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者のさらなる増加が予想されることから、市といたしましても市民の交通 手段の確保対策は市政運営における極めて重要な課題であることは、先ほど申し上げたとおりで あります。 ただこの確保につきまして、他の自治体で導入しているコミュニティーバスとか、あるいはディマンドバスといった形態につきましては、多額な市の財政負担を必要とし本市の財政状況では難しい面もありますことから、現在、市が行っています福祉バス、この福祉バスの積極的な活用を含め、今後市民の利便性の向上という観点から、なおどのようなシステムが望ましいのか具体的に検討していきたいと思っております。非常に大事な問題であると思っておりますので、この問題は急ぎ検討してまいりたいと思っております。

〇11番沖園強議員 市長自身もこのコミュニティーバスにつきましては、公約的にこう言われておったんですが、今、御認識されているように、非常に重要な課題であると。そこで、皆さん方も御認識していただくためにお伺いしておきますが、例えば今、市街地からの遠隔地ということがございましたけど、駒水あるいは上竹中、金山地区そういったところまでのタクシー料金はどれぐらいかかるか御存じでしょうか、片道。

○神園征市長 だいたい2,000前後じゃないかと思っておりますが。

○11番沖園強議員 今、御答弁がございましたように、片道2,000円。高齢者の方々が上竹中から病院に行くにしても往復4,000円と。治療費は薬代含めて1,500円から2,000円と。交通費が4,000円と。非常に交通弱者、高齢者、特に遠隔地の高齢者にとりましては市の財政負担も大きゅうございますが、経済負担というものが重くのしかかっているという実態にあるかと思います。そこで、先ほども木場線あるいは山崎線、その生活路線が廃止になったいきさつがあるんですけど、今度の3月議会の21年度の7号補正予算で190万という補正予算が組まれております。これは道野、上竹中、金山路線の部分についての190万の鹿児島交通事業者への赤字補てんなんですけど、その行政が財政負担が大きい。先ほど福祉バス等を活用して、何とかそういう交通弱者の足の確保をされるんだという検討をされていくんだということだったんですけど、その金山路線の廃止になる可能性というのはどんなものなんですか。

〇山口英雄企画調整課長 現在、道野金山線につきましては、先ほど市長も答弁申し上げましたとおり、バス運行事業者に対する赤字分を市が補てんして維持しているところでございます。なお先ほど市長が申し上げましたとおり、なかなか利用状況としましては伸び悩み、低迷しているということもございます。一方、補助につきましては質問者が言われますとおり、今回の補正におきまして190万円の補正を予算措置さしていただいておりますけれども、そのように毎年度多額の補助というものを必要としている状況にございます。

実際、市の方で赤字分について補助している関係で事業者がこのままの状況でありますと、その路線を事業者からの廃止ということになることはなかなか考えられにくいと思いますけれども、そういった市の財政的な面も考えまして、もっと効率的な運営の仕方はないのかといった路線の見直し等も含めまして、バス事業者とはこれまで協議してきているところでございます。

〇神園征市長 御質問中、福祉バスそれからコミュニティーバス、同一視されたかのような御発 言がございますが、厳密に言いますとコミュニティーバスと福祉バス、あるいはディマンドバス、 それぞれちょっとした違いがあるようであります。

例えばコミュニティーバスの場合には、道路運送法の適応を受ける、運賃もいただく、しかしこの運賃が非常に安く設定されていますので、経費に対しましてその運賃で賄えるかというとそれは難しいと。したがって、財政的な負担が大きくなるというのがあります。福祉バスの場合には、道路運送法の適応を受けないで白ナンバーで運行しているという形で、これは運賃もいただかないでやっているわけですね。

ですから、差し当たってできるところは、この福祉バスの運行をもっと充実させることあたりから始められないかなと思ってます。財政が豊かになってくれば、ディマンドバスあるいはコミュニティーバスといったものも考えていってもいいのではないかと思っております。

O11番沖園強議員 当然、福祉バスとコミュニティーバスの違いというのは、皆さんも御存じ

かと思うんですけど、現在その金山路線の場合、利用率が悪いというようなことだったんですが、 どういった実態の運行状況、どういった利用状況なんですか。

〇山口英雄企画調整課長 道野金山線につきましては、現在1日1.5便となっております。まず金山の方を朝9時過ぎに出発しまして、枕崎駅までというのが片道ですね。それから今度は枕崎駅から金山のほうに向かいまして、12時30分に出発いたします。その便が金山を1時発でまた枕崎へ帰ってくると。こういった運行形態で1日1.5往復となってございます。

利用状況でございますけれども、昨年10月からことし9月までの利用状況で申し上げますと、予想量といたしましては4.9人程度、小数点が出てますけど、5人弱といった利用状況でございます。

- **〇11番沖園強議員** この5人弱というのは、1便当たりが5人弱ということですか。
- **〇山口英雄企画調整課長** この利用状況は、平均乗車密度に便数を掛けてございますので、1便当たり5人弱ということでございます。
- **〇11番沖園強議員** なぜ利用状況が悪いかということなんですが、それはどう思われておりますか。
- 〇山口英雄企画調整課長 利用状況の伸び悩みの原因でございますけれども、1つはこういった 自家用車の普及によりまして、なかなか一般の方々が公共交通機関を利用しない、なかなかしな いという流れもあるということもございますし、もう1つは、この道野金山線につきましても、 従前は2.5往復してございましたけれども、自家用車の普及による利用状況の低迷、そういった ことを理由としまして、現在1.5便にして1.5往復としてございます。そういったこともあろう かと思います。

また、若干いわゆる交通弱者の方たちですと、例えばこれは定期路線ですので、バス停へというのは所定の場所に限られてますので、そこまで行くための移動手段というのがなかなかないと。そういったものもあるのではないかと考えております。

〇11番沖園強議員 企画課長が答弁されたようなことだろうと思うんですよね。利用状況が悪い、悪いもんだから事業者の方も回数を減らしていくと。悪循環なんですよね。それに、今言われたように、停留所まで遠いと。足がないと。ですから、だんだん利用者が減ってきて、事業者も廃止を検討して行政は赤字補てんをすると。

先ほど、福祉バスは料金を設定しなくてもいいと。旅客運送法の中でそういった決まり事になっておりますので、コミュニティーバス、ディマンドバスの場合は料金を徴収できると。ただ行政の取り組みとしては、そういったコミュニティーバスをうまく運用といいますか、採算性度外視の各自治体の取り組みかと思うんですけど、それをやっているということなんですよね。財政負担も当然、我々も考えなければいけないことなんですけど、その財政負担が先にきてしまって、本来の行政サービスといいますか、交通手段を提供できないという状況が続いていると思うんですけど、最近の3月1日の南日本新聞、あるいは昨日7日の南日本新聞等で南種子町のコミュニティーバス、あるいは曽於市のコミュニティーバスが紹介されておりました。当然利用料金が100円とか70歳以上は無料、あるいは曽於市の場合、思いやりタクシーとか思いやりバスという取り組みで130円から400円と。高校生は1カ月2,000円と。そういったバスを頻繁に7路線も6路線も組み込んでやっていると。福祉バスを充実していこうというような御答弁だったんですけど、今現在ある福祉バスでどのような充実・拡充ができるかということにつながっていくんですけど、現在の福祉バスの運行状況はどうなっているんですか。

○今給黎和男健康課長 今、御質問にありました老人福祉センターから運行しているというか、動かしております老人福祉のバスなんですが、これが輸送人員としましては19年度で4,970名、20年度で5,944名、21年度はまだ年度途中でありますが、今までのデータを集積しますと、大体8,000人以上ぐらいことしはいくんではなかろうかということであります。そして、路線として

は基本的に3路線の運行でありまして、週に4日間運行しているということであります。

〇11番沖園強議員 結局、福祉バスの場合は、目的地というものが福祉センターまでとなってきますよね。先ほど市長は、コンパクトシティとリンクした中で、そういった取り組みをしていけば相乗効果があるというようなことも言われたんですけど、今のその福祉バスを充実していく、それはもう限界があるわけですよね。どういった形で充実していこうと思われているんですか、市長自身は。

〇神園征市長 いろいろあるでしょうけれども、そういった方々が利用する場合は、やはり病院 とかあるいは近くに買い物のできるような施設があるとか、そういったことで利用する方々が多いようですので、もうちょっとこの停留所をふやすとか、まずできるところから始めていければ と思っております。

〇11番沖園強議員 先ほど金山線の赤字補てん190万も財政的な負担ということでやったんですが、そういった部分を含めて将来的こう検討されていくんでしょうけど、とにかく便数が少ない、停留所が少ない、そして巡回コースが少ない。そういったことで、今の福祉バスにしても私に言わせるとあまり利用者がいないんじゃなかろうかなと。また、その後には健康センター、老人福祉センターの方がどういった対応ができるかということもあろうかと思います。

例えば、デイサービス事業等におきまして、ちょっと表現が悪いんですが、要介護者・要支援者あるいは認知症の方々と一緒にデイサービスを受けると。そうすると、健康な高齢者の方々はそのデイサービスに行くのにちょっと足が遠のくとか、そういったこともあると聞き及んでいるんですよね。そういった部分も含めて、コンパクトシティと一緒に、もう1歩踏み込んでコミュニティーバス、ディマンドバス、そういったものに早目に取り組んでいただきたい。でなければ遠隔地の農村部は、ますます限界集落じゃないけど疲弊していくんじゃなかろうかと私は思うんですが、市長いかがでしょうか。

○神園征市長 今、おっしゃるようなことを含めて、あらゆる角度から検討していって、できるだけ早くより充実した交通の足を、確保していかなければならないと思っております。今、市のほうでもそういったことに向けて検討を始めておりますので、まだしばらくは時間がかかるかと思いますが、とにかく懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

〇11番沖園強議員 1日でも早い実現を願っているわけです。どうか1つ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、地域担当制について通告してございますが、午前中、米倉議員のほうで質問がございまして若干かぶりますので、簡単に質問しておきますが、本市の場合、各地域の実情等を把握する。そして市政運営に生かしていこうということで、地域連絡制度があったかと思うんですけど、その地域連絡制度と今回の地域担当制との違いはどうなっているんですか。

〇山口英雄企画調整課長 今、御質問にありました地域連絡員制度といいますものにつきましては、平成10年から市の管理職が各地域の担当連絡委員となりまして、地域のいろんな意見・要望を吸い上げるとともに行政連絡を行うと。そういったことで設置して現在まで運用しているところでありますけれども、これまでの実績といたしましてなかなか当初の見込み、こちらが期待しましたほどの地域の要望とかが連絡委員を通じてなかなか上がってこないといった状況も伺えるところでもございます。地域の方では連絡委員を通じてではなくて、もう各主管課に直接要望したほうがいいと、そういった状況も若干見受けられるところから、なかなか当初掲げた目標どおりの効果があらわれていないという面もございます。

今回、市長が掲げてございます地域担当職員制度でございますけれども、もちろん地域のニーズ、要望とか、御意見とかいったものを把握するというのももちろん目的の1つではございますけれども、逆に午前中も市長が答弁申し上げましたとおり、現在地域のことは自分たちの手で行うという、そういった本来の集落機能が著しく低下してきている状況も見られると。今後、少子

高齢化がますます進行する中にあって、このままの状況でいきますと自治組織そのものが崩壊するといったことも懸念されると。そういったことから、この集落機能が低下し崩壊しつつありますこの自治組織を再生するためのシステムと。いわゆる自治組織を再生するためのサポートを行うためのものが大きな今までの地域連絡員制度と異なった大きな特徴であるかと考えております。 〇11番沖園強議員 確かに地域連絡員制度の場合、実行といいますか、目標どおりの効果が上がらなかったと。その原因の1つの中に、自治組織の弱体化といいますか、崩壊といいますか、そういったものよりも私今、自治組織の公民館長さん方で各主管課に直接要求・要望等を上げられるということだったんですが、自治組織の館長さんを初め、評議員も皆さん方が毎年輪番制的に変わっていくと。そこになかなか行政のほうに連携がとりづらい部分があると。そしてまた、そういった問題意識を持っている公民館に役員の皆さんを初め、温度差があるんじゃなかろうかなと私は思っているんですよね。

それで今度、私この地域担当制に非常に期待いたしているんですけど、例えば、行政が縦割り行政の弊害をなくすために、その連絡員制度に、幾つに割れるか午前中のあれではまだ検討中だということだったんですけど、各地域に必ず各主管課が1人ずつ入るような連絡員制度をもっていっていただきたいなと。各地域に各課から1人ずつはだれか対応できる職員を張りつけていただきたいと思うんですが、市長いかがでしょうか。

○神園征市長 これ先ほど午前中に申し上げたブロック制、そういったブロックを幾つつくるかによりましても今、おっしゃったようなことが可能になるかどうかという問題があります。ブロックの数が少なければ、1つの課から必ずどっかのブロックに配するということもできますが、もうちょっとこのブロックの数がふえたりしますと、その辺は難しい、必ずしもそうはいかない場合も出てくるんじゃないかと。これを私が地域担当制ということを言ったときに、役所のある職員から失敗例がありますという声が出てきました。私はそれに対しまして、いいことじゃないかと、失敗例があるということは、なぜ失敗したのかそのことをよく研究しろと、手間が1つ省けると言ったわけでありまして、先進地を参考にしながら枕崎に合った地域担当制、今言われたような御意見も非常に参考になりますので、どしどしまた皆さんのほうからもアイディアをいただければありがたいと思います。

〇11番沖園強議員 先ほどの課長の答弁の中でも自治組織のサポートというような、再生のサポートということですよね。そういった部分に非常に期待いたしているわけですよ。また不慣れな公民館長さん方も多いかと思います。特にはさっき申しましたように、輪番的に毎年毎年かわっていくような状況ですから、その自治組織のサポートという面でも早目に取り組んでいただきたいなと思っております。

若干時間の都合で通告の順番をちょっと変更いたしまして、教育行政について先にお伺いいたしたいと思います。我々が住んでおります金山小学校区、金山小学校の小規模校・複式学級。金山小学校区に限らずそういった小規模校・複式学級、そういった学校区ではどこでも学校の再建とか、あるいは学校は残すべきであるということで地域住民の意見が分かれているんですけど、今回は小学校の事例でお尋ねしてまいりたいと思うんですが、小学校の適正規模の学校とは何を基準にして適正規模の学校であると言われるんでしょうかね。

○外俊則学校教育課長 今、小学校の適正規模についてのお尋ねですが、適正規模につきましては1つの目安として学校教育法施行規則の第41条というのがございまして、その中で小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。また、中学校においても79条において準用するっていうのがありますが、ただし、いずれの場合にしても最後のところで地域の実態その他より特別の事情があるときは、この限りではないということがつけ加えられております。

このように法令上規定されている学級数というのはあくまでも標準でして、必ずしも教育的観点から述べたものではないと考えられます。

O11番沖園強議員 今、課長のほうから施行規則によって御答弁があったんですが、確かに地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2でも、地方教育における教育行政は教育基本 法の指針にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持・向上及び地域の実情に応じた教育の振 興が図られるよう云々と、こうあるわけですよね。

学校教育法の17条では小学校の場合、心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とすると。そういった定義的な法的な定義といいますかあるんですが、漠然として何を基準にすれば特例として特別な事情がある場合はその限りじゃないんでしょうけど、何を基準にして適正規模と言えばいいのかなと我々ちょっと理解に苦しんで、また地域でもその辺の議論があって学校を統廃合しようか、あるいは残したいかという議論に発展していくんだと思うんですけど、そうすると今、金山小学校の児童数の実態、そしてまた、向こう5年先6年先はどうなっていくのか、お示ししていただければありがたいです。

○外俊則学校教育課長 金山小学校の現在の児童数は26名です。本市の人口推計というのがございまして、それを基本として今後ちょっとどういう形になるのかというのを数字でお示ししますと、来年度は29名です。ということは、来年は3名ふえるということになります。

それから以降、23年度は24名、平成24年度は19名、平成25年度は同じく19名です。平成26年度は15名、平成27年ここまでが0歳児ですが16名です。そして平成28年度は13名です。ここは0歳児ですね。ただ、これはあくまでも予定者数ですので、これから変動があると思いますけれども、今後の状況によって変わってくるということを御理解いただければと思います。

〇11番沖園強議員 今、現在から6年先までの児童数が推移されるんじゃなかろうかなという報告をいただいたんですが、個人的に金山校区の0歳児から6歳児までを調査してみたんですよ。集落が金山小学校区に田布川、金山、金山住宅、寺田住宅、界守、木口屋とあるわけですよね。そうすると0歳児が金山住宅に1名、1歳児が田布川に1名、2歳児が田布川、金山、金山住宅に各1名、3歳児が田布川、金山住宅に各1名、4歳児が田布川、金山住宅に各1名、5歳児が寺田住宅に1名、6歳児は田布川に2名、こういった状況になっているんですよね。

早年生まれ等の関係がございまして、この年齢で安易に学年を割り振ることはできないんですが、将来1学年に1人か2人という状況になっていくと思います。そういった状況の中で今申しました1人か2人という学年でも、金山住宅の中には既に入学するときには出て行くんだという方が2名ございます。将来を危惧するわけですよ。

うちの公民館等でもいろいろ議論があるんですが、こういった状況になった場合に先ほど課長は教育的見地というお言葉を使われたんですが、その小規模校・複式学級というメリット・デメリットは何があるのかお示ししていただきたいと思います。

○外俊則学校教育課長 小規模校それから複式学級等のメリット・デメリットということのお尋ねですが、教育効果とか学習環境という点では教師が子供1人1人の特性を把握し、きめ細かな学習指導とか生活指導ができる点がメリットです。また子供の学校への参加意識が非常に強くなりまして、互いに教え合う機会がふえてまいります。さらに、教師と児童との親密な人間関係が築きやすいですし、子供の個性や課題について共通理解を図りながら学校経営もできるっていうメリットもあるわけです。ただ、お尋ねになりましたデメリットというんでしょうか、少人数ですので子供同士で高め合うとか、学び合おうとする気持ちがちょっと薄くなる可能性があります。また、子供同士の評価が固定されやすいために、学習意欲の向上とか子供間の切磋琢磨の雰囲気づくりが重要となってまいります。

またクラスかえがありませんから、人間関係やリーダーが固定されやすい傾向にあります。学校運営の点では、教職員数が限られるために効果的、弾力的な取り組みが難しいなどの点が考えられます。ただ、学校の規模によるメリット・デメリットについては、学校の教育活動や児童生徒の状況、地域と学校との関係など、学校を取り巻く状況との関連性を考慮しながら判断するも

のだと考えています。

〇11番沖園強議員 地域の実情を勘案して考えるもんである、それが地域の実情に応じた教育ということになっていくんでしょうけど、ただ、今、デメリットにいろいろ人間関係とか、評価が固定されるとか、競争心が薄くなるとかそういったことがあったんですけど、今までもずっとこういった問題でお尋ねしてまいりますと、小規模校の特性、ただそれだけが前へ全面に出てきちょったんですよね、今まで。なかなかこのデメリットの部分はお答えいただけなかった。今回こういったお答えをいただいて、我々地域としても参考になるんですけど、そうすると教育行政の組織及び運営に関する法律の教育の機会均等とは何やということにつながっていくと思うんですよね。先ほどのデメリットを聞いた上ではそういったことが考えられると。

例えばこれは1例なんですが、あまりにも小規模校であるがゆえに団体競技とかそういった取り組みができないとか、あるいは複式であるがゆえに自習時間を設けざるを得ないといったことが考えられるんですが、そういったのは機会均等には当たらないんですか。

- **〇外俊則学校教育課長** 基本的にその機会均等というときには、子供たちは大きな学校にもいますし小さい学校にもいるわけですけれども、最低限度の部分について法で決まった学習資料の内容についてきちっと受講できる、学習できる環境というものを指していると思っております。
- O11番沖園強議員 我々みたいな浅学な者にはなかなか理解しがたいですけど、地域の実情に応じた教育とこうなってきますと、どう理解すればいいのかなと。特に、先ほど申しました地域間の感情のもつれ、トラブル。私自分の地元でアンケートをとってみたんですけど、学校は残したい、母校である学校は残したい、だけど今の実態を考えるともうそろそろ統廃合したほうがいいんじゃないかなと。こう両方交錯してるんですがね。そして学校を残したいという方が約半分ぐらい、そしてまた統廃合したほうがいいんじゃないかという方が、残したいという人の中にも多くてまた半分ぐらい。非常に交錯していると。そして、そういった住民感情論でしばしばトラブルが起きてきていると。これが地域の実情じゃなかろうかなと、私は正直な本音で言えばこれが本当の地域の実情であると思うんですがいかがでしょうか。
- ○外俊則学校教育課長 学校というところは子供だけじゃなくて教員だけじゃなくて、保護者、地域の方々の協力に基づいて成り立つものでございますので、それぞれ学校の実情というのはもちろん大規模、小規模だけじゃなくて実情は違って当然だと思いますが、本市におきましても4つの中学校区ございますけれども、それぞれが特性を生かした形での運営なり協力をいただいた形で今非常にいい状態で進んでいるんでないかなとは思います。ただその実情につきましては、またこれからいろんな形で検討すべきものもあると思います。
- **〇11番沖園強議員** 先日の南日本新聞に掲載されたんですが、南さつま市では2008年に市が新しい学校づくり検討委員会を立ち上げたと。2008年です。その検討委員会で出た回答なんですけど、小学校が21人から30人程度、1学年2学級以上。中学校が1学級30人程度、1学年3学級以上が望ましいと。そういった学校の適正規模をまとめたと。

教育委員会が、発達に応じたよりよい質の高い教育の提供が必要であると、子供たちのために。各地で説明会を開いたと。それが発端となって新しい時代にふさわしい教育環境と指導体制を確立し、子供たちの限りない教育を推進してほしいと。子供の数が減り、教育のため統廃合・学校再編はやむを得ない決断であると。子供たちの教育を第一に考え、保護者が学校再編を求めたと報道されました。簡単に言えば、南さつま市教育委員会は児童生徒数に応じて望ましい学校の適正規模を定義づけて、住民に説明し説得したために住民が学校を残したいという住民感情論よりも子供たちの教育のために学校再編を選択したということじゃなかろうかなと思っております。

また、この南さつま市の学校再編についての取り組み、施設一体型の小中一貫校、そういったものが今、非常に新聞等でクローズアップされているんですけど、これが教育行政があるいは市の行政が取り組んでいくべき姿じゃなかろうかなと。住民感情論で地域で残すべきだ、統廃合す

べきだというトラブルが生じるよりも、行政の主導的な指導といいますか、そういった取り組みが今、待たれているんじゃなかろうかなと思いますが、教育長どうでしょう。

○外俊則学校教育課長 議員御指摘のように、22年2月17日「金山便り」という学校便りが出ておりますが、小さな学校の大きな教育ということで今、小規模校の特性を生かして、金山小学校大いに頑張っていただいているところでございますけども、議員御指摘のように地域の文化的中心であり、また地域住民の精神的結合の基盤である学校の統廃合、あるいは再編等の議論というのは地域衰退等に対する懸念もありまして、保護者や地域住民の感情問題に発展する非常に難しい面をはらんでいると考えております。

一方、子供たちにとっての教育効果あるいは学校施設等の経費の合理化など、行政として検討 すべき課題もあり避けて通れない大きな課題であると認識しております。今後、本市における新 しい教育体制のあり方について、他方面からの御意見、御助言をいただくため本市における望ま しい学校づくり審議会、仮称ですけども、そういうものを設置するなどいたしまして子供たちに とってよりよい教育環境を構築するために、全市的に検討を重ねてまいりたいと思っております。 O11番沖園強議員 あんまりこういった公の場で申し上げるのもちょっと気が引けるのですが、 実は3年前、金山小学校と桜山小学校との統廃合をめぐって、金山小学校のPTAが二分された ことがございました。教育委員会等には全然責任はないと思うんですけど、私も直接そういった 父兄から相談を受けました。私もきれいごとを申したといいますか、保護者の皆さんが合意が得 て、統廃合を望んでおられるんであれば自分も後押しをしますよと申しました。ただ私もそこに 1歩足を踏み込む余裕がなかったといいますか、そういったことがございまして地域ではPTA 会員同士に非常に確執が生じてしまったと。統合推進派、存続派。統合推進された方々が村八分 みたいになってしまったと。そしてそのあげくには、とうとう悲しい出来事が起こってしまいま した。私は今でも悔やまれてならんとですけど、地域住民としてこういった悲しい出来事が2度 と起こってはならんと思っているんですよ。そして、その統廃合推進派の皆さんはもう口を閉ざ してしまったと。それが地域の実情であると。

もう小規模校の特性はわかっているんですよ。だけどそういったきれいごとだけじゃなくて、 1歩踏み込んで子供たちの教育のために1歩踏み込んで行政が取り組んでいただきたいと。川辺 町にジェフリーという土喰に住んでおられる方がございますが、その方と話す機会がございまし た。その人も大丸小学校ですかね、大丸小学校区で将来10人程度に児童がなると。自分も幼児 が2人いると。自分は土喰が大好きだと。地域は大好きなんだけど、自分の子供のことを考える と、将来を見据えて大きな学校あるいは統廃合を望んでいるんだけど、物は言えないと。だけど、 自分は親の責任として大丸小学校にはやりませんとはっきり私に申しました。それが親の本音だ と私は思うんですよね。この問題は、教育委員会だけの問題ではございませんので、市長のご見 解をお聞きしておきます。

〇神園征市長 おっしゃることはよくわかるつもりであります。早目に、こういった問題について真剣に論議する場を設けられたらいいと思っております。

〇11番沖園強議員 先ほど審議会等を立ち上げるということでございましたので、できるだけ早目に立ち上げて、そしてまた地域の方々の、保護者が1番なんでしょうけど、御意向等も聞いていただきたいとお願い申し上げまして、時間がございませんので私の質問を終わらせていただきたいと思います。地場産業センターの駐車場の不法占拠問題につきましては、若干詰めまでいけそうにございませんので割愛さしていただきます。ありがとうございました。

○俵積田義信議長 ここで10分間、休憩いたします。

午後3時14分休憩午後3時24分再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に豊留榮子議員。

「豊留榮子議員 登壇]

〇12番豊留榮子議員 本日、最後の質問者となりました。日本共産党は住民の福祉と暮らしを守り、新市長になられました神園市長に対して、よいことには賛成、悪いことには反対という立場を貫き、一般質問してまいります。

初めに、子供の医療費の無料化について質問いたします。3月1日の衆議院予算委員会で日本 共産党の穀田恵二議員は、子供の医療費無料化を国の制度として行うべきだとして、当面、小学 校入学前までの子供を対象にした無料化実施を要求しました。これに対して鳩山首相は、優先課 題として検討すると表明しました。

穀田議員は、全国の都道府県すべてが子供の医療費助成を行い、そのうち35都道府県が通院、 入院ともに助成。これは小学校入学前の子供、そして一部は小学校6年、そして中学校3年まで していること。さらに94%の市町村が通院の助成、これを小学校入学前まで行っているなど、 1,800近くの市区町村が都道府県の負担に上乗せを助成して、医療費無料化に努力している事実 を示しました。

さて、この枕崎市において、市長は選挙の公約に9歳未満児の医療費を無料にすると掲げて、 再び市長になられました。隣の南さつま市でも、新市長が公約に掲げた中学生までの医療費無料 化を今年度予算で7月から実施するということですが、市長は今年度予算に医療費無料化を盛り 込まず、実施時期も明確に示さなかったのか。まず最初にお伺いいたします。

○神園征市長 9歳未満児の医療費無料化につきましては、担当課にその実施に向けた検討を行うように指示いたしてあります。現在、担当課で対象者及び実施時期、所要額について検討している段階であります。

本定例会に提案いたしました平成22年度の各予算は、骨格予算となっているために医療費無料化の拡充につきましては、6月の定例会で詳細についてお示ししたいと考えております。

〇12番豊留榮子議員 市長を支持された方々は、この子供の医療費、とても関心があったんじゃないかなと思われます。できたらこの3月に、6月に今されると言いましたけれども、提示されていたら当初予算というのは皆さん広報なんかに折り込まれて、まず目にするあれですよね。ぜひそのようなことを即していただきたかったなという思いがあります。

そしてまた、これは病院での窓口での医療費を現物で無料にしてほしいという声が、これは前々から言われていることなんですが、この親の負担を軽くする、完全に無料化ですね。当日お金がなくても子供が病気になったら即病院に駆け込まれる、そういうことができる制度を新市長でつくっていただけるものかどうか、病院の窓口で無料化。これをする考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○神園征市長 現在の助成方式は、病院等の窓口で一たん医療費を負担していただいた後に、国保連合会から送信されたデータをもとに、各被保険者の口座に振り込む自動償還方式となっております。いわゆる病院の窓口での無料化、いわゆる現物支給方式となりますと各医療機関との契約、あるいは電算システムの改修など、さまざまな問題を解決しなければなりませんので、本市単独での購入は困難だと考えております。

○12番豊留榮子議員 なかなか今、電算システム化ということで、改善していくのは難しいって前々からも言われていることなんですけども、これは全国的に見ていいますと、それを実施されているところもあります、現に。大変であるかもしれませんけれども、こういう親御さんが本当に無料になったんだと実感できるのは、現物支給、窓口での医療費負担がないということを実感できたときに1番感じられることなんじゃないかなと思いますので、これは力を尽くして、ぜひ検討を続けていってほしいことだと思います。

また、全国的に子供の医療費無料化は今、どんどん進んでおります。また、県内では薩摩川内

市が今年度から中学校卒業までの無料化を実施いたします。そして、先ほど言いましたが、南さつま市は今まで小学校入学前までが無料でしたけれど、新市長が公約に掲げた中学生までの医療費無料を7月から実施されるようです。

これは、枕崎市においても中学生卒業までの無料化を引き続き考えられないものかどうか、お 尋ねいたします。

〇神園征市長 子育て支援のための施策を実行するためには、その制度が長期的に持続可能で安定的な制度とすることが大事であると思っております。中学校卒業まで対象年齢を拡充するとした場合に、多額の財源が必要となってくることから、現時点では難しいと思っております。

なお、先ほど9歳未満児の医療費無料化につきましてのお尋ねがございましたが、9歳未満児とするか、あるいは小学校3年生終了時までとするか、その辺については検討を指示してありますので、どの形になるかわかりませんけれども、そういった形で現在検討中だということをお伝えしておきたいと思います。

〇12番豊留榮子議員 私も就学前の場合は年齢で区切っていいかと思いますけど、学校に上がってきますと、やっぱし学年単位で区切ったほうがいいかなって思います。

それとまた、この中学校までの無料ですけれども、進んでいるところでは本当に高校卒業までとかいうところもあります。これはなぜそんなふうに進んできているのかというと、年齢が進むにつれて子供さんの病気というのはあまり発生しないんですね。特に多いのが、小学校上がるまでの子供さんが親も不安ですし、少しの熱でも連れて行くとかっていうこともありますけども、年代が上がってくるとこれくらいは大丈夫だろうと親もだんだんわかってきますし、ですから、そういう病気の心配はなくなりますけれども、大きくなるとそれにつれて部活でのけがとかそういうことが発生するかと思いますけれども、この人数を新市長に皆さん期待されていると思いますので、この子供の人数からその把握されてどのくらいの予算があったら中学校卒業までいけるのか、ぜひ市長のあれで検討されて、引き続きこの乳幼児医療費、子供さんの医療費の無料化が、この年代が上がっていくように努力されていただきたいと思いますので、その辺の検討はいかがでしょうか。

〇神園征市長 今、言われたようなことは検討させていただきますが、現段階では難しいと思っております。

〇12番豊留榮子議員 次に、国民健康保険税についてお尋ねしていきます。今、この高い国保税の問題は貧困と格差の深刻なあらわれとして、テレビや新聞でも今、取り上げられて、社会問題となっています。

枕崎市においても、高い国保税が住民の支払能力を超えているために、払いたくても払えない という状況を生み出しています。これはぜひ、国保税を引き下げる考えはないものかどうか、お 聞きいたします。

〇今給黎和男健康課長 国民健康保険税は御存じのとおり、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、それぞれの歳出から国・県、社会保険診療報酬支払基金等の補助金等を差し引いた額を、国民健康保険法や地方税法に基づき算定するという目的税であります。

したがって、医療費の歳出が年々増加している状況にありますので、国等の補助金等の大幅な 増加がない限り、国保税の引き下げは困難な状況であるということです。

○永留秀一税務課長 本市の国保税の税率について補足して説明しますが、県内の他都市と比較した状況を説明いたします。本市の現在の国保税の税率は、県内の市の中では低いほうに位置しておると考えております。平成21年度の税率をもとに試算してみますと、夫婦と子供2人の4人世帯、課税所得200万円、固定資産税5万円のモデル世帯で、県内各市の国保税を試算した場合、本市の国保税は年額で33万3,500円となりますけれども、これは県内の18市のなかで2番目に低い額となっております。

1番高い市は、47万4,700円となるようでありますが、これと比べると本市の国保税の額は約 7割程度になるようでありますので、御理解いただきたいと思います。

〇12番豊留榮子議員 3月4日の参議院の予算委員会で日本共産党の小池晃政策委員長が、命を守るというならば直ちに国保税の引き下げの手立てをとるべきだと、高すぎる保険料が払えずに亡くなる人がいるなど深刻な実態も示し、引き下げを厳しく政府に迫りました。鳩山首相は、財政状況は大変厳しいが、財源確保に努力したいと答弁しました。

先ほども市長も言われました、税務課のほうも言われましたが、そもそも国保税が引き上げられた根本原因は、国が予算を削ったからです。歴代自民党政権は、1984年の国民健康保険法解約を皮切りに、国保への国庫負担を削減し続け、国保を深刻な財政難に陥らせました。年金生活者や失業者などの無職者が加入者の過半数を占める国保は、もともと手厚い国庫負担なしには成り立たない医療保険です。しかもこの間、大企業の雇用破壊で失業者や非正規労働者が大量に国保に入り、規制緩和によって自営業者や農林漁業者の経営難、廃業が加速するなど国保の貧困化が急速に進行しているといいます。

ところが、1984年から2006年の間に市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、49,8%から27,1%へとほぼ半減しました。国保税をだれもが払える水準に引き下げ、安心できる医療制度に改革するには、国庫負担をもとに戻すことが今必要です。

政権についた民主党は、国民健康保険を運用する自治体への財政支援を強化し、地域間の格差を是正しますと公約しています。枕崎市としても、政府に国庫負担の増額を求めることが必要ではないかと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

- ○神園征市長 国の動向等を見極めながら、必要とあればそういったことも申していきたいと思っております。
- O12番豊留榮子議員 ぜひ、国に向かって発信してほしいと思うところです。

次に、この国民健康保険法第44条ですが、これ保険者は特別の理由がある被保険者で、保険 医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる ものに対し、次の各号の処置をとることができる。1に一部負担金を減額することができる。2、 一部負担金の支払いを免除すること。3、保険医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を 直接に徴収することとし、その徴収を猶予することとなっています。

今までは、減免制度のある自治体でも、災害による一時的な収入減に対象を限定するなど、この制度があまり生かされない現状がありました。しかし、貧困と格差が社会問題化し、窓口負担を苦にした受診の抑制や医療機関の未収金問題が深刻化する中、厚生労働省は昨年7月に「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」という通達を出しています。

こうした中で、第44条に基づく窓口負担の減免制度を新たに整備する自治体も今、生まれています。平成19年度は、1,818自治体のうち1,003自治体が第44条を適用して、条例をつくっています。鹿児島県内では、志布志市が平成21年3月に条例をつくって、4月1日から試行しています。これは枕崎市においても、病院窓口の負担を軽減、免除する制度をつくって医療の保障をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〇今給黎和男健康課長 お尋ねの国民健康保険法44条に、保険者は特別な理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免、又は徴収猶予の措置をとることができると規定されております。しかしながら、算定基準が明確でないことなどから、全国的にもほとんど実施されていないのが今の実態であります。今後、平成22年度中に全国一律の基準を作成し、実施要領等が通知されるという予定となっておりますので、国の通知を待って今後対応してまいりたいと考えております。

〇12番豊留榮子議員 この44条を適用しようとすると、税務課の納税のあれが必要だとか、そうするよりも、生活保護のほうが早いんじゃないかとかいろいろ出てくるかと思いますけれども、

その税務課や福祉事務所、それぞれが横の連携を取りながら、だれもが平等な医療を受けられるように、これはすべきだと考えます。これは、ある方が年々体が弱り飲む薬もふえてきた。いっそ病院へも行かず、薬も飲まずにこのまま死ねるものなら死んでしまいたいと言いつつも、痛さをこらえきれずに薬に頼りながら何とか生きているが、医療費はかさみ、家族に申しわけない思いでいると語られました。

このように、体は弱っていく上に精神的にも大きな負担がかかり、これでは治る病気も治りません。こういう状況があちらこちらで起きています。これはぜひ、制度をつくらないというのではなく、先ほど22年度中に政府のほうから出るということですので、これ早く手を打ってこの制度をつくる努力をしてほしいことと思います。要望しておきます。

この公的医療制度ですが、これはお金のあるなしにかかわりなく、全国民に必要な医療を保障するためにつくられたものです。ですから、この窓口負担は本来無料もしくは定額が当たり前で、お金がないと治療が受けられないというのでは、制度の意味がありません。公的医療制度がありながら、通院でも入院でも3割もの窓口負担を取られる国は、先進国では日本だけです。イギリス、カナダ、イタリア、デンマークなど、窓口負担は原則無料です。有料という国もドイツが3カ月で約1,300円、ポルトガルが受診1回300円など、少額で定額制になっております。

日本共産党は、先進国では当たり前の窓口負担ゼロの医療制度目指して、その第1歩として子供と高齢者の医療費を国の制度として無料化することを今まで提案してきました。子供の医療費無料化制度は、自治体の制度として既に日本全国に広がっています。高齢者の医療費無料化も長野県原村、そして東京都日ノ出町などで実施されて、高齢者の健康向上や医療費抑制の効果を上げていると言います。

重すぎる窓口負担を引き下げ、貧困のために医療を受けられない人をなくすことは、今や日本 医療を初め、医療関係の団体がそろって要求しているところです。これはぜひ、弱者に優しい制 度をつくっていただくよう、重ねて要望しておきます。

次に、介護保険料について質問いたします。介護保険制度が始まってから介護疲れによる心中 事件などは400件。家族介護による離職者は年間14万4,800人に上るとされています。家族介護 で苦労されていた人は、介護保険制度ができたらこれで救われる。介護される人も、介護する人 も少しは人間らしい生活が取り戻せると思ったと言います。

ところが、制度ができて10年が過ぎても、必要な介護が利用できずに苦しんでいたり、家族 介護から社会へ支える介護へという当初の看板に反して、介護保険は繰り返し解約され、負担増 や介護取り上げが進められてきました。在宅での生活はますます難しくなり、施設の順番待ちも 深刻です。昨年は基金を取り崩して値上げを抑えることができましたが、所得の少ない人ほど負 担割合が多い高齢者の介護保険料を支払能力に応じた負担にすべきです。

保険あって介護なしという状態をなくすためにも、介護保険料の引き下げが必要と考えますが、 いかがでしょうか。

〇白澤芳輝福祉事務所長 平成21年度から平成23年度までの第4期の介護保険料につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、前第3期の保険料と比較しまして引き下げることができたところであります。

この本市の保険料につきましては、県内45市町村の中でも三島村に次いで低く抑えられていることもあることから、本期間中での保険料の引き下げは考えていないところでございます。

〇12番豊留榮子議員 次に、介護保険の利用料なんですが、これは利用料が1割負担です。この1割負担が高齢者にとって、どんなに妨げになっていることかおわかりでしょうか。

ある老夫婦ですが、外出は御主人の運転される車で病院や買い物と仲良く出かけられていましたが、御主人が車の運転ができなくなったことから、足腰の悪い奥さんは電動車を買いました。 しばらくの間は、病院や買い物と1人でされていましたが、これは長く続きませんでした。電動 車の振動が、痛い腰を刺激して利用できなくなったのです。

そして今は、タクシーを利用しているといわれます。尋ねてみますと、家の中、自分が座る場所を中心に必要な物は、手を伸ばせばすぐとれるようにしてあります。はたから見ると、もう散乱しているように見えて、見かねてヘルパーさんが家の掃除や調理を頼んだらどうかと勧めましたが、利用料のことを言われ、ぜいたくはできないと言うんです。この少ない年金から保険料を天引きされ、その上、利用料の1割負担まではとても払えないというお年寄りが今ふえています。この御夫婦のように、介護保険を利用したくとも利用できないという現実があります。利用料の引き下げが考えられないかどうか、お伺いいたします。

〇白澤芳輝福祉事務所長 この利用料の引き下げにつきましては、豊留議員のほうから何回も御質問があるところでございますけども、国のほうから示されております利用料としての1割の自己負担の求めているのが、1つにサービスを利用している方に一定の費用負担を求めることで、利用しない方との公平な負担を確保するということ。2つ目にサービス利用者にコスト意識を持ってもらって、サービス料の急増を防ぎ、費用の効率化を達成するということと。3つ目が要介護状態の重度化の予防、リハビリテーション等への自覚を促すという考えがございますので、一律に利用料をそこに公費を負担して引き下げるという考えはございませんので、個々、災害等特別な事情がある場合につきましては、それぞれに対応したいと考えているところでございます。

旦那さんがそういうふうにして運転ができなくなって、タクシーの利用がふえて今まで介護に向けてた分、そういうタクシーの利用料に回さないといけないという部分については、他の政策等、今後はそういう先ほど交通弱者等の問題も出ておりますので、別な政策の中で考えられないかというのが、また検討すべき事項であると考えます。

O12番豊留榮子議員 そうですね、あらゆる面から検討していただきたいと思うところです。しかし、こんな方もおられます、中には。これは介護度3のお父さんです。これは、病院に入院していましたけれども、3カ月がたってもう退院しなければならない。この方は、おむつ使用で歩けずに、半寝たきり状態です。少し痴呆もあります。身の回りのことはできないけれども、食欲と口はしっかりしていると言います。そしてお母さんはといいますと、このお父さんが入院した後、気が抜けたんでしょうか、少々痴呆が始まり、話がかみ合わなくなっていると言われます。このお2人のお世話を同居している娘さんが、仕事をしながら1人で支えています。娘さんは、お父さんが入れそうな施設を6カ所ほど訪ねたけれど、どこもいっぱいでだめでしたと。当面、デイサービスを利用して、様子を見ることにしたと言われましたが、本当に大変なことです。いずれは自分が仕事をやめて、見なければならないかなと言われますが、生活がそれでは成り立たなくなります。

この利用料のことを考えると、またこのデイサービスというのも毎日というわけにはいきませんでしょうし、このように自宅で1人では生活できないで、でも行き場所がない、本当にこのような場合どうしたらいいんでしょうって思います。介護サービスが必要とされる人が、必要なサービスが受けられない、こんなもどかしいことはありません。みんなが安心した老後を送れるように、今から制度を本当に利用しやすいように改善すべきです。これは、利用料引き下げの検討を強く要望しておきます。

次に、就学援助制度についてお伺いしておきます。就学援助制度は、義務教育は無償としている憲法26条などに基づいて、小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。この就学援助制度の周知についてですが、保護者への案内がどのようにされているのかお伺いいたします。

〇外俊則学校教育課長 保護者への就学制度のお知らせの周知の図り方ですが、保護者へは就学援助の趣旨とか支給内容等が記載されました受給申請書を4月当初、各学校の学級担任を通して全家庭を対象に配付し、周知を図っているところです。

〇12番豊留榮子議員 ここに教育委員会からいただいた平成21年度の児童生徒就学援助費の受給申請についてのお知らせがありますけれども、これですとどんな援助が受けられるのか、また具体的な説明がなくて、いきなり申請書になっています。

ちょっと調べましたが、大阪府の八尾市の就学援助制度のお知らせは、とてもわかりやすくて、 認定される所得の基準額と世帯の構成人数が表で示されて、また就学援助の対象となる費目です ね、どんなものが対象になるとか金額が一覧表になっているなど、保護者の方が申請する目安に なります。本来この制度は、受給できるかどうかは別にして小中学生のいる家庭ならだれでも申 請することができるものだと思います。これはぜひ枕崎市も、もう少し保護者に優しいお知らせ にならないものかどうか、お尋ねします。

〇外俊則学校教育課長 申請書の中身について、確かに我々もお知らせという中でその趣旨とか 基準等については明文化しているつもりでおりましたけれども、そういう御指摘がありましたの で、また今後、保護者の方にわかりやすい形はどうなのかっていうのは、考えていかなくちゃい けないと思います。

O12番豊留榮子議員 これは保護者の方に尋ねたところ、この枕崎の援助制度の受給申請はパッとこう見ますと認定基準は次のとおりですとなってまして、生活保護を停止又は廃止された者。 2、市民税の非課税や減免を受けている者。 3、国民年金の掛金及び国保の保険税の減免を受けている者。 4、児童扶養手当の支給を受けている者。 5、保護者が職業安定所登録日雇い労働者。 6、保護者の職業が不安定で生活状態が悪い者。また、その上に認定については学校や民生委員の協力を得て行いますと書かれて申請書になっているんですけれども、これを見る限りでは、「うちはちょっと申請してみたいけど該当しないな」ってみんな思ってしまうって言うんですね。ですから、ぜひこの八尾市のような保護者が見て、「だれでも申請していいんだ。所得基準もここに書かれておりますし、うちは該当する」ってなると思うんです。ぜひ、今、課長が言われたように、就学援助制度のお知らせは改善していただきたいと思います。

それと枕崎市就学援助事業実施要綱には、第5条の認定は校長及び民生委員の意見聴取を経た上で教育委員会が行うとなっています。この就学援助法の施行で2005年度からは、民生委員の助言を削除しています。就学援助の認定に際して、全国の自治体で広く行われていました民生委員から助言を求める必要がなくなったわけです。それまでは、就学援助法施行令を根拠に民生委員が就学援助の認定に介入して、数多くの人権侵害が起こっていました。これは枕崎市も要項から民生委員の助言を削除すべきと考えますが、いかがでしょうか。

〇外俊則学校教育課長 御指摘のとおり、平成17年3月、就学困難な児童及び生徒に係る就学 奨励についての国の援助に関する法律の改正に伴いまして、準要保護家庭に対する就学援助の国 庫補助対象は要保護家庭のみになりまして、それに伴いまして施行令にある認定にかかわる民生 委員等による助言については削除されております。

しかし、同年4月の文科省の通知によりますと、今後ともこれらの事業が確実に実施されるよう法令の趣旨及びこれらの事業の趣旨等を踏まえ、予算の確保及びその適切な執行がなされるよう等の留意事項もつけられております。したがいまして、平成17年度から国の補助がなくなりまして、市単独での事業とはなったわけですが、以前と変わらずこの事業が執行できるよう必要に応じては、民生委員の方々からの意見もいただきながら状況把握に努め、きめ細やかな対応ができるように今後とも心がけていきたいと思っているところです。

O12番豊留榮子議員 その民生委員がなぜ必要なのか。認定になぜ民生委員が必要なんでしょうか。

〇外俊則学校教育課長 さまざまな御指摘があるんでしょうけども、我々としましては、例えば、 状況というのは、例えば、所得にしても何にしてもそうですけども、昨年のものを参考にするこ とが多くて、実際、現在どうなのかというのはなかなか見えにくいところが実はあるんです。そ のときに地域に住んでいらっしゃる民生委員の方々の御意見というのは、非常に貴重です。ただ、 全家庭とかすべての申請者に対してそういう形を取り組むんじゃなくて、必要に応じてというこ とで考えておりますので、なるべく民生委員の方々の御負担は、大きくならないようにその辺を 配慮してまいりたいと思います。

O12番豊留榮子議員 今、言われましたが、その民生委員の方にも負担だと思うんですね。これは保護者の方にとっては、民生委員の方の調査まで入るのかとか、聞き取りが来るのかというところで、もうここで引いてしまうんですね。ですから、これは就学援助制度っていうのは、小学校中学校に子供さんのいる方ならだれでも申請できるとなっているわけですから、まずこの申請を受け付けて、もう民生委員の方の聞き取りはなくてもいいというふうにしなければならないんじゃないかと思うんですけれども、そこのところ市長はどのように考えますか。

○神園征市長 教育委員会からの答弁のとおり、同じような考えであります。

O12番豊留榮子議員 先ほど課長がこのお知らせについては、もう少し保護者の方が見てもわかるような書き方に検討していくということでしたけれども、これはぜひ認定については学校や民生委員の協力を得るというのは、保護者の方がちょっと引いてしまうと言われる部分でもあるわけです。これはぜひもう1度考えていただきまして、再度検討していただきたい事項だと思います。全国ではこれはみんな取り外してますよね。八尾市もそんなことは一言も書いてありませんし、ぜひここは検討してほしいと思います。よろしいでしょうか。

○外俊則学校教育課長 今、話が民生委員っていう形になっておりますけれども、我々も1人でも多くの方の状況を把握するということでお願いすることが多いですので、いろんな意見がある中でやはり、その方に1番近い方の御意見っていうのも非常にやっぱ大事だと思っていますので、ただ民生委員の方々の負担にならないようにという配慮だけは、先ほど申し上げたみたいに考えていくことは当然やらなくちゃいけないなと思っております。

〇12番豊留榮子議員 今までもそういう悪質といったらあれですけれども、うその申請をしたりとか、そういう方がたくさんおられたということですか。

〇外俊則学校教育課長 先ほど申し上げたみたいに、昨年の状況と現在の状況の違いがなかなか 把握できないところも正直言ってあるわけですよね。ですので、昨年収入があった方でもことし、今、状況としては非常に厳しい方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。

ですから、例えばお子さんが何か具合が悪いとか、それはやっぱり逐次変わっていくものですので、それについても我々もきめ細かに対応したいということで、申しわけありませんけど民生委員の方々にも御意見をいただきたいということでお願いしている。そういう所存でございます。O12番豊留榮子議員 これはぜひ保護者の方も外してほしいという意見も多いですし、この今、深刻な不況のときに年々この予算も上がってきています。申請者もだんだんふえてきておりますよね、またことしもふえるんじゃないかと思います。これはぜひみんなが申請できるような制度にしていってほしいものと強く要望しておきます。

次に、障害者の安全対策についてお伺いします。これは障害者の方が安心して暮らせる町にするためにも、駅前の大型スーパーの横断歩道の上に点字ブロックが設置できないかということなんですが、これについてお伺いいたします。

〇松野下祥一建設課長 御指摘の点字ブロックは、県内では鹿児島市内の繁華街の1区間だけしか設置されておりません。また、この点字ブロックは、視覚障害者の利用頻度が高い施設などの周辺において横断歩道の中に設置されるものであり、施工するにはいろいろな条件がありますので、本市の状況に適しているかどうか、今後検討したいと思います。

〇12番豊留榮子議員 これは、市長の政策にコンパクトシティをつくるということが先ほどからも出ておりましたけれども、これは都市の機能を徒歩や自転車で移る範囲におさめて市街地を再開発し、自然環境や文化遺産の保護、地域のコミュニティの創出など少子高齢化社会へのきめ

細かな対応を図ることを主な目的としているとありました。その理念からいけば、高齢者の方も 障害のある方も歩いて自由に行き来できるまちづくりをすると理解するんですが、横断歩道を安 心して渡れるように、この点字ブロックの設置について市長はどのようにお考えでしょうか。お 伺いいたします。

○神園征市長 目指すものとしては、すべてのものがそういう状況になればいいと思いますが、 一気にとは何もかもいきませんので、そういう目標を持ちながら頑張っていければと思います。

〇12番豊留榮子議員 ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。これは今、横断歩道上の点字ブロックは、今までは騒音とか安全面の問題から横断歩道上の点字ブロックはあまり見かけませんでした。ですが今、騒音や安全基準をクリアするものが開発されているようですので、ぜひ検討を重ねてください。

また、その駅前の大型スーパーの横断歩道などに、音の横断歩道が設置できないかどうかお伺いいたします。

○久木田敏総務課長 お尋ねの音の出る信号機といいますのは、視覚障害者用付加装置といいまして、これを含めまして信号機の設置等につきましては、警察署及び公安委員会の設置基準において設置することとなっております。お尋ねの駅前大型スーパー前の信号機設置につきましては、警察に問い合わせしましたところ、駅前の交差点は変則でありますことから、今後、まず歩行者の実態調査等を行いまして、検討をしてまいりたいということでありました。

O12番豊留榮子議員 よろしくお願いします。

次に、これは家族で前にも質問したんですが、家族で食事に出かけたり、また観光客にも喜ばれるような車いすの方でも利用できるお店でありますとか、公衆トイレなどを書き込んだ枕崎の地図ができないものかどうかという御相談がありましたので、お伺いいたします。

○南田敏朗水産商工課長 お尋ねの障害者や高齢者の方が車いすでも利用できるお店や公衆トイレなどが記載された観光マップにつきましては、今現在、観光ボランティアのガイドのみなさんがまち歩きガイド用の地図を作成しているところでございますので、この観光ボランティアガイドの皆さんが作成した地図を活用しながら、市内の多目的トイレの設置状況やお店の状況を調査いたしまして、わかりやすく便利な地図をできるだけ早い時期に作成しまして、枕崎駅前観光案内所など市内の主要施設に配布できるよう努めてまいりたいと思います。

またこの3月6日から、枕崎駅前観光案内所を拠点に観光ボランティアの皆さんが、本市を訪れる観光客の皆さんを対象に、市役所通りのモニュメントや枕崎漁港、地場産業振興センターの資料展示室、松之尾公園と枕崎市街地を中心に歩きながら案内するまち歩きガイドを始めたところでございますので、これらの活動を支援しながら、またそのおもてなしという面で充実に努めてまいりたいと思います。

〇12番豊留榮子議員 次に、海岸の清掃についてですが、これは人通りの少ない新町の海岸一帯に大量のごみが投げ捨てられていました。近くには廃墟となったマンションがありますし、新町から岩戸に続く海岸です。これは、消波ブロックの間に家庭用のごみからペットボトル、空き缶、自転車まで投げ捨てられていました。この海岸の清掃と、このごみを投げ込まないような対策がとれないものかどうか、お伺いいたします。

○俵積田寿博市民生活課参事 ごみの不法投棄につきましては、市内各地を巡回パトロールして 調査を行い、不法投棄の禁止看板等を設置するなど関係機関と連携して防止に努めているところ であります。また廃屋等の箇所の管理につきましては、その所有者に対しまして適切な管理をお 願いする通知を行っているところです。

今後の対策といたしましては、海岸や河川等の不法投棄、ごみにつきまして関係機関であります保健所、警察と連携いたしまして不法投棄ごみ監視体制の強化を図り、自然環境保全に努めてまいりたいと思います。また、広報紙等よる啓蒙活動を継続的に行い、不法投棄防止に関する市

民の理解と協力を得てまいりたいと思っています。

○神園征市長 こういった現実こそ、行政に頼らないまちづくりに最も反するものだと思ってるんです。初歩的なことですね。住民の方々に強くそのことは自覚していただきたい。で、このためにわざわざ看板立てるとか、こういったのをやっていたらもう看板だらけになってしまいます。そういったものが1つも必要ないように、住民の方々には強い自覚を持って、そしてそのためにもその集落の自治機能といいますか、そういったものをもっと充実したものにしていかなければならないと思っております。

〇12番豊留榮子議員 それは住民のモラルの問題が1番です。ですが、これ放っておくと、このモラルをどう高めていくかという問題がありますよね。それをやっぱり頼るのは、行政ということになります。そのモラルを高める行政からの支援、それもよろしくお願いしておきます。

もうここだけじゃないです。本当にあちらこちら草刈りをしてくれた後の道路を見ると、空き 缶、ペットボトル、それはすごいです。畑の中にも投げ込まれていたり、耕運機かけるとみんな 空き缶が飛んできたとかね、いろんなこと言われます。これほんとにモラルの問題です、第1は。 市長が言われるように見苦しいですよ。看板がザーッと並んで「ごみを捨てるな、ちょっと待 て」とか、本当に見苦しいと思います。そういうことがなく、本当にきれいなまちづくり、これ ほんと住民の姿勢だと思いますので、ぜひその点、強化してきれいなまちづくりをよろしくお願 いいたします。

次に、交通安全対策についてお伺いいたします。これは再三質問している事故現場なんですが、 事故が多発しております別府の広域農道と空港道路の交差点なんですが、これは一般質問に出し ました後、なんと1週間ほど前に高校生のバイクと軽トラックが衝突をして高校生は重傷でいま だに入院されているということです。これ高校3年生で、就職活動はどうなったのか、卒業はど うなったのかって気がかりなんですけれども、ここの交差点の構造改革ですが、これができない ものかどうかお伺いいたします。

○久木田敏総務課長 今、その事故につきましては、ちょうど今お尋ねのこの交差点ではなくて、その下の交差点だったとお聞きしております。現地につきましては、これまで幾度となくお答えしてきておりまして、繰り返しになるかと思いますけれども、昨年警察や地元公民館の方々との現場診断や警察によります交通量調査をもとに、交差点に一たん停止の標識設置のほかクロスマーク、ドットラインの記入を行政でも行いまして、さらにまた、交通ルール、マナーの向上に心がけてまいってきております。この場所につきまして、最近、警察とも話をしてきておりますけれども、その結果再度、交通量調査を行う予定であると聞いております。

この今、お尋ねの交差点の構造改善につきましては、以前もお答えいたしましたけれども、土 手の部分がどうしても見通しが悪いということで、その土手をとればいいんでしょうけれども、 地権者との問題等がありまして、すぐに改善できるということにはなかなか難しいということで ありますので、とりあえず交通マナー、そこの部分を事故防止のためには何としてでも、警察や 関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

〇12番豊留榮子議員 交通ルールのマナーが1番なんですけれども、交通量調査など実施されるということですので、これはぜひ信号機を今の点滅ではなくて、以前はこれ普通の信号機だったと聞いておりますけれども、これをまた普通の信号機に変える必要があるんじゃないかなって考えますので、その辺のところも考慮に入れてよろしくお願いしておきます。

これで私の質問を終わります。

○俵積田義信議長 本日は、これをもって散会いたします。 午後4時19分 散会

本会議第3日

(平成22年3月9日)

平成22年枕崎市議会第1回定例会

議事日程(第3号)

平成22年3月9日 午前9時30分開議

件		名				
一般質問立	五 本	徳	議員(74ページ~82ページ)			
議案第14号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算の訂正について						
諸般の報告						
	一般質問立	一般質問立石幸	一般質問 立石 幸徳議案第14号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算の記録			

○ 本日付議された事件は議事日程 (第3号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員 2番 牧 信 利 議員 茅 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 野 勳 議員 議員 今 門 5番 村 上 3 工 6番 求 議員 議員 7番 原 村 且. 8番 板 敷 重 信 議員 元 之 輝 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 子 議員 沖 袁 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 降 議員 袁 17番 <u>\\ \</u> 石 幸 徳 上 釜 議員 議員 18番 11 ほ

1 本日の書記次のとおり

袁

田

雄

敏

原 均 事務局長 橋之口 寛 書記 平田 俵積田 光 昭 書記 寿 書記 勝 書記 田 代 義

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

会計管理者兼会計課長

神 袁 征 市長 久木田 敏 総務課長 雄 Щ 英 企画調整課長 南田 朗 水産商工課長 \Box 敏 西之原 修 市民生活課長 今給黎 財政課長 力 白 濹 福祉事務所長 松野下 祥 建設課長 芳 輝 茅 真 学 農政課長 今給黎 男 健康課長 和 永 留 秀 __ 税務課長 迫 野 豪 水道課長 中 茶 屋 盛 忠 下水道課長 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長 俵積田 袁 田 勝 美 市立病院事務長 清 文 財政課参事兼財産管理係長 俵積田 寿 博 市民生活課参事兼環境整備係長 揚 村 芳 江 健康課参 中 道 Щ П 英 夫 教育長 畠 夫 教育委員会総務課長 外 三 俊 則 学校教育課長 島 洋 台 生涯学習課長 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 今給黎 給食センター所長 田野尻 龍 浪 武 志 監査委員 祐 司 佐 藤 監查委員事務局長 兀 元 幸 選管事務局長

東中川

徹

行政係長

午前9時30分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

立石幸徳議員。

「立石幸徳議員 登壇〕

〇17番立石幸徳議員 通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。限られた時間でございますので、的確な答弁をまずもってお願い申し上げます。

我が国では、昨年、政権交代が行われ、鳩山民主党政権による初めての当初国家予算が現在開会中の国会で審議されております。既に、衆議院における国会審議は終了いたし、年度内成立は確実なものとなってきております。

しかしながら、この民主党政権による初めての当初国家予算は、実に驚くべき内容となっているのであります。国民の税収は約37兆円でありますが、国の借金、つまり国債発行額は約45兆円、税収を上回ること約7兆円余りであります。小泉内閣で27兆円にまで下げた国債発行額が、いつの間にか45兆円近くになったのであります。この2つだけでも歳出需要に対応できず、特別会計等のいわゆる埋蔵金約10兆円を持ってきて、総額約92兆円の一般会計予算を編成したわけであります。

我が国の2009年9月末の借金残高865兆円は、対GDP比つまり国内総生産に対して170%となり、現在財政危機が世界中で騒がれているギリシャの公的債務残高対GDP比113%を大きく上回るものとなっております。

子ども手当や高校授業無償化など目新しい政策も財源手当をどうするのか。4年間は消費税値 上げは据え置くと言いながら、早くも消費税の検討をしなければならないという状況になってい るのであります。

そして、私たちの鹿児島県における2010年度当初予算は、一般会計で総額7,738億500万円、 県税収入約1,143億円に対し県の借金、県債約1,251億円。これまた、税収を上回る借金となっ ております。私たちの枕崎市の当初予算は、市長交代により骨格予算となったわけでありますが、 神園新市長が公約されました諸政策が次の6月定例議会あたりから現実のものと、具体化してい くものと考えております。

公約の中でも「コンパクトシティ構想」という、あまりなじみのない構想を出されておりますが、このコンパクトシティ構想の具体的な中身はどのようなものを考えておられるのか、最初にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 確かに、このコンパクトシティというのは、一般にはなじみのない言葉かと思います。私も何かいい日本語はないかと思って考えてみたのですが、国等もこの言葉を使っておりますし、そのまま借用したわけであります。コンパクトシティと言っても各都市の歴史、規模によってそれぞれ大きな違いが出てくるかと思っておりまして、要するに枕崎においては、にぎわいのある市街地を取り戻そうというのが基本的な考え方でありまして、これはあの人口増加の時代にはどんどん都市が郊外へ膨らんでいきました。

しかし、今や日本は人口減少時代に突入してもうかなりになります。やはり、都市構造のあり 方というのも考え直していかなければいけないと思いますが、枕崎の市街地におきましては、そ の空洞化が著しい。これは歩いてみますと本当に、そのことを驚くような思いで実感いたします。

一般的にコンパクトシティは、商業施設あるいは医療施設、公共施設などの郊外進出、あるいは宅地化の進行によって都市機能が分散され、中心市街地の空洞化が著しくなって、特に交通弱者の日常生活における利便性の低下、あるいは自然や環境の保全などさまざまな問題が起こりつ

つあります。すごいコンパクトな、こじんまりしたといった意味にとらえていいかと思いますが、中心市街地に都市機能を集積することによって、これらの問題を解消して地域の再生あるいは住みやすいまちづくりを目指そうという考え方がコンパクトシティ構想だと言っていいと思います。 〇17番立石幸徳議員 市長の方から今、コンパクトシティの構想ということで、御答弁があったかと思うんですが、私が聞きたかったのは、むしろその構想を抱きながら、具体的にどういったものを施策として考えているのかということをお尋ねしたかったわけです。

確かに、コンパクトシティというのは、これは私の認識では欧米の発想で、特にイギリスあたりの考え方がコンパクトシティということで世情言われていると思うんですけれども、我が国におきましては、数年前のその中心市街地活性化に関するまちづくり3法、この3つの法律が成立するときに、コンパクトシティという考え方がかなり強調されたんじゃないかと思っております。ただ、私たちの枕崎市は幸いといいましょうか、面積も少ないわけだし、かつて伊藤現鹿児島県知事が枕崎市に訪れたときに、県内の中で最もコンパクトな町は枕崎であると言われたことを記憶しております。

そういった意味で、これ以上どこをどう手立てをして枕崎をなお一層コンパクトな町にするのかということで私、若干疑問を抱いていたので、お尋ねをしたところですけれども、これから市長自身が昨日も申し上げましたように、一気にということではなく、具体的に1つ1つ取り組むということですので、この点については時間の関係もございますので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

政府の地域主権戦略会議、この会議が今月3月3日開催されまして、地域主権改革のスケジュールとして国の直轄公共事業費の地方負担金のうち、維持管理費分を2011年度から全廃する方針を発表されております。

これは国の直轄事業負担金をめぐって、明細が示されないまま請求される点について、大阪府知事や新潟県知事などが先頭に立って改革を要求しておりました。このことを受けまして、政府は批判の大きい修繕費などの維持管理費を廃止するという方針を出しておりました。全国知事会は、市町村負担金についても見直しすることが確認され、鹿児島県市長会も制度見直しを県に求めていたわけであります。

その結果、鹿児島県では公共事業費のうち、これまで市町村が負担していた県職員の人件費や コピー代などの事務費を2010年度から廃止するということが出されてまいりました。

県としては、直轄事業負担金制度の見直しの流れを受け、県と市町村の間でも負担のあり方を 見直すことにしたという見解を出しておりますが、この関係での本市影響分は、どの程度のもの になるのか、まず確認させていただきたいと思います。

- **○今給黎力財政課長** 平成21年度で、本市の県営事業負担金の状況を見てみますと、事業件数で6件ありまして、事業費総額が2億1,441万4,000円でございます。これに対します本市負担分につきましては、工事費で1,616万4,000円、事務費で106万2,000円、合計で1,722万6,000円という状況になっております。
- **〇17番立石幸徳議員** そこで、こういう形で、まず全体事業費から見ると小額といえども、県 事業に対する市町村負担金が廃止をなされていくわけですね。私が今回この項目の質問通告をし ましたのは、昨年12月議会でも取り上げた、本市の漁港整備に関する地元負担金の部分でお尋 ねした次第でございます。

特に、先ほど紹介いたしました新潟県におきまして、昨年12月2日、新潟県事業に関する市町村負担金を原則廃止するということで、県事業のうち漁港、林道、道路、海岸、港湾関連など、約30の事業の市町村負担金を廃止すると発表しております。この点についてまず、本市漁港整備の担当課である水産商工課におきましては、どのような確認をされているのか、お尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 新潟県の件についてでございますが、平成22年度が経過措置でございまして、23年度から完全実施すると把握しております。

〇17番立石幸徳議員 新潟県といえば、我が鹿児島県からは割と遠方の遠隔地にある県になろうかと思うんですけどね。ただ行政執行というのは、全国一律横並びで進んでいくのが通例でございます。新潟県が先人をきって、県事業にかかる市町村負担金を廃止するということになりますと当然、その影響は全国的に広がっていくものと考えるわけです。

本市の当面する大きな県事業の予定の中でも、恐らく最大のものになるであろうという本市漁港整備計画。これについては昨年9月議会、12月議会で詳しく触れましたけれども、この計画の中では地元負担金を2億円と予想しております。2億円という金額は本市財政にとって、かなり大きな負担になろうかと思うんですね。少しでも何とかこの負担金を軽減できないものか。市民の気持ちはその点では、全く一致するんではなかろうかと思うんですが、この点について、当局の方は何らかの動きをされているのかどうなのか、お尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎漁港の整備計画につきましては、今、質問議員のほうからございましたとおり12月議会でもお答えいたしましたが、水深9メートル岸壁を早急に整備すべく鹿児島県と水産庁に事業計画の策定作業を進めているところでございますが、事業費や事業量及び年次計画等が示されまして漁港整備計画事業の整備費の総額が10年間で約24億3,700万円で、枕崎市の負担金は今、議員の方からございましたとおり、約2億円が見込まれているところでございます。

平成22年2月5日付の南日本新聞の記事を参考に平成22年度の市町村負担金について、県漁港漁場課に問い合わせをしましたところ、市町村負担金から県職員の人件費やコピー代などの事務費を除外するということでございまして、平成22年度の事業費から試算しました本市の負担金が約62万6,000円削減されると推計されているところでございます。

鹿児島県市長会では平成22年2月2日の定例会において、国直轄事業にかかわる市町村負担金に加え、県施工事業にかかわる市町村負担金についても全国的な動向や市町村の意見を尊重しまして、早期に見直しを行っていただく旨、決定いたしまして県に対して要望したところでございますので、県事業負担金の抜本的見直しにつきましては、全国市長会や全国知事会など今後の情勢を見ながら、県内市町村や関係各課とも連携して取り組んでいこうと考えているところでございます。

〇17番立石幸徳議員 あの質問に的確に答えていただきたいんですけど、事務費のことはもういいですよ。要するに、その漁港整備にかかわる本市地元負担金の2億円を何とか軽減できないかということで、どういう動きをしているのかというのが質問の主題ですので、その他のところの動きを見るとかなんかというより、もう新潟県あたりはやっとるわけです。

その新潟県の考え方が、下水道とか土地改良など7事業については受益者負担を理由に市町村 負担金は存続させると。つまり、この漁港整備というのは考えてみれば、何も市民だけが利用し ている港湾ではないわけです。市民に限らず不特定多数の多くの方々、広くは我が枕崎漁港は外 国人まで利用しているわけです。そういった施設整備を相変わらず地元負担金という形で対応す るのがいかがなものかという考え方になってきているわけです。

その立場に立ちますと、当然、本市としては地元負担金というのは、国の直轄事業もいろんな考え方が出てきているので、何とか軽減あるいは廃止してもらえないかと要求するのが当たり前じゃないですか。これは、市長に見解を聞いておきたいと思います。

〇神園征市長 市町村負担金の廃止もしくは縮小につきましては、我が枕崎1市だけではなくて、 県の市長会あたりで十分話をして、市長会等を通じてその方向に向かって県には物を申していき たいと思っております。

〇17番立石幸徳議員 ぜひ、そういった考え方のもとに強力な展開をしていただきたいと思い

ます。次の質問に入ります。

昨日もいろいろ本市のこの海岸の状況について質問が出されておりましたけれども、この美しく豊かな本市の海岸を再生させるため、海岸に押し寄せてきている漂着物、こういった実態はどうなっているのかお聞きしたいんですが、まずこの点の実情をどのように当局の方では把握されているのか、答弁いただきたいと思います。

○俵積田寿博市民生活課参事 本市の海岸漂着物に対しましては、自然保護監視員による現地調査及び清掃活動やハーモニーネットワーク等の市民団体による海岸清掃、さらには海の日に市民協働によります市内海岸一帯の清掃作業を行っているところです。また、市と市衛生自治連合会によります環境パトロール等も行いながら、環境美化に努めています。海岸漂着物としましては、これまでに廃ポリタンクや流木等がありますが、それに対しまして海岸管理者である県及び関係課と連携しまして処理を行ってきているところであります。

O17番立石幸徳議員 今、担当課のほうから実情と処理の部分についてまでの説明をいただきましたけど、この点について、昨年平成21年7月15日に関係法律が制定をされております。それは、我が国は御承知のように四方八方といいますか、四方を海に囲まれているわけなんですが、最近外国由来の漂着物が各地の海岸に押し寄せたり、生態系を含む環境の悪化や美しい浜辺の喪失など、我が国の海岸において、深刻な問題が発生をしていると。漂流、漂着ごみに関する実効的な対策を政府として検討し、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、新規予算の獲得などの施策が出され、特に、この環境省において平成19年度から「漂流、漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査」をやっております。

さらに、被害の著しい地域に財政支援も行ってきているんですが、しかしながら、このような努力によっても処理しきれない質量の海岸漂着物が押し寄せてきている。また、関係者の責任が不明確であると、予算も必ずしも十分でない。海岸地域だけの取り組みでは問題解決にはならないということがあって、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律を昨年7月15日に施行されております。この法律にどう対応しているか詳しくお尋ねしている時間はございませんが、この法律条文の中で、自治体の責任として地域の計画を策定するようになっておりますが、この部分については、担当課ではどのように把握されておられるのかをお尋ねしておきます。

○俵積田寿博市民生活課参事 ただいまの御質問におきましては、海岸漂着物推進処理法の中で第14条に地域計画を作成するという条文があるんですけれども、これに関しましては、都道府県が作成するということの条文としてありますが、県に問い合わせた結果ですが、現在、県といたしましては、地域計画の策定について検討しているということで伺っている状況であります。

〇17番立石幸徳議員 最後の質問に入らせていただきたいんですが、社協不正経理に伴う調査報告書の問題でございます。この問題については、昨日も幾つか論議があるいは質問、答弁がなされたんですが、この問題の発生時点から現在まで議席をいただいている者といたしまして、最初に申し上げたいのですが、もうこの件は、既に整理がついて決着はついていたのではないかとそういう感じで半ば忘れかけていたような次第でございます。

しかしながら、その過程で私自身はっきりと申し上げたいのは、問題が発生してから外部調査の結果報告が出されるときまで、議員の1人としてこの件は真摯に取り組んできたつもりでございます。しかしながら、この件を表面化させた神園現市長が今回の市長選の過程あるいは、市長就任後、幾つかの発言並びに記事を書いておられます。この点について、議席をいただく者として見過ごすことのできない大変な問題をはらんでいるのではないかと認識いたしまして、不本意ではありますけれども、市民の前に事の次第を明白にすべき、その責任と義務を持つ議員の1人として質問させていただきたいんです。

限られた時間でございますので、まず、問題点なり疑問点を整理いたし、確認したいのでござ

いますけれども、市長が昨日の本会議で、真相解明には膨大な時間がかかると言われておりました。これはなぜ膨大な時間を必要とするのですか。そして広報まくらざき2月号「市長就任あいさつ」で「真実を公表するよう強く求めたが、当時の市はそれをしなかった」と書いております。この時期は正確にいつのことなのか、まず確認させていただきたいと思います。

〇神園征市長 まず、この問題につきまして、全部いろいろな証拠書類をひっくり返してそれについて精査していくとなりますと何人もの人間、そして、それぞれに先ほど膨大なと申しましたが、そういう膨大な時間を要するであろうと。

しかし、それでいて肝心な証拠書類等がなくなっている可能性が非常に強い。だから得るところは少ないであろうということであります。私も外部の調査委員会の報告書が出されまして、もうここで終わりかと思っておりました。私がその後、選挙戦に入る前、あるいは選挙戦の最中で申し上げてきたことは、昨日も答弁いたしましたように、こういった問題に対する対処の仕方として、市民に真実を伝えるという姿勢がほしかったと、私だったら仮にこういう問題が起こったとした場合には、本当のことを知らせるように努力すると申し上げたわけでありまして、外部委員の調査報告とか、その他については、もういささか疑問を持ったにしても、もうあれで終わったんだなと思っておったわけであります。

ちなみに私が最初、この問題で市のほうに尋ねたのは18年3月2日の電話での問い合わせからでした。その後、いろんなことがありまして、市が自浄能力を発揮すべきだと何回も申し入れをしましたが、そしてまた、実を言いますと警察の方にもこういった問題が起こっておりますということを知らせてありました。ところが市のほうから私に入ってきた情報が、どうも口裏合わせが始まったと。自浄能力どころか口裏合わせが始まりましたよという情報が入りまして、それと……。(「いや市長、答弁してくださいよ。質問のみに答えていただけませんか」と言う者あり)いや、質問に答えるために今……。(「いや、期日ですよ」と言う者あり)期日は、今、言ったように3月2日の電話問い合わせが初めてであります。

その後、市の報告書、社協の報告書を読みまして、いろいろと疑問点が多かったもんですから、 それに対する公開質問、それを4回ほど行っております。最後の公開質問が、平成19年1月17 日の日付で公開質問を行いました。その返事をもらったのが、19年2月15日付の返事でありま した。公開質問のほかにもいろいろな申し入れを行っております。

〇17番立石幸徳議員 いずれにしても、市長が真実を公表するよう強く求めたというその記述はその調査、市並びに社協の調査報告書が最終的に出る以前だと確認いたします。それからもう1点、確認しておきたいんですが、私どもの議員の手元に、本市の社会福祉協議会会長名で市長に問い合わせがあった質問内容、2回にわたっているようですけれども、それに対する1回は市長の方からの社協会長への答弁。

そして、これを社協会長から議長あてに社会福祉協議会信頼回復のためにということで、議員各位にも配付してくれということで、私どもの手元にも社協からの市長に対する問い合わせ云々の経過を含めた文書が2月18日付で配付されてきております。この中で、社協会長が市長に今回の一連のといいましょうか、社協不正経理に関する市長発言あるいは記述について、根拠説明を求めたいと。この点について、市長は社協に説明なり答弁をなさっているのか、確認させていただきます。

○神園征市長 第1回目の要請文書につきましては、要請文の内容は私が市長就任式の折に職員に話をした、そのときに社協問題を調査し直すとか、あるいは3,000万円取り戻すかとか、いった発言したことが明らかになりましたという、明らかに事実と違うことが書かれてありましたので、私はそういうことは一切申し上げていないという返事を差し上げたかと思います。2回目はまた、いろんな新聞記事とか何とかからあまりよく覚えておりませんが、何か似たようなことを言ってきましたので、事実と違うことに一々もう返事する必要はないと私は思っておりまして、

2回目の要請文に対しては、返事しておりません。

〇17番立石幸徳議員 市長の今の答弁は、ちょっと聞き捨てにならない答弁だと私は考えるんです。部分的に事実と違う言った言わないという部分もありますけど、この社協からの市長に対する説明を求める基本的な部分は、基本的な部分はその社協あるいは市のほうで出した調査結果報告書がうその報告書であると。

この点について、その証拠も持っているであろうということもあるし、きちんと説明してくれないかということですよ、本当にせんじ詰めて言えば。それを事実と違うことなんで説明不必要となりますと、これは市長、地方自治法第157条はもう精通しておられると思うんですが、地方公共団体の長は公共的団体等の監督責任がございます。

当然、社会福祉協議会は、この公共的団体に位置づけられるわけです。その公共的団体が、いるいろとやってきていることについて、どのように市長発言を対応したらよいのかという問い合わせは、私は当然、至極自然の質問だと思いますよ。それを市長自身が監督責任のある団体に対して説明不必要というその根拠は何ですか。

○神園征市長 公開質問の最後ですけれども、これ19年1月17日にしたということを申し上げました。そのときに、枕崎市と社会福祉協議会両方に対して公開質問、同じ内容の公開質問をいたしました。枕崎市からは2週間か3週間かたったころに返事がきましたけれども、社協のほうからは返事が来ませんでした。

当時の社協の会長に電話で問い合わせをいたしましたが、それについては、元の事務局長ももういないし、わからないと。返事の必要もないとあまりよくわからないような話でありましたんで、そのまんまにしておきました。そして、今度の社協会長からの要請文等は先ほど申し上げましたように、全く根拠のないことについていろいろと言ってきておりますので、根拠のないことに一々答える必要はないと私は思っております。

〇17番立石幸徳議員 社協会長からの問い合わせは、根拠のないことではないですよ。市長が発言されたこと、あるいは広報まくらざき2月号に明確に書いてあることについて、説明を求めている、まさに根拠はそこですよ。市長は、何でそれを根拠がないと言われるんですかね。再度、お尋ねします。

〇神園征市長 要するに、私が言っていないことを言ったんだといって、それを説明しろと言われても、言ってないことを説明できません。

〇17番立石幸徳議員 いや、具体的にこの内容を紹介したいと思うんですけどね。これを全部 読み上げてる時間もございませんので……。

まず、市長が広報まくらざき2月号に書かれていることです。つまり市、社協報告書、この件の報告書には真相とはほど遠く事実と違うことが多いものでしたと。これは市長はここには書いていないというわけですか。広報紙もここに持ってきておりますけどね。書かれたことを根拠がないと言われたら、これ以上質問でき得なくなりますけど、市長その点についてどうでしょうか。〇神園征市長 私は、手元にその広報紙を持っておりませんので、細かくどう書いたかは覚えておりませんが、そもそもが第1回目の要請文は先ほど申し上げたように全く根拠のない、私の全然発言したことのないものを取り上げて、そして南日本新聞の記事にもそういうふうに書いてあったという内容であったように思います。南日本新聞にもそのようなことは書かれていなかったはずであります。

〇17番立石幸徳議員 市長自身が書かれている広報紙を覚えていない。あるいは今、問題の私どもが渦中にある件について覚えていないと言われると、ちょっと心外なんですよね。市長自身は市及び社協のこの調査報告書、これはうそであると。うその報告書であると。この点についてはどうなんですか。

○神園征市長 全部がうそであると言った覚えはございませんで、事実と違うことが多いという

ことははっきり言ったし、書いたと覚えております。そしてそのあたりにつきましては、昨日、 牧議員が質問中にかざした第1回目の私の、1回目とは書いていないんですが、最初公開質問と いうのを出した文書に事実と違う点とそれから真実はこうだということで、書いたと覚えており ます。

〇17番立石幸徳議員 全部とか一部とか言われても、報告書自体をうそであるという位置づけには変わりないんだろうと思うんですね。そうしますと、一応これ、市あるいは社協についてもこの調査報告書なるものは、れっきとした公文書でございます。公文書がうそで書かれた場合は、この場合はどういった罪に問われますか。

〇神園征市長 刑法の中身まで、全部私が知っているわけはないんで、まず、虚偽公文書作成というものには、当たるのかなと思いますけれども、詳しいことは全部刑法に通じているわけではございませんので、答えられません。

〇17番立石幸徳議員 それから、この昨日も出ました今回のその社協不正経理の裏金づくりの職員関与の部分で、市長は昨日、明確に職員は知ってたんだと発言されております。そうしますと公務員がその職務に関して、裏金づくりという犯罪を思慮した場合、どういった対応をとらなければなりませんか。

〇神園征市長 この社協問題の件に関して言うと、これは犯罪にはならないと外部調査委員も判断されているんじゃないですか、違いましたかね。

〇17番立石幸徳議員 私の質問に答えていただきたいわけですよ。市長から私が質問を受ける立場にはございません。市長が昨日、繰り返しますけれども、この社協不正経理の水増し請求、 裏金づくりについては、職員は明確に関与し、そのことは知ってたと発言されております。そうしますと…… (「事実と違うことを言わないで」と言う者あり) いや、質問中ですよ。

〇俵積田義信議長 質問中です。

〇17番立石幸徳議員 答弁に答えてくださいよ、質問中ですから。そうしますと、その職員つまり、根拠法令にしておりますのは、刑事訴訟法の第239条でございます。この2項、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないんですよ。告発しないとなると、その公務員はどうなりますか。いわゆる地方公務員法第32条に規定してある法令を守るべき義務違反となりますよ。市長が事実と違うとおっしゃったことについて、説明いただきたいと思います。

〇神園征市長 まず、職員が関与したということは私は申し上げておりません。そういった事実があったということについては、何人かの職員が間違いなく知っていたんだということは、言いました。関与したとは私は言っておりません。関与したかどうかはわかりません。ただ、外部の報告書に、その疑惑は払拭できないと書かれていたことは覚えております。

それを告発義務についても、詳しく条文までは覚えておりませんが、公務員にはそういった義務があるんだということも知っておりました。だけども、これが犯罪に該当するかどうか、それについては外部調査の報告でも明確に示されておりませんで、その裏金について私的流用があったか、なかったかと、そういったことが問題になっておりまして、私的流用があったか、なかったか、については、まあ明らかでないという外部委員の報告であったかと思いますので、それが犯罪に当たるのかどうかということも明らかでないととらえております。

〇17番立石幸徳議員 まずその刑法で規定している公務員、これは刑法第7条の第1項で規定してございますが、いわゆる地方公務員、国家公務員といったものの枠を越えて刑法上は、公務員というのは、公務に従事する議員、委員、その他職員。非常に刑法上の公務員という定義づけは、広くなっているということは御存じだと思うんです。市長が先ほどからこだわっている職員の関与があったとは言わない、しかし、昨日は職員は知ってたと、この部分の違いはどういうことなんですか。

○神園征市長 知っていたから関与していたとどうして言えるんでしょうか。そういう事実があったということを知っていたから、関与したということにはなりません。私が言ったのは、職員は知っていたと。すべての職員とは言いませんよ。何人かの職員は知っていたと。ところが、市の調査報告書では、だれもそれを知らなかったと。神園が言ってきて初めて知ったと、こうなっておりますから、だれも知らなかったと言えば、知らなかったことについて、追求するわけにいかないじゃないですか。だから入り口で閉ざされてしまったんだと私は昨日答えたはずです。

O17番立石幸徳議員 市長が言われるその関与云々のことは、別問題だと考えておりますよ。いわゆる刑事訴訟法の239条2項で規定しているのは、官吏又は、再度繰り返しますけれども、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない。それはもう関与があったらもう、決定的黒じゃないですか。私がこういった刑法上、あるいは刑事訴訟法上の問題まで持ち出して市長発言を取り上げているのは、このまんま市長、市長が言われているその報告書をうその報告書であるという位置づけで放置しておくということにはならないんじゃないですか。うその報告書がそのままずっと本市の報告書として残っていくということを市長は容認されるんですか。

〇神園征市長 言葉は、こういう場合は正確に使ってもらいたいですね。私は、うその報告書とは言ってないんです。事実と違うことの記述が多いと言ってるんです。すべてがうそだと言っているわけではありません。それから、刑事訴訟法の問題ですが、ここにこれは外部委員の報告書がその点について触れたものがありますので、ちょっと読ませてもらいます。

「枕崎市による刑事訴訟法239条2項に基づく告発義務についてと。刑事訴訟法239条2項は、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないと定め、官公吏の告発義務について規定する」その職務を行うことによりの意義は、「犯罪の発見がその職務内容に含まれる場合、及びその職務内容と密接に関連する場合であるが、本件は、枕崎市社協職員による水増し請求であり、枕崎市の職務内容との密接関連性も問題であり、また、だれだれは、これは旧事務局長の名前ですが、水増し請求金因についての私的流用を明確に否定しているので、私的流用についての明らかな証拠がない以上、本件につき犯罪事実としての告発義務はないと考える」と書かれているんです。

O17番立石幸徳議員 そうしますと、市長はそのうその報告書云々も、ちょっと後で触れますけれどね。今、市長自身が読み上げた報告書は、その部分については全くそのとおりだと、そういう立場になっているんですか。私が問題にしたいのは、市長自身が報告書を問題にしてきているから、どこを問題にしているんだとお尋ねするわけですよ。事実と違うって全部違うんじゃないと、どこが違ってるんですか。ですから、その堂々めぐりの論議を避けたいために私は、市長はこれはうその報告書という位置づけでいいんですかと聞いてるわけですよ。そうしないと、どんどん中身に入っていくと、うその報告書とは言ってないと。だけど社協からきた文書には明確に市長がうその報告書と言ったって書いてあるんよ。私どもはそういった記述をそのまま受けとめて市長はかつて出された、市及び社協の報告書はうそだと言ってるんだなと。その立場でお尋ねをしているわけです。それを市長がうそとは言ってないんだとなりますと、どうなりますか。

〇神園征市長 何度も言いますが、うそとは言ってないですよ、私は。すべてがうそとは言ってないんです。事実と違う部分については、ここが違うよということで明確に書いて真実はこうだと、書いて公開質問として出しました。だからもう1回、このあたりについて再調査してくださいということでありました。

〇17番立石幸徳議員 事実と違うものがあるということは、もう明らかに存在してるじゃないですか。市長も言ってるわけでしょう。私どもは、どこが事実と違うか全然知りませんよ。それは公文書の中で、事実と違うものがあるものを、いやそれは皆さんには教えることはできませんで通っていく話じゃないですよ。それから市長が私じゃなくて、当時者の社協から、うその報告

書と言っているがと尋ねられているわけですから、社協にちゃんと説明したらどうですか。うその報告書とは言ってないんだということを。

- **〇神園征市長** 言ってないことについて、あっちこっちから、お前はこう言っただろう、これ説明しろって言われたって、これできるもんじゃないですよ。うその報告書とは言ってないです。 牧さんがお持ちの、多分あの資料は、最初に出した公開質問だと思うんですけれども、そこにはっきりと事実と違う部分については書いてあります。
- **〇17番立石幸徳議員** 別に牧議員に説明したから、議場で説明する必要はないということにはならないと思うんですよ。それから何回も繰り返しますけれども、社協から私どもに配付されている書類の中には、市長が今までの報告書については、はっきりとうそだということで、その点についての説明を求めていると私はそう理解しているわけです。ですから、こういったいろいるな問題がありますんで、市長自身の手でこれからもこの点をはっきりさせるということを表明してくださいよ。
- 〇神園征市長 私の気持ちは……。
- 〇俵積田義信議長 時間です。

これをもって、一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午前10時30分 休憩 午前10時31分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第2号を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、3月5日の本会議におきまして、上程されました議案第14号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算第4条中、確認が不十分であったため、「現年度分損益勘定留保資金」と誤って記載したので、「当年度分損益勘定留保資金」と訂正されたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この申し出のとおり承認することに、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、訂正の申し出は承認することに決定いたしました。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

- 3月5日付をもって上釜いほ議員から、議会運営委員の辞任願が提出されましたので、これを 許可いたしました。その後任に3月8日付をもって板敷重信議員を指名いたしました。
- 3月8日議会運営委員会が開催され、委員長に今門求議員が選出されたとの報告を受けました ので、御報告いたします。

以上、報告を終ります。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成22年3月19日)

平成22年枕崎市議会第1回定例会

議事日程(第4号)

平成22年3月19日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 委員	託員会
1	1 6	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について		務
2	1 7	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	j	J
3	1 8	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	J	J
4	1 9	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	J	J
5	21年 陳 4	塩屋集落内市道拡幅整備に関する陳情(継続審査)	産	建
6	陳 1	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出を求める陳情	J	J
7	2 0	枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	文	厚
8	1	平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第7号)	予	特
9	2	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	J	J
1 0	3	平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	J	J
1 1	4	平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)	J	J
1 2	5	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	J	J
1 3	6	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第5号)	J	J
1 4	7	平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算(第4号)	J	J
1 5	2 4	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書		
1 6	2 5	福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の設置に関する決議		

○ 本日付議された事件は議事日程 (第4号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員 2番 牧 信 利 議員 茅 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 野 勳 議員 議員 今 門 5番 村 上 3 工 6番 求 議員 議員 7番 原 村 且. 8番 板 敷 重 信 議員 元 之 輝 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 子 議員 沖 袁 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 降 議員 袁 17番 <u>\\ \</u> 石 幸 徳 18番 上 釜 議員 議員 11 ほ

1 本日の書記次のとおり

袁

田

雄

敏

原 均 事務局長 橋之口 寛 書記 平田 俵積田 光 昭 書記 寿 書記 勝 書記 田 代 義

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

会計管理者兼会計課長

神 袁 征 市長 久木田 敏 総務課長 雄 Щ 英 企画調整課長 南田 朗 水産商工課長 \Box 敏 西之原 修 市民生活課長 今給黎 財政課長 力 白 濹 福祉事務所長 松野下 祥 建設課長 芳 輝 茅 真 学 農政課長 今給黎 男 健康課長 和 永 留 秀 __ 税務課長 迫 野 豪 水道課長 中 茶 屋 盛 忠 下水道課長 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長 袁 田 勝 美 市立病院事務長 俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長 俵積田 寿 博 市民生活課参事兼環境整備係長 揚 村 芳 江 健康課参 中 道 Щ П 英 夫 教育長 畠 夫 教育委員会総務課長 外 三 俊 則 学校教育課長 島 洋 台 生涯学習課長 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 今給黎 給食センター所長 田野尻 龍 浪 武 志 監査委員 祐 司 幸 佐 藤 監查委員事務局長 兀 元 選管事務局長

東中川

徹

行政係長

午前9時29分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

「牧信利総務委員長 登壇]

〇牧信利総務委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総 務委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市では、福祉事務所設置条例によって福祉事務所を設置しているが、本来、福祉行政として 市長の事務部局としてつかさどる事務と社会福祉法において社会福祉6法に定める援護、育成、 更正の措置に関する事務を第一線でつかさどる社会福祉行政機関としての事務の2つがあり、こ れまで福祉事務所で所掌してきたが、最近、福祉事務所の所管事務が増大してきていることから、 福祉課を設置して本来の市長権限にあるべき業務と福祉事務所の所管する事務の明確化を図ろう とするものです。

また、これまで身体、知的、精神の障害者ごとに2課3係にまたがって提供されてきたサービスを情報の共有、事務の連携を図るために今回、障害福祉係を新設する時期に合わせて福祉課を設置するとのことであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この目的は、長時間労働者の割合の高どまり等に対応すること。生活時間を確保しながら働く ことができるように労働時間制度の見直しを行うことであります。

60時間を越える職員は13人程度で、通年だと大体一月で、一部の課であるとのことです。今後、時間外を抑えるために臨時職員の活用、事務スケジュールや内容の見直しなど課内で検討しているとのことです。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上 げます。

給料月額を当分の間、市長10%、副市長、教育長8%減額するものであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上 げます。

職員の給料月額を平均5.02%カットし、影響額は9,345万円とのことです。

他の自治体が時限的な中で、本市だけが何年も続いている状況についてただしたところ、率の問題や財政状況等を含めて今後の課題と考えているとの答弁がありました。

また、職員給与は地域経済に非常に貢献していると思っている。給料をカットすると経済的に考えた場合、枕崎の購買力が下がっていくのではないか考慮してもらいたいとの意見が出されました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、報告を終わります。

○俵積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。日程第1号から第4号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号、第17号、第18号、第19号の4件は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第5号及び第6号の2件を一括議題といたします。

産業建設委員長に報告を求めます。

[園田武夫産業建設委員長 登壇]

○園田武夫産業建設委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第6号までの2件について、産業建設委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、継続審査になっておりました日程第5号塩屋集落内市道拡幅整備に関する陳情について、 申し上げます。

この件については、審査を深めるため、塩屋集落公民館長ほか3名の役員の方々に委員会への 出席をお願いし、これまでの審議の内容・経過等を報告しながら、御意見を伺ったところであり ます。

審査中、委員から、集落の実情は現地調査の段階で十分認識はしているが、地権者の協力が不可欠だが、話し合いはされたのかの質疑に対し、公民館の長い間の懸案であって、総会等でも集落民への現状報告は伝えてきたが、直接的には該当する地権者への協力を願っていくとのことで、公民館長の代表答弁がありました。

本件については、塩屋地区民の願意をくみ取り、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出を求める陳情について、 申し上げます。

委員から、本市における多重債務の状況把握についてただしたところ、21年は11件あり、17年から20年の過去4年間では17年11件、18年13件、19年17件、20年17件の相談件数が報告されました。

本件については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

○俵積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。日程第5号及び第6号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、平成21年陳情第4号及び陳情第1号の2件は、採択と決定いたしました。

次に、日程第7号を議題といたします。

文教厚生委員長に報告を求めます。

[佐藤公建文教厚生委員長 登壇]

○佐藤公建文教厚生委員長 ただいま議題となりました日程第7号枕崎市福祉事務所設置条例の 一部を改正する条例の制定について文教厚生委員会の審査の結果について御報告いたします。

今回、福祉課が設置されることから、福祉事務所の事務については福祉課が分掌することと し、所長については福祉課長をもって充てるということでした。

これまでとの違いについては、障害福祉係を新設し、現在2課3係で行っている障害福祉関

係の事務を1本化し、障害福祉政策の充実を図るということであります。

人員については、そこの部分で調整が出てこようかと思うが、ほぼ現体制の状況の中でいき たいというふうに考えているということでした。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号から第14号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[沖園強予算特別委員長 登壇]

○沖園強予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第8号から第14号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、委員長に沖園強、副委員長に豊留榮子委員を選任いたしました。審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第8号平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第7号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億0, 700万円を追加し、予算総額を104 億4, 590 万円にしようとするもので、当初予算額より10.4%の伸びとなります。

繰越明許費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の老人福祉センター改修事業のほか 11事業を平成22年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、事業費等の変更に伴うものであります。

補正予算の主なものは、地方バス関係補助金のほか、財政調整基金積立金、国民健康保険特別会計繰出金、介護給付・訓練等給付費、子ども手当事務費、市立病院負担金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などであります。

以上の財源として、地方交付税1億3,999万7,000円、国庫支出金9,210万4,000円、財産収入2,876万円、市税2,617万円、諸収入2,124万3,000円、寄附金ほか134万8,000円の増と、市債6,240万円、地方消費税交付金1,550万円、県支出金1,258万3,000円、分担金及び負担金903万9,000円、利子割交付金280万円、配当割交付金30万円の減で措置したとのことです。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業は、地方公共団体によるインフラ整備などを支援するために国の経済対策として創設されたものであり、実施に当たっては地域経済の活性化に資するために工事費などの事業費に充てるべきものとなっており、市民会館や市立図書館などの防水工事や改修費などの事業費が主なものであるとのことです。

食の自立支援事業の76万6,000円の増額は、福祉給食サービス事業費における利用者負担分で補えない不足分を社会福祉協議会と市が折半して、補てんする市の負担分であります。

また、平成22年度から児童手当にかわって創設される子ども手当制度の関連で計上されたシステム改修に伴う経費については、平成21年度の予算の中で計上しないと国の補助対象にならないとの説明がありました。

財産収入2,804万7,000円は、市の保有地の南薩線跡地2件、妙見保有地1件、白沢北町1件、

その他法定外公共物1件の計5件を処分したものであります。

本件については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)及び日程第10号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

この2件は関連がありますので、委員会は一括議題として審査を行ないました。

まず、日程第9号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出 それぞれ1億6,387万6,000円を追加し、予算総額を38億0,136万8,000円にしようとするもので、 当初予算額より5.26%の伸びとなります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費1億4,000万円のほか、一般被保険者療養費150万円、一般被保険者高額療養費2,600万円、出産育児一時金195万円、後期高齢者支援金57万4,000円、退職被保険者等保険税還付金10万円及び償還金1,136万8,000円の増額と、前期高齢者納付金12万円、老人保健医療費拠出金680万9,000円、老人保健事務費拠出金7万円、高額医療拠出金577万1,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金484万6,000円の減額であります。

以上の財源として、国民健康保険税1,220万円、国庫支出金2,113万4,000円、県支出金1,127万5,000円、共同事業交付金5,227万7,000円、繰入金6,743万5,000円の増と、前期高齢者交付金44万5,000円で措置したものです。

次に、日程第10号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ1,252万2,000円を減額し、予算総額を2億7,771万4,000円にしようとするもので、当初予算額より3.40%の減となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1,252万2,000円であります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料1,202万8,000円及び繰入金49万4,000円の減で措置したものです。

国民健康保険特別会計への財政安定化支援事業繰入金については措置額の100%にあたる全額を繰り入れてあるとのことでありました。国民健康保険税の増は、当初予算において2.9%の所得の落ち込みを見込んで計上していたが、実績は0.7%の落ち込みとなり、2.2%の増となったことが主な要因であるとのことであります。

医療費の動向は、循環器系、代謝障害、高脂血症など生活習慣病の部分が大きく、21年度で特徴的なのは、例年気候のよい6月、7月が対前年比で10%の伸びを示している。その原因は新型インフルエンザの影響が考えられるとの説明がありました。

後期高齢者医療保険料の減については、当初予算の時点において連合会から示された納付金の額に見合う額を保険料として算定するが、前年度実績で算定された当初予算より21年度の実績が6.1%の減になったことが主な理由であります。

以上の2件については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ430万7,000円を減額し、予算総額を21億4,204万1,000円に しようとするもので、当初予算額より6.30%の伸びとなります。

補正の主なものは、南薩介護保険事務組合負担金440万7,000円の減と、第1号被保険者介護保険料還付金10万円の増であり、以上の財源として、繰入金430万7,000円の減額で措置したとのことであります。

南薩介護保険事務組合負担金の減については、派遣職員の給与分、共通管理費分と平成19年度の精算分でありますが、主な要因は、当初予算で介護保険組合が予想していた件数より調査委託件数の実績が減ったことによるもので、認定調査審査会にかかる共通管理費部分の減額が大きいとのことでありました。

なお、前年より認定調査の委託件数はふえているとの説明がありました。

本件については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申 し上げます。

今回の補正は、繰越明許費で処理場、汚泥処理施設の汚泥濃縮設備の改築更新事業費1億0,369万円のうち、27%にあたる2,800万円を繰り越しして、完成予定日の平成22年3月31日を平成22年6月30日に工期を延長して使用するものです。

水質保全事業については、標準耐用年数15年以上の機器等について改築更新の計画を立てて おり、汚泥濃縮装置は、前半は工場製作、後半は設置工事と2カ年にわたっての工事期間が必要 であるため、21年、22年の債務負担行為の事業であるとのことです。

本件については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました

次に、日程第13号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第5号)について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において一般会計負担金の増に伴い、医業収益を2,281万5,000円追加し、収益的支出において非常勤医師報償費350万円、並びに常勤医師及び旧病棟耐震診断業務委託料320万円の減に伴い、医業費用を670万円減額しようとするもので、補正後の収支見込み額は総収益5億4,877万1,000円に対し、総費用が5億4,304万6,000円となり、予算ベースで572万5,000円の純利益となり、6年ぶりの黒字を見込んでいるとのことです。

資本的収入及び支出は、一般会計負担金の増に伴い、収入を1,347万9,000円追加しようとするもので、収入額が支出額に対して不足する1,115万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

一般会計負担金3,629万4,000円については、公立病院に関する財政構造の改正に伴い、交付税措置が特別交付税から普通交付税での措置となったことによるものであり、救急告示病院として3,290万円、救急告示の病床が2床で339万4,000円の交付税措置がなされ、第1条予算と第3条予算にそれぞれ繰り入れたものであります。

当初赤字決算の見込みが黒字決算の予想に転じた要因は、昨年7月で常勤医師が1人引き上げ、院長1人であったため収益上の面で減収を予想していたが、院長が週に5日から6日泊り込む相当無理な勤務状況で乗り切ってきたとの説明がありました。

なお、黒字決算見込みの大きな要因は、一般会計負担金の繰入によるものです。

本件については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算(第4号)について申し上げます。 今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出のうち固定資産除却費を1,580万円、消費 税及び地方消費税を75万9,000円それぞれ増額したもので、その結果、収益的収支では、収入額 4億7,886万6,000円に対し、支出額4億6,159万2,000円となり、税抜き後で74万3,000円の当 年度純利益となる見込みであります。

資本的収入及び支出では、片平山配水池及びJR白沢駅前の老朽管更新事業の事業費確定に伴い、企業債970万円、国庫補助金887万円、出資金630万円の減額により、収入を2,487万円減額するとともに、支出において建設改良費の2,525万円を減額するものです。その結果、資本的収支では、収入額1億4,658万3,000円に対し、支出額4億6,171万8,000円となり、差し引き3億1,513万5,000円の不足額については、過年度分損益勘定留保資金1億6,172万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,767万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,573万7,000円で補てんするものです。

資産減耗費の増は、集中監視システム更新、片平山地区の老朽管更新、用水ポンプ3基、水位 計の除却によるものであるとのことです。 本件については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。 以上で、報告を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

日程第8号から第14号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の7件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

「園田武夫議員 登壇]

〇15番園田武夫議員 意見書を朗読して、説明にかえさせていただきたいと思います。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は1、多重債務相談窓口の 拡充。2、セーフティネット貸付の充実。3、ヤミ金融の撲滅。4、金融経済教育を柱とする多 重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた 結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は 確実に成果を上げつつある。

他方、一部には消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。 特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者 の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に 対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一證券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の所管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。2、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。3、個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月19日。鹿児島県枕崎 市議会。 **〇俵積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、沖園強議員の退席を求めます。

- **〇11番沖園強議員** 117条では除斥対象者の中に議会の…… (「議事進行」と言う者あり)
- ○俵積田義信議長 沖園議員。これは議長の命令ですので、そのように従っていただきます。 (「あと117条の解釈論を今、申し上げているんですが」「質疑はできませんよ、質疑じゃないんですから」と言う者あり)沖園議員、お願いいたします。退席を求めます。(「いや、理解できないんですよ。117条は議会の同意があれば会議に出席し、発言することができるとなっていますが、いかがなんでしょうか」と言う者あり)沖園議員。これは議長の命令でございます。退席をお願いします。

[沖園強議員 退席]

○俵積田義信議長 提案者に、提案理由の説明を求めます。

[牧信利議員 登壇]

○2番牧信利議員 日程第16号について、案文を朗読して提案させていただきます。

福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の設置に関する決議。本市議会における議長 及び地方自治法第117条に該当する者を除く全議員をもって、福祉給食サービス事業の調査にか かる特別委員会、以下「本委員会」というを設置する。

議会は本委員会に対し、地方自治法第100条第1項の規定により次の事項の調査を付託し、同 法第98条第1項の権限を委任する。1、福祉給食サービス事業における枕崎市と枕崎市社会福 祉協議会との委託契約の経緯に関する事項。2、福祉給食サービス事業における給食費決定の経 緯に関する事項。3、福祉給食サービス事業における余剰金に関する事項。4、福祉給食サービ ス事業にかかる給食材料費の水増し請求に関する事項。5、福祉給食サービス事業における補助 金に関する事項。6、枕崎市と枕崎市社会福祉協議会との福祉給食サービス事業にかかる話し合い記録に関する事項。本委員会は、調査のため必要があると認めるときは関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。本委員会の本件調査に要する経費は、30万円以内とする。

本委員会は、閉会中も調査を行うことができるものとし、平成22年3月19日から本市議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。平成22年3月19日。枕崎市議会。 〇俵積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者举手]

○俵積田義信議長 暫時、休憩いたします。

午前10時14分 休憩 午前10時16分 再開

○俵積田義信議長 再開いたします。

順次、討論を許可いたします。

米倉輝子議員。

〇10番米倉輝子議員 福祉給食サービス事業の調査に係る特別委員会の設置に関する決議案に 反対の討論をいたします。

最近、市民の方々に議会で福祉給食サービス事業の調査に係る特別委員会を設置しようとする動きがあります。そのことについてどう思われますかと聞いてみました。多くの方々が「なぜ今なの。過去4年間、なぜ議会は調査しなかったの」と、あべこべおしかりを受けました。真相解明すべきだという声と、もう今さら犯人探しをしてもらおうとは思ってない。そんな時間があるのか、ということです。再発防止と体質改善にしっかり取り組んでほしいという声を聞きました。この声が6~7割ぐらいを占め、多くの市民は本当の情報が入りやすくなることに明るい希望を持っておられました。私も多くの市民の方々と同じように、なぜ今なのか。過去4年間議会は再三100条委員会設置を反対多数で立ち上げず調査しませんでした。市長は、過去4年間に公開質問状を市と社協の2カ所に提出しておられます。その返事ははっきりしたものではなかったと述べられております。

また、間違いがあったら指摘くださいと言っておられます。その指摘もなかったとのことです。このようなことも市民は知っております。このようなことから総合的に判断すると、真相解明は難しいと思います。また、今回出された決議案の内容は、今まで議会で当然調査しておくべきことであったと思います。そして市民協働で町を再生していかなければならないということも市民は気づいております。今後の再発防止と体質改善に力を注ぎ、枕崎発展のために行政と市民が協働して前に進むべきだと思います。だから、設置に反対いたします。

- 〇俵積田義信議長 次に、立石幸徳議員。
- **〇17番立石幸徳議員** 私は、日程第16号福祉給食サービス事業の調査に係る特別委員会の設置 に関する決議に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

社会福祉協議会の不正経理につきましては、既に、平成19年4月26日付で外部調査員であります弁護士並びに会計士の手によりまして、既に調査報告書が出されているわけであります。しかしながら、この件を表面化させました現在の執行権者であります市長が、広報まくらざき、その他によります公的な公式の場におきまして、この報告書が事実と違う報告書であると指摘がなされているところであります。

このことを受けまして市議会といたしましては、真相とはほど遠いと言及されている調査報告書を市民の前に明白な調査結果を示さなくてはならない議会の責任と義務におきまして、調査、をせざるを得ないと考えます。したがいまして、議案第25号調査特別委員会設置に賛成いたすものであります。

○俵積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第16号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

ここで、沖園強議員の着席を求めます。

「沖園強議員 着席]

○俵積田義信議長 この際、お諮りいたします。

本日の会議において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時23分 散会

本会議第5日

(平成22年3月30日)

平成22年枕崎市議会第1回定例会

議事日程(第5号)

平成22年3月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	8	平成22年度枕崎市一般会計予算	予 特
2	9	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	"
3	1 0	平成22年度枕崎市老人保健特別会計予算	IJ
4	1 1	平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	IJ
5	1 2	平成22年度枕崎市介護保険特別会計予算	IJ
6	1 3	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	IJ
7	1 4	平成22年度枕崎市立病院事業会計予算	IJ
8	1 5	平成22年度枕崎市水道事業会計予算	IJ
9	2 6	枕崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	
1 0	2 7	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
1 1	2 8	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	
1 2		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
1 3		南薩地区消防組合議会議員の選挙について	
1 4		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
1 5		議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告	
1 6		学校給食センター建設と運営に関する調査特別委員会の報告	

○ 本日付議された事件は議事日程 (第5号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員 2番 牧 信 利 議員 茅 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 野 勳 議員 議員 今 門 5番 村 上 3 工 6番 求 議員 議員 7番 原 村 且. 8番 板 敷 重 信 議員 元 之 輝 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 子 議員 沖 袁 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 降 議員 袁 17番 <u>\\ \</u> 石 幸 徳 18番 上 釜 議員 議員 11 ほ

1 本日の書記次のとおり

袁

田

雄

敏

原 均 事務局長 橋之口 寛 書記 平田 俵積田 光 昭 書記 寿 書記 勝 書記 田 代 義

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

会計管理者兼会計課長

神 袁 征 市長 久木田 敏 総務課長 雄 Щ 英 企画調整課長 南田 朗 水産商工課長 \Box 敏 西之原 修 市民生活課長 今給黎 財政課長 力 白 濹 福祉事務所長 松野下 祥 建設課長 芳 輝 茅 真 学 農政課長 今給黎 男 健康課長 和 永 留 秀 __ 税務課長 迫 野 豪 水道課長 中 茶 屋 盛 忠 下水道課長 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長 俵積田 袁 田 勝 美 市立病院事務長 清 文 財政課参事兼財産管理係長 俵積田 寿 博 市民生活課参事兼環境整備係長 揚 村 芳 江 健康課参 中 道 Щ П 英 夫 教育長 畠 夫 教育委員会総務課長 外 三 俊 則 学校教育課長 島 洋 台 生涯学習課長 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 今給黎 給食センター所長 田野尻 龍 浪 武 志 監査委員 祐 司 佐 藤 監查委員事務局長 兀 元 幸 選管事務局長

東中川

徹

行政係長

午前9時30分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第8号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

「沖園強予算特別委員長 登壇]

○沖園強予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第8号までの8件について、 予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成22年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

先行きが見えない経済情勢の中で、本市においても、景気後退による企業収益の減や雇用情勢の悪化等による市税等の財源確保については厳しいものが予測される反面、社会保障費の増、高水準で推移する公債費など義務的経費は、引き続き増加傾向にあるのに加え、公共施設の老朽化に伴う維持管理費などの財政需要が見込まれる中、第5次総合振興計画の着実な推進を図るために、歳入構造に耐えられる歳出構造にしていくことを第一義として、行財政改革を積極的に進め、財政の健全化を推進していくこととし、真に市民が必要とする事務事業を激選する予算編成としたとのことでありますが、市長就任後間もないため、政策に係る収支を除いた人件費等の義務的経費や継続的事業を中心に、必要最小限の収支のみを計上することを基本とする「骨格予算」となったとのことです。

その結果、本年度の予算総額は93億6,290万円で、21年度予算と比較すると1億0,220万円、率にして1.1%の減となっており、公債費を除いた一般歳出でも3,608万3,000円で、率にして0.5%の減となっており、11年連続のマイナス予算となっております。

本予算と前年度当初の歳入歳出の財源構造を比較すると、歳入における自主財源は、市税や分担金及び負担金、繰入金、諸収入等の減により、前年比4.8%の減となっており、予算総額の30.4%を占めております。

依存財源は、地方交付税や地方消費税交付金、市債等が減になったものの、子ども手当の創設等による国県支出金が増となったことから前年比0.7%の増となっており、予算総額の69.6%を占めております。

また、一般財源は予算総額の76.2%で、前年比0.6%減となり、特定財源は予算総額の23.8%で、2.6%の減となっているところであります。

なお、国の地財計画における地方交付税は6.8%の増となっているが、本市の場合3.0%の減となっている要因は、国は法人市民税の23.5%の減額を見込んでいるが、本市の場合3.5%の増を見込んでいるなど、基準財政収入額等の関係であり、財源不足に対する臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税という面ではプラスに転じているとのことでありました。

一方、歳出における義務的経費については、公債費はマイナス3.9%の減となったものの、子ども手当の創設等による扶助費の12.0%、人件費0.9%などの増により、前年比3.2%の増となり、予算総額の64.2%を占めています。

その他の経費については、国の雇用対策によって、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用 創出事業臨時特例基金事業などが増となったものの、南薩地区衛生管理組合負担金が減になるな どの影響で前年比0.2%の減となり、予算総額の32.0%を占めております。

地方債については、22年度末の残高が114億5,541万7,000円となり、21年度末より6億9,777万4,000円減少する見込みで、基金残高は実質ベースで9億0,392万1,000円となり、2,700万円

程度の増加を見込んでいるとのことです。

なお、投資的経費については、「骨格予算」のため政策的経費の大部分を計上しておらず、マイナス44.2%の減となっているところであり、市長の政策にかかわる部分については、6月補正で重点的に手当てするとのことでありました。

委員会の審査は、まず市長の出席を求め、民生費の食の自立支援事業に関連して、「公開討論会等での社協の不正経理に関する市長発言で社協の信頼が損なわれた。市長の真意を聞きたい」という社協の要請についてただしたところ、「社協の最初の要請文に書いてあるようなことは言っていない。そのことについては返事を出している。事実無根のことを説明しろと言われたので応じていない」とのことでありました。

これに対し委員から、「市と社協は委託事業などの密接な信頼関係にある」「事態を打開する ためには信頼回復に向けての努力が必要である」との指摘があり、「社協との委託関係は従来の 関係を崩すつもりはない。冷静に話を聞いてもらうことを考えてもらえば契約する考えである。 協議の文案ができ次第出す」と市長の答弁がありました。

次に、総務費中、土地開発公社の土地借り上げについては、庁舎建設予定地となっている旧八 潮跡地を市が買い取らないで供用開始している状態について県の指導があり、有償による貸し付 けを開始したとのことであります。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合への職員派遣の旅費については、市町村の輪番制で職員を3年間派遣する制度であり、22年度から本市の職員が該当となったとのことです。

集中改革プランの積み残しの課題については、市立図書館の指定管理者制度の導入、人事異動にかかる希望申告制度の導入、学校給食センターの給食調理業務、運搬業務の民間委託の実施、学校用務員業務の民間委託の実施、住居手当の見直しなどがあり、住居手当の見直しについては、国県に準じて平成23年4月1日からの廃止の方向で職員団体との協議を重ねているとのことです。

なお、次期の22年度から25年度までの集中改革プランについては、現在、21年度を基点として策定中であるとのことです。

委員から、「委託人を嘱託員化にする雇用形態や労働条件は、厚生労働省が示す偽装請負にあたるのでは」とただしたところ、「偽装請負という認識は持っていない。行革の方向性として、労基法の観点から、週5日、40時間の状況にあるフルタイム勤務の委託人を、週3.5日で30時間未満の勤務時間にする嘱託員化を図ることに決定している」「これまでの委託については業務によってさまざまな勤務形態があるので、業務全体を団体委託する方向で全庁的に検討をする方針である」とのことでありました。

これに対し、「嘱託員化については、働く人の権利、暮らしを守る立場での方向性を生み出していただきたい」との要望と「現在の管理職手当の6割カットはカット幅が大きすぎる。職務職責に応じた正常な支給に見直すべきである」との指摘がありました。

次に、民生費中、地域密着型施設整備事業補助は、認知症の高齢者グループホーム1カ所を整備するために特別対策事業として県の基金から市の予算を通して医療法人厚生会が実施するとのことです。

子ども手当については、平成22年度は中学校終了までの児童を対象に1人につき月額1万3,000円を、6月、10月、2月に支給するもので、所得制限は設けず、支給事務は市町村が行うとのことです。なお、児童手当法に基づく児童手当の財源については、22年度に限り従来どおりの費用を負担し、残りの上乗せ部分については、国が全額を負担するとのことであります。

本市の対象者は、平成22年1月1日現在、月ごとに変動があるが、小学校6年までの児童数2,012名、上乗せ部分の中学生分が640名であり、合計3億4,131万5,000円を予算計上したとのことであります。

母子家庭高等技能訓練促進費事業は、自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進事業の2つの事業があり、平成22年度は准看護師資格取得者3名、保育士資格取得者1名分を予算計上している。費用負担は国が4分の3、市が4分の1であるとのことです。

次に、労働費中、新規事業の海岸河川等環境保全推進事業は、失業者を1人雇い、直営で海岸 や河川の水質状況や不法投棄、ごみ放置等の現地調査とごみ収集を行なうとのことでありました。 次に農林水産業費中、資源管理型漁業推進事業補助が大幅に減額されているのは、新規事業の 藻場・干潟保全事業と繰りかえによるものであるとのことです。

次に商工費中、消費者行政活性化事業については、消費生活スタートアップ事業、消費者相談 員等レベルアップ事業、一元的窓口緊急整備事業、消費者教育啓発活性化事業、消費者行政活性 化オリジナル事業などによる、事務機器の整備や機材購入費とリーフレットやパンフレットの作 成による啓発費、消費者相談員の2名分の報酬費や旅費などであり、現在、消費生活相談員の募 集に6名の応募があるとのことです。

次に土木費中、道路維持費が21年度当初と比較して半減しているのは、急を要する6月までの早期発注分の3カ月分を骨格予算として計上しているものであります。

次に消防費中、県消防・防災ヘリ搭乗医師等確保協議会負担金については、昨年11月から、 救急車で1時間以上を要する県本土内の救急搬送が消防防災ヘリコプターを使う取り組みとなり、 負担金積算基準よる本市負担金分の3回分を計上したとのことであります。

次に教育費中、地域ぐるみ学校安全体制推進事業については、県が登下校等における学校の交通安全教室や防犯教室の専門家を指導者として委嘱する事業で、18年度から21年度までの4年間は国の全額補助であったのが、22年度から国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の負担割合になったとのことです。

また、給食センター建設に関しては、県とのヒアリングで23年度稼動に向けて22年度の着手をお願いはしたが、22年度における新規事業のめどは難しい状況にあるとのことでありました。 次に諸支出金中、臨空工業団地取得事業の公社経営健全化計画取得分は、18年度から5カ年計画で取得する計画であり、22年度で終わるとのことでありました。

なお、歳入の臨時財政対策債は後年度、全額交付税措置されるとのことです。

また、市税の滞納繰越分の計上率が21年度当初より高いことをただしたところ、20年度は振興局管内の重点地区ということで収納率がよかったという特殊要因があったが、21年度は若干20年度より落ちる見込みで、その分が22年度の滞納繰越額の増加に影響があるとの説明がありました

以上のとおりでありますが、本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第3号平成22年度枕崎市老人保健特別会計予算、日程第4号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の3件について申し上げます。この3件は関連があり、一括して審査を行いました。

まず、日程第2号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、国保税の現年課税分の収納率を一般被保険者の医療給付費分で95%、退職被保険者分で97%と、それぞれ前年当初見込みより2%低く算定し、滞納繰越分の収納率は、退職分の前年度実績を踏まえ、一般分と同じ15%と算定し、前年度当初より約1.3%の増となる5億6,076万9,000円を計上したとのことです。

国庫支出金については、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金を算定基準に基づき計上したものでありますが、特別調整交付金については、結核疾患及び精神医療分、特別事情分、連合会システム改修分などを措置してあるとのことです。

療養給付費交付金は、退職被保険者の医療費等にかかる分と前期高齢者医療にかかる財政調整 交付金の前期高齢者交付金を措置してあるとのことです。

繰入金は、保険基盤安定繰入金として保険税軽減分、保険者支援分、出産育児一時金、職員給 与費等、財政安定化支援事業分を計上しているとのことです。

歳出の主なものは、4月から12月までの医療費実績と医療費の伸びを見込んだ療養給付費の 算定により、28億4,615万3,000円を計上し、予算総額の73.89%になるとのことです。 老人保健拠出金については、510万円計上してあります。

介護給付費・地域支援事業支援納付金については、第2号被保険者の概算3,173人と1人当り年間負担額5万2,200円で算定し、20年度精算額を差し引き計上しているとのことです。

次に、日程第3号平成22年度枕崎市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算総額は233万9,000円となり、前年度当初より465万8,000円の減となっています。これは、20年度4月からの後期高齢者医療制度に移行したことにより、請求漏れのものを主に予算化したものであります。

歳出の主なものは、医療諸費のうち、医療給付費、医療支給費、審査支払手数料となっている とのことであります。なお、本会計については、平成22年度で終了とのことです。

次に、日程第4号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は2億7,884万7,000円で、前年度当初に対して865万2,000円の減となります。 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

歳入の主なものは、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の一般会計繰入金と、後期高齢者医療保険料であり、前年度当初と比べ約4.9%の減となる後期高齢者医療保険料1億8,737万5,000円は、広域連合への被保険者保険料納付金と同額であります。

それでは、審査の主な点のみ申し上げます。

まず、国保の療養給付費の関係で診療報酬改正についての影響をただしたところ、診療報酬改定の本体でプラス1.55、薬価の部分でマイナス1.36となり、トータル0.19%の改定となり、22年度の保険給付費の算定には大きく影響しないとのことでありました。

短期被保険証交付状況について、19年度とすると少しずつ交付件数がふえている状況にあり、 景気の動向で納税が厳しくなったことが上げられるが、20年度とすると同じような状況であり、 未交付件数は減っている状況であり、納税相談に応じない方々が未交付の件数としてあがってき ている。市役所に来て窓口で分納などの相談をしてもらえれば保険証を発行するとの説明があり ました。

介護従事者処遇改善の臨時特例交付金は、21年度にあった介護従事者の報酬改定によるもので、介護納付金の3%を2カ年で交付金として措置されるとのことです。

また、医療費通知書について市民の批判があることをただしたところ、医療費について意識を 持っていただくために、国の施策として行なっているものであり、費用については国の調整交付 金で満額措置されており、医療機関の不正請求を防ぐ目的もあるとの説明がありました。

後期高齢者の22年度の保険料の据え置きについては、平成20、21年度の剰余金の全額と、県 に設置してある財政安定化基金を活用したものであるとのことです。

委員から「後期高齢者医療制度は医療費の抑制策だと指摘されているが、枕崎において受診率が下ったという話はないのか」とただしたところ、医療費の支払い等は、鹿児島県内を一括して 広域連合がやっているので把握していないとのことでありました。

以上のとおりでありますが、日程第3号については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、 また日程第2号及び日程第4号の2件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成22年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度当初予算より2.1%の増となる20億5,919万3,000円であります。

歳出の主なものは、第4期介護保険事業計画で定めた保険給付費総額の19億7,570万8,000円と、地域支援事業費3,532万5,000円、総務費4,795万5,000円などであり、以上の財源として支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、県支出金、保険料などで措置したとのことであります。

保険給付費が前年度より増額した要因は、地域密着型介護サービスとして、定員が9名分のグループホームが建設されることによる影響と施設介護サービス給付費で療養型病床から老健施設への転換による影響及び自然増であるとのことでありました。

また、他県でのグループホームで犠牲者が出た火災に関連して、本市の消防体制についてただしたところ、本市の介護施設部分についてはすべて消防法に基づく計画も出されており、消防の指示通りに改良がなされているとのことでありました。

さらに、介護認定作業の短縮を望む指摘に対し、法的に30日以内に結論を出すことになっている介護認定審査事務については、南薩介護保険事務組合が担当しており、現在、おおむね2カ月ぐらい要している状況にあり、夜間に認定審査会を開くなどの努力をしているとのことでありました。

また、審査会に上がった事案は審査機関の短縮はできるが、その以前の症状の固定なり医師意見書の作成に手間取り、審査会までの時間がかかる事例があるとのことでした。

以上でありますが、本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

次に、日程第6号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8億8,060万1,000円で、前年度当初予算に対して13.8%の減額となるとのことであります。

主な事業については、終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理等に関する処理施設管理費、 汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託費などに要する排水施設管理費、立神北町地区の 幹線及び補助支線等の下水道整備費、水質保全整備事業費などであります。

以上の財源として、事業収入 2 億1,620万円、分担金及び負担金1,070万円、国庫支出金8,095万円、一般会計繰入金 2 億7,477万4,000円、事業債 2 億9,590万円、ほか繰越金、諸収入などで措置したとのことであります。

前年度より事業費や処理施設管理費が減少になった要因は、処理施設管理費の減額は水質保全計画に基づく改築更新事業による成果であり、下水道整備費の減の要因は、受益者負担金の賦課件数の減による報奨金見込みの減額と改築更新事業に関する委託費及び管渠工事費の減額等であるとのことです。

また、下水道整備計画408.4ヘクタールのうち整備率は92.3%の進捗率で、料金回収率は99.95%とのことです。

委員から、施設整備など資本投資を含めた料金回収率についてただしたところ、あくまでも、 社会資本投資という観点からすると、維持管理費に関する回収率100%を目指した事業であり、 できるだけ回収率100%を超える努力をして資本投資の経費に回していきたいとの説明がありま した。

なお、資本費を含めた回収率の試算は、平成28年度で51.5%であるとのことです。

以上でありますが、本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

次に、日程第7号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務予定量は、病床数60床、年間患者数を入院2万0,075人、外来1万9,520人、1 日平均患者数を入院55人、外来80人と定めて、収益的収入および支出において、総収益5億3,249万円、総費用5億7,338万9,000円とし、差し引き4,089万9,000円の当年度純損失を見込 んでいるとのことであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入として病棟建てかえ事業に係る企業債3億5,820万円、医療施設耐震化臨時特例交付金1億0,620万3,000円であります。

資本的支出については、血液ガス分析装置等の固定資産購入費及び病棟建てかえ事業に伴う委託料などと工事請負費4億5,100万円を予定しているとのことであります。

なお、企業債償還金については、平成16年度借り入れの病棟建てかえ事業債の償還金及び平成19年度の借換債の償還金を予定し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんし、一時借入金については、工事費等の支払い時期によって一時的な資金不足が生じた場合に、3億5,000万円を限度として資金融通しようするものであるとの説明がありました。

病棟建てかえ計画における医療費耐震化臨時特例交付金の必須条件は、IS値が0.6未満であること。2次医療圏内の病床数が過剰になっている地域は整備する病床数を10%以上削減することとなっており、建てかえ計画病棟の病床数が42床であるため、最低5床は削減する必要があり、完成後は現在の60床から55床の病院経営になるとのことでありました。

これに対し、病床数の5床減による将来の病院経営についての見通しをただしたところ、平成24、26、28年の診療報酬のマイナス改定を想定した経営計画を立てているが、55床になっても病床稼働率が現在の92%を維持できれば、内視鏡など医療機器の導入や建てかえによる療養環境の加算があり、経営を圧迫することはないと推測しているとのことであります。

また、企業債の償還計画についても昭和58年の元利償還が25年までであり、今回の起債の部分については、据え置き期間を見ており、経営の中で吸収できる見通しであるとのことです。

なお、院長1人体制であった常勤医師の確保については、3月1日から1人契約をしたとのことであります。

以上でありますが、本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

次に、日程第8号平成22年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務予定量は、給水戸数1万0,940戸、年間給水量を303万トン、1日平均給水量を8,301立米予定して、収益的収支では、水道事業収益を4億7,733万円、水道事業費用を4億6,734万5,000円とし、差し引き998万5,000円、税抜き後で568万5,000円の当年度純利益を予定しているとのことであります。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を3,467万円、資本的支出を2億1,105万9,000円 とし、差し引き1億7,638万9,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘 定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税収支調整額で補てんしようとするものであります。

建設改良事業費6,957万4,000円は、老朽管更新事業、配水管新設工事、金山浄水場の送水ポンプ取替工事、ほか5施設の改良工事と花渡川改良工事に伴う導配水管架設工事を予定しているとのことです。

また、職員が1人減少した要因は、老朽管更新事業が終了してくることに加え、昨年、病休等を取得していた職員の後を補てんせずに1名の減にし、年々700万から800万円、収益が減少していく中で行政改革に取り組んでいるとのことです。

これに対し委員から、現在18名の職員がいるが、水道事業に最低何人の職員が必要なのかとただしたところ、金山浄水場、深浦水源地の宿日直の業務形態の現状では、労基法の関係で10名、管理・事務部門を含めると、最低14名は必要であるとのことでありました。

なお、水道使用料金の徴収状況は、口座振替が82.5%、徴収委託人よる分が6.6%、納入組合組織が5.3%、市役所窓口納入が5.6%であり、徴収に関する経費率は、口座振替が0.3%、徴収委託人よる分が6.73%、納入組合組織が3.27%、市役所窓口納入が0.03%となっており、徴収

委託は、費用の割合が大きいため、口座振替へのお願いをしているとのことでありました。

以上でありますが、本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○俵積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

〇2番牧信利議員 私は、議案第8号平成22年度枕崎市一般会計予算、議案第9号平成22年度 枕崎市国民健康保険特別会計予算、議案第11号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、 議案第12号平成22年度枕崎市介護保険特別会計予算、議案第13号平成22年度枕崎市公共下水道 事業特別会計予算、議案第14号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算、議案第15号平成22年度 枕崎市水道事業会計予算について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論を行います。

この予算は、市長交代のもとで骨格予算ということで提出されました。しかし、市政の基本的 方向は自公旧政権のもとで進められてきた構造改革路線の方向を引き継ぎ、行財政改革を進めて いくことを明らかにしています。これは福祉切り捨て、負担増を進め、労働者には非正規雇用の 拡大と労働条件の切り下げを行うこれまで以上の犠牲を市民に押しつけるものであります。

今、市民の暮らしは深刻な不況のもとで収入は減り、物価の値上がりなどで極めて厳しいものとなっています。ある市民は水道料が値上げされて以来、水の使用を節約するためにタンクの水の調整を行ったり、トイレの水を流す回数を減らしたり節約に努めている。こういう声を寄せられています。この市民の窮状に対して、福祉・暮らしを守り、教育を守る取り組みを進めて、市民の生活を支える市政の実現こそが強く求められています。

しかし、本予算に示されている不正の大もと、これは行財政改革がこれから先も続けられていることを示しています。行財政改革は、これまで以上に住民への犠牲を強めるものです。行財政改革集中プランは1期目の神園市政が作成し、前瀬戸口市政が実行してきました。ここで行われてきたのは福祉切り捨て、負担増など住民への犠牲の押しつけであります。後期高齢者医療制度がスタートして保険料改定が4月から行われるわけでありますが、これは据え置きとなりました。

これは我が党の国会での論戦と国民の運動の成果であります。しかし、後期高齢者医療制度の 医療差別と高い負担増。こういうものについては変わりありません。鳩山政権はこの制度の廃止 を先送りして高齢者への犠牲を続けようとしています。その上、この医療差別と負担増の制度を さらに65歳まで年齢を拡大しようとしているわけであります。高齢者を75歳で区切る、負担増 と医療の差別を行う。このような制度は直ちに廃止すべきであります。

国保税が高過ぎて払いたくても払えない。こういう状況が一層深刻になってきています。短期保険証の交付世帯または未交付の世帯。これは3年目と比べますと2倍以上にふえてきています。また、子供たちの教育の問題でも、今、教育予算の削減。これが続けられて子供が犠牲にされています。奨学金貸し付けの予算枠は、昨年度並みの3,200万円となっていますが、平成16年度は6,000万円だったわけであります。約半分の削減。不況のもとで、子供たちの教育への支援が重要な段階で、奨学資金制度の役割はますます大切になっています。我が党は、奨学金制度の将来的に維持するためにも、本年度予算の中で示されている貸付金の償還額4,876万3,000円に見合った貸し付けが行われて当然だと考えています。奨学金予算の削減は、これまでの財産を食いつぶすやり方であります。

また、農業の問題では日本の農業と食料が深刻な危機に直面しています。食料自給率は40%。

これは世界でも異常なものであります。日本を除く先進国の受給率は平均103%です。高齢者でも小さい農家でもやりたい人、続けたい人はみんな農業の担い手として支援する取り組みが求められています。我が党は、マルチなどの農業廃材の置き場をつくってほしいという高齢者の切実な声を取り上げてきましたが、これまでこれに耳を貸そうとしてきていません。きめ細かな農業政策の具体化が今、必要になってきています。国の下請けではなく、枕崎の実情にあった農政の実現を強く求めるものであります。

また、労働の問題では、公務サービスに携わる労働者への犠牲を押しつける行政となっています。公務労働に低賃金と不安定雇用の非正規労働者を拡大している。学校用務員、学校給食センター、市立病院などあらゆる分野で低賃金、不安定雇用の非正規労働者をふやしています。現在の契約は、明らかに偽装請負であり、安心して働ける雇用形態に改善すべきであります。

特に今年度の契約では、市立図書館の非正規労働者を委託職員2名を嘱託職員3名に切りかえました。週3.5日勤務として、21年度2名分の委託料333万6,000円だったものが、22年度の予算では嘱託員3名で311万4,000円と賃金も大幅に削減しました。今後の市の非正規労働者の雇用の嘱託員化の方向を示すものであり、極めて重要であります。ここには一層の低賃金、不安定雇用を進める新たな方向が示されているわけであります。

さらに、行財政改革のもとで市民の安全を守る対策さえ後退させてきました。受益者負担金の 適正化のもとで、住民負担がなかった県単急傾斜地崩壊対策事業や県単治山事業の分担金の徴収 などの導入。これは、市民の安全を守る事業の推進に大きな障害を持ち込んでいます。県内に誇 るべき住民の安全を守る市政を後退さしてきたものであり、もとに戻すべきであります。

また、無駄な大型開発事業のツケが今、市民に回ってきています。22年度予算では、臨空工業団地の土地買上料4,875万1,000円が計上されています。21年度は4,695万円、20年度は6,656万8,000円、19年度は6,159万5,000円です。空港建設のもとで行われた臨空工業団地造成のツケを今、市民が負担しているわけであります。しかし、市はこのような空港建設や臨空団地建設という無駄遣いについて、これまできちんとした総括は1度も行っていません。なぜ、このような大型開発事業を行ったのか、責任はだれがとるのか、そのツケを市民に押しつける。そういうことについてどういう説明をするのか、きちんとした総括を行い、市民に報告すべきであります。このように自民党政治のもとで、その下請けとなった住民への犠牲の押しつけ。しかし、昨年総選挙で示された政治を変えてほしいという国民の願い。これが今、大きな流れとなっています。こういう立場に立って枕崎の市政も転換すべき時期にきています。しかし、神園市政はみずからが策定した行財政改革集中プランへの反省もなく、この路線をこれからも継続しようとしています。我が党は、市民の暮らしを支える市政への転換を強く求めるとともに、市民の皆さんと力を合わせて暮らしを守る市政実現のために、全力で取り組む決意を述べて反対の討論を終わります。

〇俵積田義信議長 次に、原村且元議員。

〇7番原村且元議員 私は、日程第7号、議案第14号の平成22年度枕崎市立病院事業会計予算 に賛成の立場で討論いたします。

特に、医療施設耐震化臨時特別交付金制度を活用して病棟建てかえをすることに賛成します。 平成7年の神戸市を中心とする大地震を初め、最近、インド洋や南米で巨大地震が多発しています。日本でも今後予想される東南海地震では、九州東方海底までもが震源地域に含まれています。この枕崎市にも地震に強い病院が不可欠です。ただ、耐震性に優れた建物ができても施設やそこで働くスタッフが充実していなくては、病院としての役目が果たせないのは言うまでもないことです。現在、本市立病院には古くなりつつあるとはいえCTはありますが、枕崎市内の主な病院にはあるMRA磁気共鳴画像診断装置血管撮影はいまだにありません。この3月から外科医が常勤となりましたが、最低限の手術ができる施設もまだ整備途上のようです。

また看護師の看護とは読んで字のごとく看て護るということで、最近の枕崎の比較的大きな病

院では24時間体制で、看護師詰め所のナースステーションから急患や重篤な患者を約10人ぐらいは同時に見渡し、看護できるようになっています。しかし、本市病院ではとてもそういうふうにはなっていません。

また、4人部屋などではとてもスペースが狭く、窮屈なものとなっています。新築されたほうはいいのですが、昭和50年、昭和58年に建設されたほうはトイレや流しなどは人によっては昭和初期にタイムスリップしたような時代おくれの病院だと言う人もいます。また、危篤な患者の家族の控室もなく夜通しついていたい家族からは不満の声が聞かれます。

以上、設計に関しては十分配慮してほしいと思います。さらにソフト面、つまり医療現場で働く人たちについて言えば医師不足。看護師に関してこの春の場合、4人の看護師が去り、新人採用は1人でトータルで3人の看護師がいなくなります。

以上、さまざまな問題を抱えている本市立病院ですが、今回の臨時特例交付金を有効に活用して、より多くの人が診察を受けたい、入院したいという病院にしていけば、外来や入院患者もふえ経営的にも潤って、そこで働く医師や看護師たちの待遇もよくなります。ハード・ソフト両面で充実したまさしく地域の中核医療となると思いますので、本議案に賛成いたします。

○俵積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

日程第1号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第8号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。 ここで10分間、休憩いたします。

> 午前10時27分 休憩 午前10時37分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9号及び第10号の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、本会議において 審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件については、議長を除く議員全員が議案提出者であります。

よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号及び第10号の2件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び第27号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号を議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

[牧信利議員 登壇]

〇2番牧信利議員 読み上げて提案にかえさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書。核兵器の廃絶は、世界で唯一の被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、その脅威から人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議で約束された全面的な核兵器廃絶を2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しており、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイランや核実験を行っている北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

そのような中、昨年4月5日にバラク・オバマアメリカ合衆国大統領は、チェコの首都プラハにおいて、アメリカが核兵器廃絶の先頭に立つことを宣言した。また、昨年9月に開かれた国連安保理首脳級会合において、オバマ大統領が提案した「核兵器なき世界」を目指す決議が我が国はもとより、NPTで核兵器の保有が認められているアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の5カ国を含め全会一致で採択された。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれるNPT再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、下記の事項について取り組むよう強力に要請する。記。1、政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。2、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有して

いることに考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。3、核拡散防止条約 (NPT) の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約 (CTBT) 早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約) の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月30日。鹿児島県枕崎 市議会。

〇俵積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩 午前10時43分 再開

〇俵積田義信議長 再開いたします。

討論を許可いたします。

原村且元議員。

〇7番原村且元議員 本議案に対して、反対の立場から討論いたします。

日本は、戦後約64年核兵器を持たないできましたけれども、世界から核兵器はなくなるどころかふえています。日本が1発でも2発でも核兵器を持つことによって世界から核兵器がなくなる方法があるならその道をとるべきだと思います。

以上の立場で、反対します。

○俵積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第12号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、南薩地区衛生管理組合議会議員のうち、本市議会から選出の議員が3月31日をもって辞職することから1名の欠員が生じるため、組合規約第7条の規定に基づき選挙を行うものです。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信議長 ただいまの出席議員数は、18人であります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○俵積田義信議長 異常なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

〇俵積田義信議長 開票を行います。

立会人に、4番茅野勲議員、5番村上ミエ議員、6番今門求議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

「開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票16票。無効投票2票。

有効投票中、俵積田義信議員14票、牧信利議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5人であります。

よって、私、俵積田義信議員が当選いたしました。

次に、日程第13号南薩地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、南薩地区消防組合議会議員のうち、本市議会から選出の議員が3月31日をもって辞職することから1名の欠員が生じるため、組合規約第5条第3項の規定に基づき選挙を行うものです。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○俵積田義信議長 ただいまの出席議員数は、18人であります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

「書記投票箱点検〕

○俵積田義信議長 異常なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

「書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

○俵積田義信議長 開票を行います。

立会人に、7番原村且元議員、8番板敷重信議員、9番畠野宏之議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票18票。無効投票0票。

有効投票中、俵積田義信議員16票、牧信利議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5人であります。

よって、私、俵積田が当選いたしました。

次に、日程第14号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、南薩介護保険事務組合議会議員のうち、本市議会から選出の議員が3月31日をもって1名の欠員が生じることとなっているため、組合規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものです。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信議長 ただいまの出席議員数は、18人であります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○俵積田義信議長 異常なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

「書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

〇俵積田義信議長 開票を行います。

立会人に、10番米倉輝子議員、11番沖園強議員、12番豊留榮子議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

「開票〕

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票18票。無効投票0票。

有効投票中、俵積田義信議員16票。牧信利議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5人であります。

よって、私、俵積田議員が当選いたしました。

先ほどの日程第13号中、法定得票数を4.5票と申し上げましたが、正しくは4.0票が正しいので訂正いたします。

次に、日程第15号議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告を求めます。 立石幸徳議員。

「立石幸徳議員 登壇]

〇17番立石幸徳議員 ただいま議題となりました日程第15号議員定数及び議員報酬等調査特別 委員会の報告について申し上げます。

本委員会は、第1回の委員会を平成21年4月15日に開催し、委員長に俵積田義信委員、副委員長に立石幸徳を選出いたしました。委員会は平成22年2月8日まで計5回開催いたしました。 審査については、本市議会の発足以降の活動状況や全国の市議会の状況、県内の状況等を踏まえ、議員みずから調査し一定の結論を出していくべきであるということが確認されました。

まず、議員定数につきましては、議員定数を減らすことは少数意見や多様な住民の声を切り捨てることになり、執行機関に対するチェック機関としての審査機能を弱めることになるという意見が出されましたが、本市と人口規模が同じようなところと比べた場合の議員数や本市の財政状況を考えたときに議員定数を削減したほうがよいとの意見が多数を占めたところであります。

議員報酬につきましては、本市の財政状況や市民の声を聞くときに、若干下げるべきである。また、若い方が立候補しやすい議員報酬というのは大事である。できればもう少し上げたほうがいいのではという意見が出されましたが、議員活動を保障するという点では、これ以上減らしていくと活動上問題がある。また、議員活動だけで生活を成り立たせようとしたらこれ以上報酬が減ると議員のなり手も若手のなり手もいなくなるんじゃないか。議員の職責の重さからすれば、今のままでよいのではないかなど、現状維持にすべきとの意見が多数を占めたところであります。本委員会としては以上の結論をもって調査を終了することといたしました。

なお、本委員会に要した経費は、2万1,405円でありました。

以上で、報告を終わります。

〇俵積田義信議長 これをもって、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の調査を終了いたします。

次に、日程第16号学校給食センター建設と運営に関する調査特別委員会の報告を求めます。 佐藤公建議員。

[佐藤公建議員 登壇]

○14番佐藤公建議員 ただいま議題となりました日程第16号学校給食センター建設と運営に関する調査特別委員会の報告について申し上げます。

本委員会は、委員長に佐藤公建、副委員長に豊留榮子委員を選出いたしました。

平成21年4月15日を1回目とし、平成22年2月8日まで計5回開催いたしました。

まず第1回は調査内容について、市長の建設基本方針を伺った上で検討していく。また子供たちに安心安全な給食を1日でも早く提供できるように当局と議会が相まって必要な調査を行い、早期に建設ができるよう双方とも努力をしていこうという確認をいたしました。

第2回は、当局より6月18日に策定された学校給食センター建設基本構想について説明がなされました。この建設基本構想は、本市の学校給食のあり方と新たに整備する給食センターに必要な導入機能、施設規模、具体的な性能水準等についてまとめたもので、今後の施設整備に伴う厨房システムや調理機器の選定、実施設計をしようとするものであるということでした。

また、委員から先進地視察をしたらどうかという意見が出され、視察先の検討と今後の調査内容について検討がなされました。

第3回は、先進地視察先を「さつま町立宮之城学校給食センター」に決定し、10月6日にさつま町立宮之城学校給食センターに先進地視察に行き、建物の構造、製造ライン等、そして完全ドライシステム方式というものがどういうものなのかなど知識を深めました。

第4回は、宮之城の視察の総括を行いました。当局からは、事業費及び補助金等についての説明がされ、給食センターの施設・設備関連についての検討がなされました。その中で今回建設予定のセンターは、敷地面積は約2,600平米、建物自体は930平米ぐらいを予定しており、事業費については、現段階で5億1,200万円程度、そのうち補助金はことしの単価等で試算した場合5,133万円ほどであるとのことでした。

第5回は、当局より2月3日の文部科学省からの情報として、公立学校施設整備については、 行政刷新会議の事業仕分けにおいて、耐震化事業を優先的に実施することになり、平成22年度 の学校給食施設整備事業は、市町村等の事業計画が予算額を大幅に超過しており、すべての事業 を採択することが困難な状況であるとの報告がなされ、本市給食センターの整備スケジュールで ある22年度着手、23年9月稼動の予定が遅れる可能性が大きくなったとの見解が示されました。 本市の現状は、採択してもらうには厳しい状況にはあるが、施設の老朽化、保健所からの勧告

本市の現状は、採択してもらっには厳しい状況にはあるが、施設の老朽化、保健所からの勧告等々、緊急性を強く訴え、要望してあるので、採択の見込みが全くないということでもなく、5月ごろに出される内定を見守るしかない状況であるとのことでありました。

それに対し委員から、こういった状況が伺えるというようなことで市民への周知はどういった 形で伝えていくのか、という問いに対し、当局から確定したら6月議会等含めて市民への周知を 図っていけるよう考えているとのことでした。

また、管理運営に関する当局の基本的な考え方として、運営に際しては民間と行政の役割分担を図り、市民や学校関係者の理解が得られる管理運営を目指し、調理業務、配送業務など民間に委託できるものは委託方式を目指すとのことでありました。

委員からは、地産地消の問題が取り上げられ、地元のぶえん鰹やかつおぶしなどの特産物や近隣の市の特産物を学校給食を通じて交流させ、積極的に活用してほしいとの要望が出されました。 以上をもって、本委員会の調査を終結することに決定いたしました。

本委員会に要した経費は、37,181円でありました。

以上で、報告を終わります。

○俵積田義信議長 これをもって、学校給食センター建設と運営に関する調査特別委員会の調査 を終了いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その 整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてを終了いたしましたので、平成22年第1回定例会を 閉会いたします。

午前11時29分 閉会

- 〇 一般質問の要旨
- 〇 予算特別委員会における当局説明 及び各委員から出された意見·要望

平成22年 第1回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
牧信利	社会福祉協議会の不正問題の解明について	あいさつで、社会福祉協議会の不正問題解明に取	市長
		2 市長の持っている「証拠」を公開すべきだと考えるが、市長の見解は	
		3 「約3,000万円の金が社会福祉協議会の中で闇に消えた」と言っている。どのようなものか示していただきたい	
	後期高齢者医療制度について	1 後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で区別 し、差別する世界に例を見ない医療制度である。 市長は、後期高齢者医療制度について、どのよう な考えを持っているのか	市長
		2 鳩山政権は、後期高齢者医療制度廃止を先送りしたが、鳩山政権の公約破りに対する市長の見解は	
		3 4月の保険料改定に向けて、広域連合に対して保険料引き下げを求めるべきだと考える。鹿児島県の保険料は、所得割8.63%、均等割4万5,900円。均等割は、九州で1番、全国でも4番目に高いもので、低所得者に深刻な負担を押しつけている。市長は、広域連合、県に対して保険料の引き下げを要求する考えはないか	
		4 市民の暮らしに責任を持つ立場から、鳩山政権に 対して、後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよ う要求する考えはないか	

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	市奨学金制度 の改善につい て	1 奨学金の個人の貸付額をふやす考えはないか	市長教育長
		2 市奨学金制度の予算をふやし、貸付枠を拡大する 考えはないか	
	市営墓地の墓 参道の整備に ついて	1 犬牟田墓地北側墓参道整備の検討結果はどうなったのか	市長
	米軍基地再編強化について	1 普天間基地の移転先として徳之島、馬毛島が候補 地として挙げられてきた。市長は、県内に米軍基 地をつくらせない立場を表明すべきだと考える が、どうか	市長
米倉 輝子	職員の地域担 当制について		市長
		2 職員の割り振りはどのように考えているか	
	社会福祉協議会の疑惑問題について	1 書類がなく、もう解明することは難しいと選挙期間中も言っていた。これからますます開けた市役所になるために、罰則なしで職員の自発的な申し出を可能にすることはできないか、再発防止や体質改善のために	市長
	紅茶について	1 紅茶も枕崎の産業に育てる考えはないか	市長
		2 後継者を育てる手立てが必要と思うが、その考えは	

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
原村 且元	行政契約と公 有地売却につ いて	1 地方自治法第2条についての見解を	市長課長
		2 静岡県焼津市の企業との「立地協定」の経緯について	
		3 公有地売却の仕方について、市民の意見などを十 分に聞いたのか	
	史跡「御殿谷」 について	1 文化課長は、工事前に知っていたのか	課長
		2 工事入札に関する「契約書」で、市誌にも載っている史跡「御殿谷」は、どのように検討され扱われたのか	
		3 行政サイドの工事監督はどのように行われたのか	
	行政調査と情報公開につい て	1 枕崎港周辺のヘドロは沿岸漁業不振の原因の1つと考えられる。露天掘りの岩戸鉱山への行政調査はどうなっているのか	市長課長
	公害防止協定 などについて	1 養豚場の悪臭に関する「公害防止協定」について、相手方が守らなかった場合、どのような措置をとるのか	市長課長
		2 国見岳の「風力発電」設置について、県の「中止勧告」以前に本市から「中止勧告」を出すべきだと思うが、どうか	
沖園 強	市長公約につ いて	1 市街地から遠隔地の車のない高齢者は、買い物や 通院などの経済的負担を強いられている実態にあ	市長課長

質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	り、医療・福祉施設や商業施設を巡回する公的交 通手段の必要性を強く望んでいる。市内循環バス の充実を図る公約をしたが、具体的な取り組みを どう考えているのか	
	2 限界集落とされる実態は、想像以上の少子高齢化が進行している。コンパクトタウン構想とリンクした解決策が必要と考えるが、具体的な構想を伺いたい	
	3 職員の地域担当制の取り組みとはどのようなものなのか	
	4 地場センター駐車場を不法占拠している事業者問 題の解決策を示せ	
教育行政について	1 小・中学校の適正規模の学校とは、何を基準に考えているのか	市 長 教育長 課 長
	2 小規模校・複式学級の弊害は、どのようなことが 考えられるのか	
	3 金山小学校の児童数の推移を示せ	
	4 平成の大合併や少子化によって小規模化した学校を再編する動きが各地で見られる。その大半は保護者や地域住民の感情問題に発展するケースが多いようだが、教育的見地から子供たちの立場に立った教育委員会の判断・指導が必要であり、教育委員会が主導的にその方向性を示すべきと考えるが、見解は	
	教育行政につ	り、医療・福祉施設や商業施設を巡回する公的交通手段の必要性を強く望んでいる。市内循環バスの充実を図る公約をしたが、具体的な取り組みをどう考えているのか 2 限界集落とされる実態は、想像以上の少子高齢化が進行している。コンパクトタウン構想とリンクした解決策が必要と考えるが、具体的な構想を伺いたい 3 職員の地域担当制の取り組みとはどのようなものなのか 4 地場センター駐車場を不法占拠している事業者問題の解決策を示せ 3 職員の地域担当制の取り組みとはどのようなものなのか 4 地場センター駐車場を不法占拠している事業者問題の解決策を示せ 2 小規模校・複式学級の弊害は、どのようなことが考えられるのか 3 金山小学校の児童数の難移を示せ 4 平成の大合併や少子化によって小規模化した学校を再編する動きが各地で見られる。その大半は保護者や地域住民の感情問題に発展するケースが多いようだが、教育的見地から子供たちの立場に立った教育委員会の判断・指導が必要であり、教育委員会が主導的にその方向性を示すべきと考える

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	子供の医療費 無料化につい て	1 市長は、選挙で9歳未満児の医療費を無料にすると公約されたが4月から実施できるのか	市長課長
		2 病院の窓口で無料にして、親の負担を軽くする完 全無料化を実施する考えはないか	
		3 全国的に子供の医療費無料化はどんどん進んでいる。県内では薩摩川内市が今年度から実施する。 南さつま市は小学校入学前までが無料であったが、新市長が公約に掲げた中学生までの医療費無料を7月から実施する。本市においても中学校卒業までの無料化を考えられないか	
	国民健康保険 税について	1 高い国保税の問題は、今や貧困と格差の深刻なあらわれとして、テレビや新聞でも取り上げる社会問題となっている。本市においても、高い国保税が住民の支払い能力を超えているために、払いたくても払えない状況を生み出している。国保税を引き下げる考えはないか	市長課長
		2 国保法第44条に基づいて、病院窓口の負担を軽減免除する制度をつくり、医療の保障をすべきと考えるが、いかがか	
	介護保険料、 利用料につい て	1 介護保険料の引き下げができないか	市長
		2 少ない年金から保険料を天引きされ、その上利用料の一割負担まではとても払えないというお年寄りがふえている。介護保険を利用したくても利用できない現実がある。利用料の引き下げができないか	

質	問	者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
			就学援助制度 について	1 就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法26 条などに基づいて、小・中学生のいる家庭に学用 品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助す る制度だが、保護者への就学援助制度のお知らせ はどのようにしているのか	市長長課長
				2 枕崎市就学援助事業実施要綱には、第5条認定は 「校長及び民生委員の意見聴取を得た上で教育委員 会が行う」となっているが、「就学援助法施行令」は 2005年度からは民生委員の助言を削除している。 なぜ、本市は削除せずに残しているのか	
			障害者の安全 対策について	1 障害者の方が安心して暮らせる町にするために も、横断歩道への点字ブロックが設置できないか	市長課長
				2 駅前大型スーパー前などの横断歩道などに音の信 号機の設置ができないか	
				3 家族で食事に出かけたり、また観光客にも喜ばれるような、車いすでも利用できるお店や公衆トイレなどを書き込んだ枕崎の地図ができないか	
			海岸の清掃について	1 人通りの少ない新町の海岸一帯に大量のごみが投げ捨てられている。近くには廃墟となったマンションがある。新町から岩戸に続く海岸で、消波ブロックの間には家庭用のごみから、ペットボトル、空き缶、自転車まで投げ捨てられている。海岸の清掃とごみを投げ込まない対策がとれないか	
			交通安全対策 について	1 事故が多発している別府の広域農道と空港道路の 交差点の構造改善ができないか	市長課長

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
立石 幸徳	市長選公約について	1 コンパクトシティ構想とは具体的にどのようなも のなのか	市長
	県事業に関す る市町村負担 金の廃止につ いて	1 国の直轄事業負担金見直しに伴い、都道府県事業 の市町村負担金を廃止する動きが加速している。 新潟県などは漁港など30事業で市町村負担金廃止 を検討している。本市の漁港整備事業についても 地元負担金の廃止を強く要求していくべきではな いか。見解を	市長長
	環境問題について	1 美しく豊かな本市の海岸を再生するため、海岸漂着物の実態と処理対策はどうなっているのか	市長票長
	社協不正経理問題の報告書について	1 市長は、問題の真相を知っているのであれば、市 並びに社協の調査報告書と事実と違う部分は説明 すべきではないのか	市長

平成22年第1回定例会予算特別委員会における 当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第1号平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第7号)

〇当局説明

- 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億0,700万円を追加し、予算総額を104億4,590万円にしようとするもので、当初予算額より10.4%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の老人福祉センター改修事業ほか 11事業を平成22年度に繰り越して使用するものである。地方債の補正は、事業費等の変更に 伴うものである。
- 補正予算の主なものは、地方バス関係補助金、財政調整基金、国民健康保険特別会計繰出金、 介護給付・訓練等給付費、子ども手当事務費、市立病院負担金、地域活性化・きめ細かな臨時 交付金事業である。
- ・ 以上の財源として、地方交付税 1 億3,999万7,000円、国庫支出金9,210万4,000円、財産収入2,876万円、市税2,617万円、諸収入2,124万3,000円、寄附金ほか134万8,000万円の増と市債6,240万円、地方消費税交付金1,550万円、県支出金1,258万3,000円、分担金及び負担金903万9,000円、利子割交付金280万円、配当割交付金30万円の減で措置した。
- ・ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で、市民会館に関して全棟の防水工事、ステージの 床・壁の改修工事、消防設備関係の改修、事務室の空調設備の改修、電線ダクトの改修工事、 西側渡り廊下の工事など6件2,400万円と図書館の屋根の防水工事及び内部の電気配線工事を 行う。
- ・ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の条件は、単独事業の場合は、平成22年1月1日 以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限られ、国庫補助事業の地方負担分に 充てる場合は、国が示す補助事業に限るとされている。

交付金額は阿久根が1億1,000万程度、西之表が1億0,900万程度、垂水が1億0,200万程度 で、枕崎が2,000万円ぐらい少ない原因は、財政力指数の関係が出てきている。

- ・ 食の自立支援事業の76万6,000円の増は、当初予算478万2,000円に対する給食サービスの補てんで、その費用から利用者負担分を引いた残りを一般会計と社会福祉協議会で折半するものである。
- ・ 繰越明許費中、全国瞬時警報システム整備事業の主な理由は、高度化に対応したソフトウェアを組み込んだ受信機及び受動起動機の製造・納品に相当の期間を要し、年度末までの整備完了が難しいという状況になったこと。さらに、全自治体に地上回線の接続状況の調査、確認等、送信側における情報の伝達、稼動状況の管理方法に関する検討に時間を要したこと。実証、実験に時間を要したことなどである。
- ・ 財産収入は、南薩線跡地が2件で明和町1の1が600万円、明和町28の5が320万円、妙見保有地が1件で1,850万円、白沢北町が1件で31万5,000円、その他法定外公共物が1件で火之神北町の3万1,365円の計5件2,804万7,000円である。
- 法人市民税の増額は、市内で焼酎製造業を営む大口事業所分を当初予算では減額の見込みで 算定していたが、実績として前年度より若干増額したためである。
- ・ 給食費の減は、当初予算の中で1,225人を対象としていたが、実際のところ1,210人、中学校は655人を想定していたが、646人となった。転入の子供数の減少、支給対象外の生徒がいたことで減となったことによる執行残である。
- 管理職手当は給料の10%であるが、現在は4%支給で6割削減の状況である。
- 時間外勤務手当は、年度当初のコンピュータシステムの入れかえと課税関係業務のコンピュ

- ータシステムの入れかえに伴う課税業務の煩雑化で、例年よりも倍の時間外の状況になっている。
- ・ 防火水槽設置事業は今回、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業では美初に設置することにしている。これは以前もあって今、消火栓で対応しているが、やはりここは必要であることから、美初の行政の土地に何とか設置する方法が見つかったので設置する状況である。
- ・ 市全体からすると消火栓、防火水槽含めてまだまだ基準に達する状況にはない。それを一気 にすることはできないので、それではどうするかというと消防署の方でポンプ車やタンク車を 稼動しながら体制は十分整えている状況である。
- ・ 林業振興費の森林整備加速化・林業再生事業は、おがくず工場をつくる事業で、今回の補正 は一部事業の追加と補助金の増額によるものである。
- ・ 畜産基盤再編総合整備事業及び飼料生産対策事業の大幅な減額は、本年度飼料畑と畜舎を建設する予定であったが、畜舎建設に当たって同意取得に時間を要したために、飼料畑造成と畜舎建設が期間的にできないということで、本年度は設計のみになった関係で地元の受益者負担分の減額補正である。
- ・ 子ども手当が平成22年度分から児童手当にかわって創設されるため、その関連のシステム 改修が必要になり、平成21年度予算の中でシステム経費を計上しないと国の補助対象になら ないので、1月1日現在の2万4,276人で積算し、子ども手当事務費として457万7,000円を計 上した。
- ・ 子ども手当は、小学生以下の対象見込みが延べ年間1万9,855人で、拡大される中学生の分が640人。月平均で、あわせて2,640名ほどとなる見込みである。

◎議案第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎議案第3号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- ・ 議案第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それ ぞれ1億6,387万6,000円を追加し、予算総額を38億0,136万8,000円にしようとするもので、 当初予算より5.26%の伸びとなる。
- ・ 歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費 1 億4,000万円、一般被保険者療養費150万円、一般被保険者高額療養費2,600万円、出産育児一時金195万円、後期高齢者支援金57万4,000円、退職被保険者等保険税還付金10万円及び償還金1,136万8,000円の増額と前期高齢者納付金12万円、老人保健医療費拠出金680万9,000円、老人保健事務費拠出金7万円、高額医療費拠出金577万1,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金484万6,000円の減額である。
- ・ 以上の財源として、国民健康保険税1,220万円、国庫支出金2,113万4,000円、県支出金1,127万5,000円、共同事業交付金5,227万7,000円、繰入金6,743万5,000円の増と、前期高齢者交付金44万5,000円の減で措置した。
- ・ 議案第3号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ1,252万2,000円を減額し、予算総額を2億7,771万4,000円にしようとするもので、当初予算より3.40%の減となる。
- ・ 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1,252万2,000円の減額である。
- ・ 以上の財源として、後期高齢者医療保険料1,202万8,000円及び繰入金49万4,000円の減で 措置した。
- ・ 出産育児一時金の支給件数は、18年度で26件、19年度で24件、20年度で23件という実績で、 それに基づいてことしは24件と推計したが、実績として29件が見込まれる。
- 財政安定化支援事業繰入金6,104万4,000円は、措置額の100%入れている。

- ・ 保険料の減は、連合会から示される納付金額に見合う額を保険料として算定する。21年度 当初予算において、その額が20年度に比べて増額していた。実績としては、平成21年度の保 険料実績は平成20年度よりも減額していたので、当初予算に比べ6.1%の減額になったことが 主な理由である。
- ・ 本市の医療費の動向は、高血圧性の疾患が1番多く、2番目が歯の関係、あと代謝障害、高 脂血症とかも生活習慣病の典型的なもので、糖尿病の順番で多くなっている。男女別ではそん なに大差はないが、このような生活習慣病の部分が非常に多い、あと精神の部分の疾患もかな り高率であるので、今回の補正の要因としてはそういう部分の自然増等があるのではないかと 分析している。
- ・ 国民健康保険税の増額の理由は、平成21年度の当初予算では所得の落ち込みの減を見込んでいたが、実績としては0.7%程度の減で済んで、当初予算では2.9%程度落ち込みを見込んでいた関係で、当初予算よりも2.2%の増となったとのが主な要因である。

◎議案第4号平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇当局説明

- 今回の補正は、歳入歳出それぞれ430万7,000円を減額し、総額を21億4,204万1,000円にしようとするもので、当初予算額20億1,587万5,000円より約6.3%の伸びとなっている。
- ・ 補正予算の主なものは、南薩介護保険事務組合負担金440万7,000円の減と第1号被保険者 介護保険料還付金10万円の増である。
- ・ 以上の財源として、繰入金430万7,000円の減額で措置した。
- ・ 南薩介護保険事務組合負担金については、当初派遣職員給与分を2,414万7,877円と算定。 共通管理費部分を2,735万3,897円、合計5,150万1,774円で、5,150万2,000円を予算計上しているが、今回については、派遣職員の給与分で2,419万8,532円、共通管理費部分で2,293万7,083円、平成19年度精算分が4万0,615円あって、主な部分については共通管理費部分の減額が大きいということで、総体で4,709万5,000円になって、その差額440万7,000円を減額補正しようとするものである。
- 共通管理費部分の減額は、認定にかかわる消耗品費、修繕料等、その部分の需用費の減で、 認定調査審査会にかかる部分の減額が大きいということである。
- ・ 認定調査の実績調査の委託件数そのものはふえているが、介護保険事務組合の当初予算で予想していた件数と比較すると減っている。
- ・ 調査委託件数は、16年度で7,847件、18年度実績が6,003件、19年度で5,411件とだんだん 減ってきていたが、20年度が逆に600件ほどふえて6,089件。そういうことで19年度、20年度 実績の伸びから比較して21年度の当初を見込んだが、21年度実績は伸び的に当初見込みほど いかなかった。

○委員からの意見・要望

・ 南薩介護保険事務組合については、当然加入団体に影響があるので、もうちょっと精査して 予算計上するように伝えておいていただきたい。

◎議案第5号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

〇当局説明

・ 今回の補正は、繰越明許費で処理場、汚泥処理施設の汚泥濃縮設備の改築更新事業費1億0,369万円のうち27%分に当たる2,800万円を繰り越して、完成予定日の平成22年3月31日を平成22年6月30日に工期を延長して使用するものである。

・ 水質保全事業の工事は、以前、改築更新事業の計画策定をしており、標準耐用年数15年以上経った機器等について改築計画を立てている。その計画の一環で19年、20年度には脱水機の改築更新をした。今回は濃縮設備ということで、それぞれの期間は前半に工場製作、後半に設置工事ということで、どうしても2カ年にわたっての工事となる。21年、22年の債務負担行為の工事である。

◎議案第6号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第5号)

〇当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入において一般会計負担金の増に伴い、医業収益を2,281万5,000 円追加し、収益的支出において非常勤医師報償費350万円並びに常勤医師及び旧病棟耐震診断 業務委託料等320万円の減に伴い、医業費用を670万円減額しようとするもので、補正後の収 支見込額は総収益5億4,877万1,000円に対し、総費用が5億4,304万6,000円で572万5,000円 の純利益となり、予算ベースでの黒字見込みは6年ぶりとなっている。
- 資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増に伴い、収入を1,347万9,000円追加 しようとするもので収入額が支出額に対して不足する1,115万5,000円については、過年度分 損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。
- ・ 耐震診断調査結果については、3月5日に業務完了届が提出され、1階東西方向に対してIS値が0.55となり、国土交通省が定めている基準の0.6未満0.3以上の区分に分類されることが確定している。
- ・ 21年度において、公立病院に関する財政構造改正で、病院事業に係る地方交付税措置が特別交付税から普通交付税に改正された。それにより救急医療の確保に関する経費にかかる交付税措置として、救急告示病院数ということで1カ所で3,290万円。それから救急告示の病床数で2床で339万4,000円、総額3,629万4,000円を一般会計から繰り出したところである。
- ・ 救急医療の確保に関する経費については、市立病院の場合、2次救急告示病院となっている ので、病床数等に関しての経費分として交付税措置がされているので、新たに何か取り組むと いう財源ではない。
- ・ 当初は、医師の引き上げの影響で収益を上げられないのではないかという不安要素があり、 最悪赤字決算を覚悟した上で経営をやっていたが、院長が1週間に5日から6日病院内に泊り 込むという相当無理な状況で診療をしてきたので、何とか黒字が見込めるという状況まできた。

◎議案第7号枕崎市水道事業会計補正予算(第4号)

- ・ 今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出のうち固定資産除却費を1,580万円、消費税及び地方消費税を75万9,000円それぞれ増額しようとするものである。この結果、収益的収支では、収入額4億7,886万6,000円に対し、支出額4億6,159万2,000円となり、税抜き後で74万3,000円の当年度純利益となる見込みである。
- ・ 資本的収入及び支出においては、収入を2,487万円減額するとともに、支出を2,525万円減額しようとするものである。内訳としては、収入で片平山配水池及びJR白沢駅前の老朽管更新事業の事業費確定に伴い、企業債を970万円、国庫補助金を887万円、出資金を630万それぞれ減額しようとするものである。また支出では建設改良費が2,525万円の減額となる。
- ・ 資本的収支では収入額1億4,658万3,000円に対し、支出額4億6,171万8,000円となり、差し引き3億1,513万5,000円の不足額については、第3条に示してあるように過年度分損益勘定留保資金1億6,172万1,000円。当年度分損益勘定留保資金1億3,767万7,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,573万7,000円で補てんしようとするものである。

- ・ 資産減耗費1,580万円の増については現在、集中監視制御システム更新事業、片平山地区並びにJR白沢駅前の石綿セメント管の更新事業、当年度に起きたポンプの故障等、そういう現在、有形固定資産として残っているものを除却するということで、その部分を資産減耗費に計上したところである。
- ・ 集中監視制御システム更新事業が約1,400万円程度の除却。片平山地区の老朽管更新事業関係が783万円程度。それから用水ポンプ3基、水位計ほかで97万円程度である。

◎議案第8号平成22年度枕崎市一般会計予算

- ・ 予算総額は93億6,290万円で、21年度予算と比較すると1億0,220万円、率にして1.1%の 減となり、公債費を除いた一般歳出でも3,608万3,000円で、率にして0.5%の減となっており、 11年連続のマイナス予算となっている。
- ・ 歳出の義務的経費は60億1,479万1,000円で、前年度と比較してプラス3.2%、1億8,424万8,000円の増となって、予算総額の64.2%を占めている。これは、公債費がマイナス3.9%、6,611万7,000円の減となったものの人件費がプラス0.9%、2,056万1,000円の増、扶助費が子ども手当の創設等に伴ってプラス12.0%、2億2,980万4,000円の増となった。
- ・ 投資的経費は3億5,343万円で、前年度と比較してマイナス44.2%、2億7,953万8,000円 の減となっており、予算総額の3.8%となっている。これについては骨格予算ということで、 政策経費の大部分を計上していないことが主な要因である。
- ・ その他の経費は29億9,467万9,000円で、前年度と比較してマイナス0.2%、691万円の減となって、予算総額の32.0%を占めている。その中で、物品費は国の雇用対策としてふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等によって、プラス11.0%、6,243万4,000円の増となっているが、補助費等が南薩地区衛生管理組合負担金がマイナス6.7%、9,376万4,000円の減となった。
- ・ 歳入の自主財源であるが、市税が市民税、固定資産税、たばこ税の落ち込みによる影響等で、マイナス2.0%、4,529万9,000円の減となったのを初め分担金及び負担金、繰入金、諸収入等も減となったことから、前年度と比較してマイナス4.8%、1億4,479万8,000円の減となった。
- ・ 依存財源は、地方交付税がマイナス3.0%、1億1,300万円の減、それから地方消費税交付金がマイナス12.1%、2,790万円の減、市債がマイナス3.9%、2,670万円の減となったものの国県支出金が子ども手当の創設等によりプラス14.2%、2億1,616万2,000円の増となったことから、前年度と比較してプラス0.7%、4,259万8,000円の増となっている。
- ・ 財源構造の自主財源については28億4,821万5,000円で、構成比の30.4%、依存財源は65億 1,468万5,000円で構成比の69.6%となっている。
- ・ 一般財源については71億3,064万9,000円で、予算総額の76.2%を占め、前年度比で0.6% の減となっており、特定財源は22億3,225万1,000円で予算総額の23.8%を占めており、前年 度比較で2.6%減となっている。
- ・ 市債への依存度は7.1%で、対前年度比で0.2ポイントの減になっている。
- 新規事業総額については、20件で4億0,121万6,000円となっている。
- ・ 地方債は、22年度末残高が114億5,541万7,000円となる見込みで、21年度末現在高見込み 額121億5,319万1,000円より6億9,777万4,000円減少する見込みである。
- ・ 基金残高については、実質ベースで 9 億0,392万1,000円、21年度末より2,700万程度増加 するのではないかと見込んでいる。
- ・ 通常の当初予算であれば、政策経費まで含めたすべての予算で審議をお願いするが、骨格に なったので、中身的には義務的経費を中心として継続的なものを含めて入れてある。骨格予算

と位置づけしたが、それでも1.1%減で額にして1億程度だから、ある程度金額的には骨格の中に入り込んでいると理解していただきたい。特に、市長の政策にかかわる部分について6月補正で重点的に手立てがされていくものと理解いただければと思う。

- ・ 社会福祉協議会の運営補助金算定根拠は委託事業分が200万円、福祉活動専門員分が95万円、 給食サービス事業の事務費分が129万円、合計424万円である。
- ・ 食の自立支援事業は、配食数を10万4,400食予定しているが、そのうち利用者負担分にかか わる事業費は4,647万8,000円で、利用者負担金収入額の予定額は3,654万円で、その差額が 993万8,000円となる。
- ・ 食の自立支援事業は、平成21年度当初が478万2,000円、22年度予算が993万8,000円で515万6,000円ふえているが、これについては平成21年度までは社会福祉協議会とその差額分について折半してきたが、社会福祉協議会分の額が平成21年度で底をつくことから、993万8,000円全額を市の方で補てんしていこうとするものである。
- ・ 平成19年度から福祉給食サービスについて、利用者の負担金の増額を招かないようにする ために、それまで問題となってきている1,422万を何らかの形で利用者に還元できないかと社 協と協議を続け、その結果、平成19年度の拠出予定分、約322万円を含めて1,422万を拠出し てもらうということで、平成19年度、20年度、21年度と一般会計と社協の方で補てんしてき たが、平成22年度の額が予定として20万ほどしか残らなくなるので、21年度分がまだ事業執 行中で、その部分を含めて当初予算においては一般会計で全額を補てんして予算計上した。
- ・ 社協からの要請に応えていないのは、一般質問でも答えたように、社協から最初の要請文というのは、私が全く発言していないことを根拠にして、出てきて説明しろということだったので、それに対してはそういう発言はしていないという返事を出したかと思う。再要請文も、それに基づいて事実と違うことが多い。具体的に、何を説明しろと言われるのであれば、それに応じることもやぶさかではないかと思うが、全く事実無根のことを根拠にして出て来いと、説明しろと言われたので応じていない。
- ・ 私が市長就任式で、社協問題を再調査すると。それから3,000万円取り戻すと発言したことが明らかになったと書いてあったが、これが全く事実無根である。公開討論会で、社協問題を再調査するとか、3,000万円取り戻すとか、そういったことは一切言っていない。
- ・ 社協との関係の修復は、私がそういったことを一切発言していないと社協の方で御理解いた だければそれで済むことだと思っている。
- ・ 広報紙に書いたことは、過去の市調査報告書とか外部調査報告書にもあるように、そしてまた私自身が調査していたときに、いろいろな証拠書類等がもうないということにぶつかっていたので、今、再調査しても報告書以上には出てこないだろうと、そういう考えがあったので、証拠書類等が破棄されている可能性が高く、そのことに労を費やすよりは目の前にいっぱい課題が山積しているので、そのことに取り組んで枕崎再生に向かって全力を尽くしたいという意味で書いたと思う。
- ・ 市調査委員会ができて、そして議会でも質問等を通じて、いろいろと論議されている段階に、 私は私の調査結果に基づいて、何回か公開質問を出した。その公開質問の中に、この辺が事実 と違うということを書いて、真実はこうだと分けて公開質問には書いたと思う。
- ・ もし私が真相と違うと言ったことについて説明しろというのであれば、真実はこうだと書いた公開質問状を、これは社協が持っているか市が持っているか、それを見てもらえば済むことである。
- ・ 私が市長に就任して会長宅にもあいさつに伺ったときはお会いできず、私があいさつ回りを しているときに路上でバッタリ出くわしたので、車を降りて、よろしくお願いしますとあいさ つしようとしたらいきなり、「お前は社協んこつ今もげんでんかいでんゆっじょっつが」とけ

んか腰でやられたので、いやそういうことはないと。それでもなお、路上で何だかんだ言って きたので、路上で言うようなことじゃありませんからと言って、私は車に乗って、あいさつ回 りを続けたといういきさつがある。

- ・ むしろ騒ぎを大きくしているのは社協のほうじゃないかと思っていて、3,000万円の問題に しても私は自分の調査したものを6枚ぐらいにまとめて市と社協の方に提示した。そこに何と 書いたのか覚えていないが、その中に事実と違うようなことがあったら指摘してくださいと。 それから、返納金問題についての資料だったので、返納金の算出方式を正確に教えてくれと書 いたかと思うが、事実と違うという指摘は全くなかったし、算出方式については市の返事は明 確にできないということだった。社協のほうからは、それについては一切返事がなく、当時の 会長に電話して話を聞いたが、うやむやな返事だったということは本会議でも申し上げたとお りである。
- ・ もし話を聞きたいというのであれば、私に出て来いではなくて、向こうから役所に訪ねて来 てもいいんじゃないかと思う。役所においでいただければ私も社協の疑問にはお答えできるか と思っている。
- ・ 社協との関係は、従来の関係を崩すつもりはない。事務方でずっとこれまで折衝続けており こういう予算書となって出てきたので、これで契約したいと思っている。
- ・ 公開討論会で、この調査結果報告書にいっぱいうそが書かれていると発言したのは、JCのホームページを見ていないが、発言がそのまま流れているのではないか。流れているのは、そのとおりだと思う。
- ・ 土地開発公社の土地借り上げは、旧八潮跡の土地である。これを現在、庁舎建設予定地として市の方に貸し出しているが、県から指導があって、市が買い取らないでそのまま供用開始をしている状態ではないかという指摘を受けた。有償による貸し付けをしたところである。
- ・ 後期高齢者の後期連合のほうに派遣する旅費は、それぞれの市町村で順番に原則3年間職員 を派遣するとなっており、22年度から本市職員を3年間派遣する。予算額は旅費日当である。
- ・ 地域密着型施設整備事業補助 (介護基盤緊急整備特別対策事業) の2,625万は、認知症の高齢者グループホームを1カ所、平成22年度整備するために特別対策事業で補助単価2,625万円を県の基金から市の予算を通じて計上しているところで、医療法人厚生会がやる。
- ・ 子ども手当は、民主党のマニフェストで創設するということで、平成22年度については中 学校終了までの児童を対象に1人につき月額1万3,000円を支給する。所得制限は設けずに支 給事務の主体は市区町村で行う。支払い月は6月、10月、2月で22年度に限り、児童手当法 に基づく児童手当を支給する仕組みとして、財源については従来どおり費用を負担する。残り の上乗せ部分については全額を国庫が負担する仕組みである。
- 子ども手当の本市の対象者は、平成22年1月1日の小学校6年生までの児童数が2,012名、月ごとに変動があるので、延べで1万9,855人、2億5,811万5,000円が従来の児童手当対象者で、中学生部分で640名、8,320万、合計3億4,131万5,000円を予算計上している。
- ・ 子ども手当の上乗せ分は国が全額負担するということで、0歳から3歳未満の被用者については国が13分の1、都道府県が13分の1、市町村が13分の1の負担である。非被用者、自営業者等については国が39分の19、都道府県が39分の10、市町村が39分の10となっている。3歳以上小学校終了前までの第1子と第2子にかかる分については国が39分の29、都道府県が39分の5、市町村が39分の5となっている。第3子以降については国が39分の19、都道府県が39分の10、市町村が39分の10で、中学生については国が全額の10分の10を負担する。
- ・ ウミガメ監視員の委託期間である6月、7月の上陸に際して、ウミガメが死んでいる場合に はウミガメ保護監視員の方で、自然に帰すという形で砂浜に埋却しているが、それ以降につい ては自然保護監視員や海岸等の清掃の賃金を予算等お願いしている分で処理している。

- ・ 場所等があれば処理に関しては我々も協力しながら行っているところだが、できるだけ自然 に帰すような形で、海岸汚染等にならない状況を踏まえ、今後どういった形がいいのか含めて、 今後検討していきたい。
- ・ 介護保険利用者負担額の減額補助が昨年からすると半分になっているのは、介護保険の特別 養護老人ホーム等の介護サービス費を利用している方について、そこの社福法人が社会的な役 割にかんがみて、利用者負担金の減額を行うことに対して、その一部を市が補助するものであ るが、その対象者について21年度の現状を踏まえて、ことしは大体10人弱が対象になってい るが、来年度は15名程度と見込んで予算計上している。
- ・ おむつ給付については、一般の方、身障の方、合わせて85名が対象になっている。予算については、105名をお願いしているが、昨年と人数はかわっていない。ただ、おむつの1枚当たり単価について、21年度の実際かかった1枚当たり単価を踏まえて、21年度より22年度が若干1枚当たりの単価を安く計上しているので予算が減っている。年間600枚を支給しているところである。在宅において、常時おむつを必要としている方が対象である。
- ・ 河川環境浄化プロジェクト事業は、21年度と同じように市民団体や市で行っているEM液の活性液の河川放流事業と小・中学校の協力を得てEMだんごづくり、環境学習も含めたEMだんご投入事業を引き続き継続する。新たに、海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会において、枕崎漁港内や仁田浦湾にEM活性液やEMだんご投入の実証実験を行うことに対して、関係資材を支援する計画があるのでそれを計上している。
- ・ 市内各集落あわせて412カ所のごみ集積所がある。ごみ集積所の管理については、設置自治 公民館に清掃や分別等の悪い箇所についてお願いしながら、市と一緒になって取り組んでいる 状況であるが、ごみ収集業者についてもごみ分別ができない分については、赤い紙で何が悪いというシールを貼って、集積所に残したままの状況である。
- ・ 今後の課題は、市民1人1人がごみ分別に対する理解をもらって、ちゃんと分別してもらう のが最善の方法であると考えるので、今後各公民館等の要請等があれば、ごみの分別の説明会 等や長期間残っているごみ集積所についても集積業務委託を受けている業者と連携しながら、 一緒になって衛生面等に力を入れていきたい。
- ・ 住宅手当の緊急特別事業の事業概要としては、離職者で就労能力及び就労意欲のある方を対象として、住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方を6カ月間を限度として住宅手当を支給するとことで住宅確保や就労支援を実施していくことである。平成21年度分については、該当なしである。
- ・ 障害児保育事業は、集団保育が可能な心身障害児が1名以上入所している保育所に対し、一 定額の補助をすることになっているが、平成22年度において火の神保育園で1人予定しているので、その分の54万円を計上している。
- ・ 保育所地域活動事業は、事業概要として4つぐらいあって、市内の各保育所が行う世代間交流事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、小学校低学年児童の受け入れということで、市と国が2分の1ずつの負担割合で1園の補助額上限を10万円、平均利用児童数に応じて5人以上20人未満は、補助額上限70万、20人以上は80万円、世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業については、1園当たり10万円、小学校低学年児童の受け入れについては、5人から20人未満が70万円、20人以上が80万円で総額340万円を計上している。
- ・ 延長保育促進事業補助は、保育園については11時間の開所時間を解消しないといけないということであるが、その前後の時間においてさらに30分以上の延長保育を行う保育所に補助を行っている。その部分の合計額が2,150万円で、市内の5保育園に430万円ずつである。
- ・ 一時預かり事業は、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前の

児童で、保護者の傷病や入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担等の解消等によって、一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業で、補助額45万で負担割合を 県が3分の2、市が3分の1という上限はあるが、これは市内の1つの保育園が事業を行う。

- ・ 児童クラブの設置育成補助については、現在市内の3保育園、立神保育園、別府保育園、妙 見保育園で児童クラブを設置しているので、放課後児童健全育成事業の中でやっている事業で 別な体系となっている。保育所地域活動事業は、小学校低学年児童の受け入れなので、1年生 からおおむね3年生までを対象としている。
- ・ 市内7保育園のうち児童受け入れをしているところは、まくらざき、火の神、富士、第2ふじの4園である。
- ・ 緊急通報体制等整備事業の予算が14万4,000円から新年度は10万円になっているのは、ひとり暮らしの高齢者等の急病等に迅速に対応するため、緊急通報装置の貸与を行う事業であるが、現在33台設置しているが以前貸与していた方が転出された等で、貸与が終了した方について市で回収した分があって新しく購入する必要性が少なくなってことで、予算が減っている。
- ・ 母子家庭高等技能訓練促進費事業は、自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進事業とある。自立支援教育訓練給付金事業は、母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図ることを目的として、教育訓練の受講のために支払った費用の一部を支給するものである。負担割合は、国4分の3、市4分の1となっている。高等技能訓練促進事業については、母子家庭の母の訓練受講の生活安定を図るために、2年以上の養成期間で修養する場合に、全期間費用を支給することにより生活の負担軽減を図り、資格の取得を容易にすることを目的としている。負担割合は、国4分の3、市4分の1となっている。平成22年度で見込まれる方は、准看護師の資格取得見込み者が3名、保育士資格取得見込み者が1名で計4名を予定しているが、平成21年度は1人だけである。
- ・ 職員採用試験は、4年ぶりに22年度で3年目であるが、今回計上していないが、6月補正 あたりで市長の意向等を踏まえてする方向になるかと思う。5年間はできるだけ採用をという 方向性もあるので、そのような形で対応していきたいと考えている。
- ・ 管理職手当の関係は、10%のところを4%と課長の皆さんに協力をもらっているが、これ は確かに正常な形ではない、職員の給与カットも含めて。できるだけ正常な形にもっていきた いという考えである。将来の財政状況等も踏まえて改善できるようには努めていきたい。
- ・ 新規事業の海岸河川等環境保全推進事業の目的としては、海岸や河川の水質汚染状況やごみ 放置等の公害に対し、海岸・河川等の自然環境保全に努めていきたいということで、海岸や河 川等の水質状況や不法投棄、ごみ放置等の現地調査をしながらごみ収集作業もできる範囲でやっていくということである。これについては失業者を直営で1人考えているところである。
- ・ 家屋の全棟調査事業であるが、これは在来の家屋の全棟調査事業をゼロ予算事業として平成 19年度から4年計画で職員が対応しているが、目的としては全棟調査を実施してそれに課税 されている家屋と調査漏れの家屋、そういった家屋との公平性を期すために行う事業である。 調査漏れを確認した家屋について実際家屋調査に入っていくというやり方である。
- ・ 21年度まで東鹿篭、西鹿篭、別府地区が終わり、平成22年度は枕崎地区を考えているが、 外観調査約9,000棟について臨時職員を3カ月間雇用してやっていこうという事業内容である。
- ・ 藻場・干潟等保全活動支援事業負担金については、事業主体は、地元の沿岸漁民でつくる団体で、県の藻場・干潟保全対策協議会があり、そちらにこの負担金を支払ってそちらから事業が入ってくる形になる。事業費は一般財源35万円であるが、市の持ち出しが130万、全体事業費が520万円を考えている。それでトサカノリ等の藻場造成、オニヒトデ駆除等を考えている。
- ・ 藻場はできれば4月中に団体設立をして、早いうちに取りかかっていきたいと思っている。 ただオニヒトデの駆除時期が7月から8月にかけてということで、トサカノリが終わったころ

になる。トサカノリの母藻投入もあるので、藻場の状態がどうなっているかを先に調査して、 それから母藻を投入する場所はどこがいいかを探して投入しようと考えているので、胞子を持 つ時期にボソウ投入をと考えている。

- ・ 枕崎駅前観光案内所は、12月から2月末までの来館者というか、利用者が3,520名である。 到着証明書が12月から2月末までで151枚売れており、全体的な売り上げが3万0,200円ほど である。自動販売機も7,000円ぐらいの収入があるので、こういう状況を見ながらスタンプと いうか焼印を入れた土産商品とか、そういうのを開発して置いていきたい。
- ・ 枕崎いっさいがっ祭については、新酒まつり、JAの農業祭、漁協のぶえんまつりを統合して行っているが、参加団体を広く募り、かつお公社、地場センター、お魚センター等、加工組合、商工会議所等にも入っていただき、総事業費144万ほどで実施しているところである。去年の来場者が2万5,000人ほどと発表したところであるが、まとまって実施するとことで経済的にも非常に効果的な祭りができていると考えている。
- EM発酵液については、仁田浦の工場団地のところから河川あたりから放流しているので、 近い将来だんごもと考えているところだが、今のところは河川域の放流から入っていきたい。
- ・ 平成21年度、茶園面積は610ヘクタールで、このうち防霜ファンが設置されている面積が 338ヘクタールで、スプリンクラーによる防霜をとっている地域が49ヘクタールである。あと、 枕崎で無霜地帯と言われているのが、国見の茶団地と日東地区、八窪の下のあたり。そういう ところは、防霜施設は整備されていない。
- ・ 防霜ファンについての防霜効果は、設計値でいくとマイナス4度までとなっており、それ以下になると効果がないということになる。スプリンクラーについては、マイナス6度くらいまでは効果があると聞いている。
- ・ 地域資源・地場産品を活用した商品の製造開発による地域振興事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業で、本年度から取り組んでいるが引き続いて22年度も取り組んでいくということで、内容は地域資源で、天然塩を利用して地域にある梅干、漬物とか干物とかアンチョビとかキビナゴとか鹿篭豚とかを利用して地域特産品ができないか試作して販売していきたいということであり、この事業は雇用事業であるので、2名雇用する予定である。
- ・ 地域資源を活用した体験型観光開発事業というのがあり、これをNPOのエコ・リンク・ア ソシエーションと委託契約を結ぶ予定である。内容については、これまでの延長で体験観光の ブランド化。それから新年度にはカツオマイスター制度の普及についても取り組んでいこうと。 これはカツオをよりよく知ってもらってそれを認定していく制度であって、それをすることで 子供たちや地域の方々が地元に対して愛着を持つとか、誇りを持っていただき、それから情報 を発信してよそからもそういう制度を受けに来ていただくということで考えている。それから 自然体験指導者の育成を今年度したので、その方々に実践活動していただくとか考えている。
- ・ 要支援・要介護を防ぐ新たな自立支援事業については、平成21年度では14公民館で、平成22年度は40公民館まで拡大する予定である。主な内容は、従来の事業で高齢者生きがいづくりサロンを広域公民館で行っているが、もっと近くの公民館で簡単筋トレ事業以下の強度をやさしくした趣旨のトレーニングや心のケア、認知症などにアプローチしていき参加しやすい居場所をつくるということでやろうとするものである。
- ・ 地域と連携した子育て支援事業については、NPO法人子育てふれあいグループ自然花に委託して市内の親子を対象に地域住民の知恵や農業などを活用した体験プログラムを提供しながら親子ふれあい体験、子育て相談、不登校対策、一時預かりなど子育て支援事業の定着化と地域活性化に寄与するために委託している。21年度について、放課後児童クラブの方を現在金山小学校とも連携しながら21年度事業で取り組みがややおくれている放課後児童クラブ等もその希望者がいると伺っており、その部分についても充実させていこうということである。

- ・ まちなか環境流通拠点づくり事業は、地球温暖化防止対策の一環として、ごみの減量や資源 化を促進するためにごみとして出されるものの中から再生できるものを選別し、またリサイク ルしながら市民等に販売及び譲渡し適正なごみ処理の推進を図る目的である。中心市街地の空 洞化が進む中で空き店舗を活用して、リサイクルして販売する品物等の展示及び市民への広報 等をしながら商店街の活性化も図っていくことを目的としている。新規雇用者は3名で、NP O法人たすけあい枕崎の方が、一般廃棄物等の収集運搬業の許可を持っている関係でそれを計 画している。
- ・ ふるさと雇用並びに緊急雇用事業については、各関係課を通じて募集して応募してきた方々に委託している。委託を決めるに当たっては庁内の地域活性化検討委員会で内容を審議していただき、適当なものと認定をいただいている。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の中の公園抜根作業業務委託については、シルバー人材 センターへ委託予定である。
- ・ 市内の多目的広場でグラウンドゴルフを楽しまれているが、その中で2カ所ほどは各利用者が自主的に管理して除草及び陥没したところの砂の埋め戻しなどもやっている状況である。今 回の緊急雇用の事業については、そういうかねて利用される方の管理でも追いつけない細かな 芝の中に入っている雑草などの除根作業を一斉にやろうということで今回上げた。
- 現在時点での配分総額は、3カ年のトータルでふるさと雇用が7,392万2,000円、緊急雇用が5,300万円である。
- ・ 対前年比で70万ぐらい200カイリ対策費が上がっているのは、22年度にお願いする分は21年 度実績分であるが、21年度は非常に航海上の漁模様が悪くて、諸外国の200カイリ内に入る機 会が非常に多かったと報告を受けている。
- ・ 前期21年度の漁協決算としては、税引き前で4,281万円ほどの赤字ということである。
- ・ 漁協の経営改善計画での税引き前の当期利益の計画額は、1億1,059万6,000円ほどであったが、自営事業が当期の見込み計画では5,167万5,000円ほどの黒字を計画していたが、4,508万6,000円の赤字になっている。ただ販売事業が全体的にその前の年が非常によくて20年度の漁協決算で171億4,300万ほどの水揚げであったが、平成21年度の漁協決算で138億8,400万円の水揚げで、20年度の漁協自営部の赤字額が実績として7,650万ほどでそれを補てんできたが、21年度はカツオの単価の値下がりとかあったので補てんできていない状況である。
- ・ 農地有効利用支援事業と農地制度実施円滑化事業については、昨年改正された農地法の中で 農業委員の役割の強化並びに農業委員会の事務内容が煩雑化するということに伴い、農業委員 や集落委員のいろんな活動に対する報償費及び費用弁償等が認められたということである。
- ・ 農業委員会の事務費や臨時職員の賃金などの主な内容であるが、この事業については昨年までは農政課内の担い手育成協議会の中に国から直接補助されていたアクションサポート事業で取り組んでいたが、新年度からは直接、一般会計を通した補助事業に変わるということで今回お願いしている。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金は、21年度までは3カ所であったが、22年度は2カ所。面積 は12へクタール程度が対象面積で、面積が減ったことによる減である。
- ・ 森林整備地域活動支援交付金は、市内の森林、対象面積として590へクタールで、その中で 山の境界とか、そういうのを地主自体が知らないとかあり、その境界の明確化とか、山で作業 する場合に簡単な集材路とかを開設したり、あと作業道等の草の伐採をやる事業が従来の295 万円と新たに面積で20へクタールであるが、森林被害状況調査、自然災害含め、さまざまな 森林の被害状況を調査するということで、その部分が上乗せになり、315万円お願いしている。
- ・ 資源管理型漁業推進事業補助 (イセエビ放流) の予算が大幅に減額されているのは、これまでトサカノリ礁やワカメの藻場造成等していたが、その事業を新規の藻場・干潟保全事業に繰

りかえた関係で、イセエビ放流だけがこの事業として残ったので少なくみえている。

- ・ 藻場・干潟事業については5カ年計画で、東側から西側へいくようになっているが、平成 22年度は白沢地区により近いところでやる。それについては、調査は水質検査等の分析検査 はしないで、モニタリング調査といって、実際、中に潜ってその様子をカメラ等で撮っていき たい。
- ・ 漁協の出資金の増資に関しては、組合員が高齢化で減っていく中で、組合員をふやしていく 方法、準組合員をふやしていく方法等、いろいろ模索しているところであり、昨年度末に大口 が1件あり、そういう意味では増資もできたと考えている。
- ・ 昨年度の魚価は、一昨年が非常に高くて、昨年は魚体が小さかったこと等があり非常に安くなっている。具体的には、漁協決算ベースで国内のカツオ漁業で単価が48円72銭、青物で16円74銭、近海・沿岸で4円59銭安くなっている。
- ・ 漁協の財務改善計画の単価の計画である。全体的に全部を総括すると19年度が107円31銭、20年度の計画が106円92銭、21年度が106円08銭、22年度が106円50銭、23年度が106円89銭になっている。1本釣りの自営業の計画の浜値であるが、19年が250円、20年が1%ずつで計算すると252円50銭、21年が255円03銭、22年が257円58銭、23年が260円15銭である。
- ・ 消費者行政の活性化事業は、消費者行政推進費の中にあって、消費生活スタートアップ事業で、これについてはパソコンの整備、シュレッダー、図書購入費である。それから消費者相談員等レベルアップ事業があって、これについては研修費で、旅費のところで費用弁償のところに入っているところである。それから一元的窓口緊急整備事業については、報酬費の中に消費生活相談員が2名分組んであり、このうちの1名分をその事業でみたところである。
- ・ 消費者教育啓発活性化事業は、啓発用のチラシ、DVD購入、それからくらしのアドバイス、これは仮称であるが、そういう冊子の印刷、リーフレット、ステッカー、出前講座用の視聴覚機材購入がある。
- ・ 消費者行政活性化オリジナル事業は、報償費で12万円ほど組んであるが、多重債務者の相談を司法書士にということで報償費のところに組んでいる。
- ・ 消費生活相談員を募集は3月5日締め切りで、25日に作文・面接試験を行うが、今、6名 が応募している。
- ・ 消防団にお願いして85歳以上の独居老人方を回ってもらうことになっているが、昨年、確かに苦情が一部のところであった聞いている。それも直接本人が来たトラブルもあったが、それは例外として、この必要性というのは、独居老人がふえているので火災予防という点から、地域の消防団の方々にぜひ見回りしてもらって、なるべく火災が起こらない方策をとってもらうような手立てという意味からお願いしている。
- ・ 少年の船は、ことし5月16日で日程的に1番しけの少ない実施できる可能性が高いということで三島との打ち合せでこの日にさせてもらった。予備日の設定については、現在、実証運航をやっている関係で日程調整がなかなかできない。秋口になると天候不順で実施できる可能性が低くなるので、今後、もし5月に中止になった場合は、日程調整をお願いしていきたい。
- ・ 給食センター建設については、昨日、22年度の県のヒアリングがあって、新規については 平年だと5月中には内定があるが、ことしは難しいと。県の関係課長等に会って枕崎の現状を 訴えて、極力22年度中に着手、23年度稼動できるようにお願いしてきたところである。
- ・ 給食センター建設については、伊佐市が22年度、単年度で計画、南九州市については2カ 年で計画している。いずれも合併した市で、合併特例債とか有利な起債もあって、万一、つか ない場合も単独でという感じで進めているようである。本市においては、交付金を充てていか ないと財政上難しいと思われるので、状況が見えないところである。
- ・ 地域ぐるみ学校安全体制推進事業は、平成18年度から鹿児島県が国の全額補助を受けて行

ってきた事業である。21年度当初予算はゼロであるが、本年度まで4年間、全額国庫補助で 市町村負担がなかったが、22年度から国3分の1、県3分の1、市町村3分の1で市町村負 担も出てくる。中身については10年程前から全国的に登下校時に幼児が被害に遭う事件等が ふえたことから、県が警察等の専門機関に相談して防犯等の専門家を委嘱して、その方に来年 度で約75回各小学校区を中心に登下校にパトロールを行ったり、学校の交通安全教室や防犯 教室の指導者として学校指導助言に当たり、子供たちの安全確保に寄与するという事業である。

- ・ 風の芸術展は、ことしの8月1日から9月26日までを会期として南溟館で開催する予定である。事業内容としては全国から主に現代美術を中心とした作品を集めるということで、募集要項を既に全国に発送している。
- ・ 市営テニスコート人工芝補修は、塩浜のテニスコートは7面あるが、東側の2面、6、7面 の傷みが激しいので、お願いしているところである。
- ・ 臨空工場団地取得事業で、公社経営健全化計画取得分4,875万1,000円。面積は2,673平米、 平米単価は1万8,200円ほどである。これまで取得した面積は18年度で3,500平米、19年度で 3,500平米、20年度で3,739平米、21年度で2,600平米の合計1万3,339平米で、計画は5カ年 で計1万6,012平米を予定しており、18年度から22年度までで終了となっている。
- ・ 買い取った土地はマルハチ村松に貸し付けた3号用地が主で、面積は1万0,739平米である。
- ・ 特別支援員の配置については、昨年度2名であったが、来年度は4名配置予定である。対象 となる学校は3校である。
- ・ 就学援助の予定は、本年度306人、1年を通してあり、最終的に支給対象だったのが301名 だった。とりあえずその人数を想定し、もし必要に応じてはパーセンテージが上がっているの で、また補正等でお願いする場合もあるかなと思っている。
- ・ 鹿児島県の消防防災へリコプターを使った県本土内の救急搬送が昨年10月1日からスタートして、およそ救急車で1時間以上を原則として防災へリを活用するという手段が取られるようになった。病院から枕崎空港に救急車で搬送してそこから乗っていく形なので、医者がその場合搭乗するのが原則である。離島の方はそこの病院の医師が搭乗していくことになる。
- ・ 交付税は国の財政計画では6.8%の増であるが、本市の場合は3.0%減となっているが、これについてはまず基準財政収入額の推計あるが、地方財政計画の法人市民税を見ると国はマイナス23.5%で減額を見込んでいるが、本市の22年度の法人市民税の予算額は3.5%増で基準財政収入額が大幅に減少していない状況であり、本市の場合は地方交付税だけを見るとマイナスであるが、臨時財政対策債等を含めた実質的な地方交付税という面ではプラスに転じている。
- ・ 約1億9,000万の退職金が発生するが、退職手当債を活用しなかったのは、今回については 定年退職分については何とか収入財源で見通しがついたので借りていないが、今後の需用見込 みによっては退手債を借りなければならない状況も出てくる可能性はあると思っている。
- ・ 21年度本年度末までの集中改革プランで積み残しになった課題は、市立図書館の指定管理 者制度の導入。人事異動にかかる希望申告制度の導入。学校給食センターの給食調理業務、運 搬業務の民間委託の実施。それから学校用務員業務の民間委託の実施、住居手当である。
- ・ 住居手当については組合との協議を重ねており、一応見通しとしては遅くとも平成23年4月1日から廃止という方向で協議を進めている。なるべくもっと早くできないのか、今、協議を別立てでするように進行中である。
- ・ 道路維持費が半減しているのは、市長就任後間もないため、6月までの3カ月分の早期発注 分を骨格予算として工事請負費3,000万円を当初予算に要望してある。工事箇所としては緊急 を要する路線を優先的に計画していきたい。
- ・ 蓋版等の敷設については、できるだけ前年に近い形で要望していきたいと思っている。なお、 小規模の修繕等については道路作業員等直轄で行っていきたい。

- ・ 南薩地区衛生管理組合の負担金は、枕崎共同斎場、内鍋清掃センター、知覧中継所及び枕崎 衛生センターの通常の運営管理における費用の負担金と内鍋清掃センターの建設にかかる借入 金の償還金が負担金となっている。
- ・ 海岸・河川等環境保全推進事業は、市の直営で事業としては海岸や河川等の水質汚染状況や ごみ放置等の公害に対して、調査及び簡易な収集作業を行いながら、自然環境保全に努めてい く事業である。
- ・ ヤンバルトサカヤスデの発生状況は、平成16年度に美初地区の山沿いで発見され、その後中原地区、板敷地区、篭原、若葉町、瀬戸方面、岩戸、真茅、今年度新たに山崎と広域農道沿いの俵積田地域で発生している。21年度の実績としては、美初、中原、板敷、篭原、若葉、岩戸、真茅、俵積田、山崎それと若葉町を含めて10地区で発生しているので、対策としてはヤスデが生息しにくい環境づくりは各家庭でできることなので、地域一体となって取り組みながら、蔓延防止対策をつくるのが1番効果があると考えている。
- ・ 図書館業務委託員の雇用形態は、嘱託員ということで、週3.5日で契約していくことになる。 勤務形態については、図書館の場合9時半から6時までで、1日については半日勤務になる。
- ・ これまで委託人という形で全体的にあったが、労基法の問題から、嘱託員化することを平成 18年、19年度からスタートして週に30時間未満の勤務時間にするという1つの行革という方 向性があったかと思うが、そのような方向で全庁的に行っていく。特殊な勤務形態のところは 除外して、そのような方向性を決定している。労基法にも触れない方向で変えていこうと考え ている。
- ・ 現在、学校用務の委託人は3名いるが、配置状況は桜山小学校、立神小学校、桜山中学校3 名配置している。経験年数は4年6カ月、1年11カ月、2年9カ月になっている。
- ・ 学校用務員の委託職員の仕事内容は、文書の送達及び来訪者の取次ぎの案内。湯茶の準備及 び電話の対応。市役所、教育委員会その他官庁との連絡。校舎、校具、校庭の管理の協力。校 内印刷物の印刷。校内給食の準備、学校の環境整備その他の用務。その他学校庶務で校長が指 示したこと等を委託業務としている。勤務時間は原則として午前8時15分から午後5時まで としている。
- ・ 財政的に非常に厳しい中で将来の職員の年齢構成を踏まえて職員採用試験もスタートしてきた。そういう状況の中で、正規職員化を図るということになると新たな職員の採用増。これは非常に財政を圧迫するし、現実的に非常に難しいと認識している。
- ・ 給食センターはの委託職員は21年度現時点で、調理4名、配送兼調理1名の5名である。 地公法上の週に5日、40時間というフルタイム勤務になるので、現地の雇用形態はいろいろ あるが、中には事実上、常勤職員に相当する者もあろうかと思う。そこら辺については請負業 務、そのことに具体的に調理業務員がそのままあたるのかどうか、ちょっと今、判断できかね るので、今後検討してみたいと思う。
- ・ 臨時職員というのは、労働基準法の14条に記載されていると思うが、フルタイム勤務。地 方公務員では週に5日、40時間労働と一定の雇用期間を定めて雇用されている職員と認識し ている。
- ・ 採用における募集期間、その採用面接試験等については臨時職員と一緒であるが、最終的に 委託契約を結ぶという形に委託人の方はなろうかと思う。
- ・ 業務委託の事務取り扱いについては、業務によってさまざまな勤務形態がある。そういう中で非常勤職員、あるいは臨時職員への切りかえのほかに団体業務委託ができるのであれば、その方向に持っていくように全庁的に今後取り組みとして考えていかなければならないと思っているところである。ただ条件としては、専門性とか、ローテーションの問題とか一挙にいかない面等もあるかと思うが、できるだけ業務に支障のない方向でその業務にあった勤務形態、業

務が遂行できるように十分配慮しながら雇用については努めていきたい。

- ・ 勤労青少年ホームの利用状況は、平成21年度で143回程度利用されている。それは教養講座の回数であって、茶道が10名、生け花が14名、ヨガが22名、カラーセラピー9名、着付けと作法が16名で、このほかに中国人の方の研修が入っている。
- ・ 将来的な青少年ホームのあり方については、我々も検討しているところで、その検討の中では補助金を返納して閉鎖ということで、教室のあり方を考え直すことも視野に入れて検討しているが、今のところは施設を有効利用しながら各教室等の利用方法の改善というか、もっと利用しやすい施設にするためにどうすればいいか考えている。
- 保健推進員手当は、年額1人一律2万円である。
- ・ 母子保健推進員手当は、活動費として1件200円で予算をお願いしている。
- ・ 体育施設の中には駐車場に伴う白線等が見えにくくなっている部分が多数あるので、順次計画を立てながらやっていかなければいけないことだと認識はしている。
- ・ 地域総合整備資金については水産課が済んでいる分があり、今年度からもう返済がなくなったので、漁協が冷凍冷蔵庫をつくった分があったが、それが2,224万円減となっている。
- ・ 住宅使用料の減は、高額所得者空け渡しが1名で12万1,200円、収入超過者等離職者の5名。 収入超過者等退居予定2名、特高賃空き家1名、入居予定空き家が4室、用途廃止空き家が3 室で約300万になっている。
- ・ 国県からの権限委譲の交付金については、委譲事務の件数そのものにかかわらず処理件数に 応じて交付される件数割合というものが、前々年度の処理件数でなされる。1法令について2 万円という形になっている。ただそれぞれの業務によって、事務費とかそのようなもの等につ いては、それぞれの業務によって違ってくる。

(歳入)

- ・ 地方消費税の交付金が少なくなっているのは、当初予算を組む段階で毎年県のほうに来年の 見込みについて尋ねているが、影響としては確かに消費の落ち込みがあると思うが、はっきり 理由は聞いていない。県から示された額が2,790万の減額であったということである。
- ・ たばこ税が今回1,770万円減額になっているが、落ち込みの要因は、2つ要因があって1つは補正との関係もあるが、20年12月に市内にパチンコ店が新たに開店したが、景品交換のためのタバコの消費が見込まれるということで21年度当初予算に約1,200万程度の増を計上していた。実際は、実績として増がなかったため、その分が補正予算、22年度当初予算でも減額になっている。それに加えて年々喫煙者でも喫煙本数が減ってきているので、5%程度減少を見込んで計上している。
- ・ 県内に何店舗もあるパチンコ店の場合は、本店で一括して仕入れる店、あるいはそれぞれの 支店で販売登録申請をして販売する店といろいろあるが、20年に開店したパチンコ店では市 内で販売登録をしてくれるという開店当時の約束があったが、それが残念ながらされていない。
- 臨時財政対策債は、全額交付税措置される。
- ・ 市税の滞納分が前年度の当初予算とすると増額されているが、22年度の当初予算を算定するに21年度の実績見込みをもとに前年よりも滞納繰越額の見込み額を多くして算定したというのはある。ただ収納率の数字については21年度に実績見込みについては20年度と同率程度と思っている。現年度分は同率程度になるかと思うが、滞納繰越分の収納率見込みで20年が本市が地域振興局管内の重点地区で非常に成績がよかったという特別な要因があったので、滞納繰越分については若干収納率が落ちる見込みではないかと思う。その分が22年度当初予算の滞納繰越額の増加に影響があると思っている。
- ・ 前年度の同月比でいくと収納率は、2月末で現年課税分が前年よりマイナス0.4%、滞納繰

越分がマイナス12.3%という現状になっている。現年課税分については、市民税の年金特徴が昨年10月から始まった関係で、2月納期分が昨年と比べて収納として入っていないので、その分の影響ではないかと思う。滞納繰越分の方が去年より率としては悪いという状況である。

○委員からの意見・要望

- ・ ことしも市内一円の小・中学校のプールの掃除に米のとぎ汁の発酵液を使ってもらえたらありがたいかと思う。
- 管理職手当のカットは、職責という観点からも余りにもカット幅が大きすぎると思うので、 配慮いただきたい。
- 地域資源・地場産品を活用した商品の製造開発による地域振興事業は、せっかく国の事業費を使って商品開発をするので、目的を持って取り組んだ方がより一層お金が生きてくるんじゃないかと思うので、考えていただきたい。
- ・ 200カイリ対策はどんどん国レベルで対応していただきたいというのはあってしかるべき発言だと思う。
- ・ 消防団員の火災報知器の調査は、下手な聞き方をすれば、悪徳業者が高齢者をだまして売り 込みにきているところもあり、誤解される節がたくさんある。このことに関しては行政側のほ うから徹底的に周知させてほしい。
- ・ し尿処理の件は、市民生活には非常に大事な部分である。確かに、組合議会でもんでいくが、 それぞれの各市議会にも非常に関連のある事柄なので、本市議会にも遅滞なく情報提供をして いただきたい。
- ・ 嘱託員化については、本当に働く人の権利、暮らしを守るという立場での方向性を生み出していただきたい。

◎議案第9号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

- ◎議案第10号平成22年度枕崎市老人保健特別会計予算
- ◎議案第11号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

- ・ 本年度の国保会計予算総額は、38億5,213万8,000円で前年度当初予算に対して2億0,481万円の増となっている。歳出の主なものについては、総務費では事務的経費である総務管理費を1,358万9,000円、徴税費671万2,000円、運営協議会費は8万円計上してある。保険給付費については、予算総額の73.89%、28億4,615万3,000円を計上した。このうち療養給付費の24億7,185万4,000円については、4月から12月までに医療費実績と医療費の伸びを含んで算定した。
- ・ 療養費2,624万3,000円、高額療養費3億2,576万9,000円についても同じく4月から12月までの実績と医療費の伸びを含んで算定した。出産育児諸費については、実績を考慮して27件の1,134万円、葬祭諸費については80件の160万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金を1人当たり4万4,297円、国保加入者7,842人を乗じた額、予算総額の8.5%の3億2,758万1,000円、前期高齢者納付金を59万8,000円計上した。
- ・ 老人保健拠出金については、510万円を計上した。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金については、第2被保険者の概算3,173人と1人当たり年間負担額5万2,200円で算定し、20年度精算額を差し引いた額1億5,631万9,000円を計上した。共同事業拠出金4億5,312万円については、高額医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金3,871万円と平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金4億1,441万円である。保険事業費については、特定健診などの

事業に1,599万6,000円、人間ドッグ・ガン検診等に補助するための経費として1,857万8,000円を計上した。公債費に525万円、諸支出金206万1,000円を計上した。

- ・ 歳入の国庫支出金の主なものについては、療養給付費等負担金6億0,823万9,000円と高額 医療費共同事業負担金967万5,000円。特定健康診査等負担金344万7,000円。普通調整交付金 2億5,371万2,000円はいずれも算定基準に基づき計上した。
- ・ 特別調整交付金は3億6,282万9,000円を計上しているが、結核疾患及び精神医療分1億1,365万円、特別事情分3,800万円、連合会システム改修分403万円とその他分2億0,714万9,000円である。
- ・ 療養給付費交付金は、退職被保険者の医療給付費等にかかる分として2億0,063万2,000円 を計上した。前期高齢者医療にかかる財政調整交付金の前期高齢者交付金を9億4,127万 8,000円計上した。県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負 担金967万5,000円。特定健康診査等負担金344万7,000円。普通調整交付金及び特別調整交付 金の合計1億4,022万6,000円を計上した。共同事業交付金は、高額共同事業交付金と保険財 政共同安定化事業交付金の合計5億6,109万5,000円を計上した。
- ・ 繰入金については、保険基盤安定繰入金は保険税軽減分8,450万8,000円と保険者支援分1,954万3,000円。出産育児一時金等720万円。職員給与費等の分として1,688万円。財政安定化支援事業が6,104万4,000円の合計1億8,917万6,000円を計上した。諸収入については、第3者納付金350万円。特定健康審査自己負担分234万7,000円等を合算して657万2,000円を計上した。
- ・ 平成22年度当初予算の国民健康保険税の総額は、5億6,076万9,000円を計上したが、これ は前年度の当初予算に対して702万円、約1.3%の増となっている。収納率見込みについては、 後期高齢者医療制度導入による国保税の収納率低下の実績を踏まえ、現年分の一般分の普通調 整については95%、退職分は97%とそれぞれ前年の収納率見込みより2%低く算定した。
- ・ 国民健康保険税の現年度分については、医療給付費分が3億6,439万3,000円。後期高齢者 支援金分が1億2,507万9,000円。介護納付金分が6,086万5,000円。合計で5億5,033万7,000 円を計上した。また、滞納繰越分については、退職分の収納率見込みについて前年の実績を踏 まえ一般分と同じ15%と算定した。
- ・ 国民健康保険税の滞納繰越分については、医療給付費分が805万3,000円。後期高齢者支援金分が136万1,000円。介護納付金分が101万8,000円の合計で1,043万2,000円を計上した。滞納繰越分の予算額が前年度より373万7,000円増額しているが、市税及び国民健康保険税ともに従来の滞納繰越分の当初予算の計上額が実際の決算額との差が大きかったために市税及び国保税の当初予算の滞納繰越分の計上額を前年の決算見込み額をもとに算定し直して実際の決算額と近づけようとしたものである。
- ・ 平成22年度の老保会計予算総額は233万9,000円で、前年度当初予算に対して465万8,000円 の減となっている。20年4月から後期高齢者医療制度に変わったので請求漏れを主に予算化 している。歳出の主なものについては、医療諸費のうち医療給付費を100万円、医療支給費 100万円、審査支払手数料を2万1,000円計上した。歳入については支払基金交付金52万円、 国庫支出金33万3,000円、県支出金8万3,000円、繰入金40万2,000円、諸収入100万1,000円 を計上してある。老人保健特別会計は、平成22年度で終了予定である。
- ・ 平成22年度の後期高齢者会計予算総額は、2億7,884万7,000円で前年度当初予算に対して 865万2,000円の減となる。歳出の主なものについては、総務費は事務的経費である総務管理 費を196万9,000円。徴税費を225万1,000円。合計で422万円計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料を1億8,737万5,000円。保険税を軽減 した分の財源補てんとして保険基盤安定分担金8,693万1,000円及び延滞料1,000円を計上した。

- ・ 歳入の主なもので一般会計繰入金については、事務費繰入金430万4,000円。保険料を軽減した分の財源補てんとして一般会計が県から4分の3、6,519万8,000円受け入れて、さらに一般会計の4分の1、2,173万3,000円とあわせて合計して保険基盤安定繰入金を分担金と同額の8,693万1,000円計上した。
- ・ 平成22年度の後期医療保険料の合計額は1億8,737万5,000円となるが、前年度と比較する と966万8,000円、約4.9%の減となっている。平成22年度の後期高齢者医療保険料は、特別徴 収保険料1億3,400万3,000円。普通徴収保険料5,337万2,000円、合計で1億8,737万5,000円 を計上しているが、これは広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。
- ・ 平成22年度においては、診療報酬改定がしばらくぶりでプラス改定となっている。全体では率としては0.19%である。診療報酬の本体部分についてプラス1.55、薬価の分がマイナス1.36、トータルで0.19%となっているが、診療報酬改定については今回保険給付費を算定するにあたり、さほど影響はないものと基本的には考えている。ただし、医療費自体が異常に伸びているので、それに法化する形で22年度の当初予算については21年度の最終補正予算に比べて大体5%程度の伸びを見ながら計上してある。
- ・ 短期被保険証交付状況は2月末で126世帯、1カ月が57世帯、2カ月が45世帯、3カ月が17 世帯、6カ月が7世帯となっている。
- ・ 19年度と比較すると少しずつ短期被保険者証の交付数はふえているところである。理由としては、やはり景気の動向により納税が厳しくなったことが上げられると思うが、平成20年度からすると同じような発行状況である。
- ・ 保険証の未交付世帯は2月末現在56世帯で、納税者の状況としては、納税相談に応じない 方々が未交付の件数として上がっている。
- ・ 滞納者に対しては、接触して状況を聞く中で、その方の生活状況なども把握しているのが実情で、未交付の方々は市役所に来てもらえない。納税相談をしてもらえばそのときに税を支払わなくても計画を立てて、いつぐらいに分納するとか相談してもらえれば保険証は発行することにしているので、相談してもらいたいところであるが、滞納者の内容については相談してないので実情はわかりかねる。
- ・ 保険証の発行は市役所で行うことにしており、保険証を持っていくとか郵送することは他の 納税者との均衡上好ましくないと思っているので、凛呼訪問して状況の把握には努めたいと思 っているが、市役所に来てもらえない方に発行することは考えていない。
- 世帯の方が相談してくれれば世帯全員分の保険証を発行する。
- ・ 国保税の医療分の限度額を超えている方が65世帯。後期高齢者分の限度額を超えている方が111世帯である。
- ・ 保険財政共同安定化事業については30万から80万まで、高額共同事業については80万円以上が対象になるが、その分について本市は非常に医療費が高い。
- ・ 共同事業については、県内でプール計算して拠出金額と交付金額は県ベースで同額となっている。本市については、交付される金額が拠出する金額より1億以上もらっている。つまり、 高額な医療費が多いので交付金額が多くなってきている。
- ・ 高額な医療費が多い理由は、俗に言う生活習慣病の問題、精神の関係、人工透析の特定疾患などの割合が多いので、事前に健康管理をして、特定検診も2年前から保険者に義務づけられてきたので、その辺で努力していきたい。
- ・ 高医療費指定市の地域差指数は、国の平均を100とした場合に114%つまり14%高いところがその指定になっているが、本市は指定されている。その中で、医療費の安定化計画をつくるように義務づけられているので、医療費分析してどこら辺がたくさんかかっているか、そこをいかにして患者の発生を抑えるためにどういう努力をするのかという計画を出すように義務づ

けられているのが実態である。

- ・ 医療費が増加している理由については、大分類と中分類と病名の分類があるが、大分類をもとにした分析として医療費が伸びている理由は、循環器系の疾患が20年度に比べて一月で1,700万円、約6.3ポイントと大きく増加している。精神等及び高度の障害については、一月で4,500万円の給付をしている。年間では5億4,000万。これは以前から高い金額を示している。新生物等については、若干20年度に比べて減額になっているが、1月当たり2,400万程度支出している。あくまでもこれは国保連合会で分析するのが毎年5月分だけなので、一月分からの分析である。
- ・ 具体的な病名では統合失調症が最も多いが、1月当たり3,200円、年間3億8,000万程度で 依然として高額となっている。高血圧症が20年度から21年度に比べて若干増額となっていて、 1月当たり1,500万程度支出しており年間1億8,000万という金額になっている。
- ・ 国の指定を受けて医療費適正化特別対策事業の中で、補助金をもらって分析しているが、その中で1月当たりの費用額が200万円以上ある超高額レセプトについては、1年間で約32件あった。男女の比は同じぐらいだが、平均年齢64歳ぐらいで最高額は550万円となっている。心筋梗塞、狭心症などの虚血性心疾患が最も多い。あと循環器系の疾患が最も多いが、基礎疾患としては高血圧症、高脂血症、糖尿病を持っている方が多いということがわかっている。
- ・ 6カ月以上長期入院している方のレセプトをもとにして分析した結果、数については、男性が3分の2で女性に比べて2倍になっている。平均年齢が59歳で入院時の平均年齢が約38歳で平均21年間入院している。疾病については、統合失調症などの精神疾患が約86%、9割近くを占めている。1人当たりの月平均の療養給付費は約30万円と考えている。
- ・ 人工透析患者の平均年齢が現在55歳で、発症年齢が約48歳で平均約7年間透析している。 高血圧症や虚血性心疾患などの病気を併発していて、年間で1人に対して約500万の療養給付 費を支給している。最後に生活習慣病に関する分析を行ったところ、全体的に生活習慣病は 40歳代から50歳代にかけて増加する傾向にあって、50歳代で4人に1人、60歳代に2人に1 人、70歳から74歳で3人に2人と年々増加している。
- ・ 病名では男性で高血圧症、糖尿病、高脂血症、脳血管性疾患、虚血性心疾患の順に多くなっている。女性では高血圧症は一緒であるが、2番目が高脂血症、3番目が糖尿病で2番と3番が入れかわっている。虚血性心疾患、脳血管性疾患も4番目と5番目の順位も入れかわっている。特に、高血圧症は年齢が上がるにつれて受診率が増加しており、70歳から74歳では約2人に1人が受診しているというのが、本市の特徴的な部分である。
- ・ 本市では糖尿病も多くて70歳から74歳では約4人に1人が受診している。高脂血症は男性と女性で異なった傾向があらわれており、男性では年齢が高くなるにつれてそれほど伸びていないが、女性は60歳代、70歳代が特に受診率が高くなっており、70歳から74歳では約2.5人に1人が受診している。男性は70歳から74歳で約4人に1人ということで女性について高脂血症で年齢が高くなると受診する方が多いという分析結果があらわれている。
- ・ 分析結果の公表については、毎年、パンフレットをつくってかなり詳細に病名や医療費金額、件数とか分析結果等も含めて、保険証更新時に被保険者に渡すということを数年前からやっている。パンフレットについては、「正しく知ろう医療費のこと」という表題でつくってあるが、私たちが考える被保険者の方々がこれ1冊あれば何があっても大抵のときには間に合うというようなものを織り込んでいるので、このパンフレット等を利用していただきたい。
- ・ 平成20年から始まった特定健診についても、日程表の予定を入れ込んで、複合健診のこと とか含めて毎年広報し、また高齢者学級とか出前講座等に出向く場合にもこれがわかりやすい 資料になっているので、説明させてもらって保険税に対する理解とか本市がどういう病気でお 金がかかっているのかまで含めて、皆さんに御理解いただくように努力している。

- ・ 20年度の実績で人間ドックが117名、人間ドックと脳ドックを一緒に受けた人が19名、脳ドックを受けた人が17名の合計153名となっている。特定健診については20年度が21%、21年度は最終的な数字は出ていないが、27~28%と考えている。
- ・ 特定健診の受診率については、かなりよくない状況であるが、これからも公民館とか出前講座とか各種会合とかにも積極的に行って、受診勧奨をお願いしたい。議員の中にも国保の加入者も多いと思うので、その辺はよろしくお願いしたい。
- ・ 介護従事者処遇改善の臨時特例交付金111万1,000円は、介護従事者の報酬改定が21年度にあった。国保は介護納付金があるので、その3%のはね返り分の満額を交付金としてもらえる。111万1,000円になっているが、その分の2分の1で2カ年に分けて、21年度ではね返り分の222万2,000円、22年度分ではね返り分の222万2,000円の半分の111万1,000円が交付される。
- ・ 介護報酬の3%アップは介護給付費、地域支援事業支援納付金、当年度で1億5,631万9,000円になっているが、この部分にかかわるものである。
- ・ 本市でも個人健診を取り入れて2カ月間、医療機関で検査ができる方式に変えてある。2種 類の検査が平行して動いている。
- 特定健診の受診の勧奨について去年も今のころやったし、ことしも先月から2年以上受診されていない方に戸別にお願いに回っている状態である。その中で、私は病院にかかっているから受けませんという答えが圧倒的に多い。これは従来、基本健診の段階では治療中の方は健診を受けなくていいという時代がずっと続いていたので、その辺のイメージの問題もある。勧奨について、それはわかるけれども受けてくださいということでお願いしていくつもりである。
- ・ 保険税なんかの滞納金については、時効停止措置をしなければ5年で時効になって取れなくなるので、税務課のほうでは時効停止をする措置としては、例えば財産の差し押さえであるとか納税誓約書を交わすとか、そういったことで時効停止の措置をとっているところである。
- ・ 税負担の公平性ということから延滞金については全員にお願いしている。
- ・ 延滞金の免除は生活状況というよりも、災害とかその方に特別な事情があった場合には、過去に減免したことはあると聞いているが、基本的には全員いただいている。
- ・ 減免については、前年の収入より半分以下になる見込みがあるというときには、相談していただいて実際に保険税額の、その場合は半額の減免になるが、そういったことをされたという件数も10何件ある。
- ・ 国保の方は2カ月に1回のペースで、年に6回、医療費通知を各被保険者に送っている。これは、医療費について意識を持っていただくために、これだけの金額がかかっている、そのうち自己負担した金額はこれだけであるというのがわかるように書いてある。それは国の施策として、社会保険についても国民健康保険についても基本的に同じようにやっている。
- ・ 医療費通知の費用は、年6回出して郵送料と通知費自体をつくる費用まであるので、130万近くかかっている。費用、国の調整交付金で満額みてもらえる制度になっている。通知書のもう1つ目的は、不正請求を防ぐというのもあるので、病院にかかっていないのに書いてあるとかもあるので、全国的にもそういう事例が年にちょこちょこっと出てきている。御存じのように新聞沙汰になる部分がある。結構この辺のところから出てくる部分も多いので、そういうのも含んでの通知だということで理解願いたい。
- ・ 後期高齢者の保険料の22年度の据え置きの関係で、平成20年度及び21年度の剰余金の全額 と県に設置してある財政安定化基金を活用して、保険料は20年度、21年度のまま22年度も据 え置きの処置となっている。
- ・ 22年度及び23年度の保険料の算定については、剰余金が2年分で、これは算定が22年度、23年度の2年分のプール計算でやっているので、そのように理解いただきたい。剰余金が27億6,100万あまり、財政安定化の基金繰入金が16億1,000万円これは2カ年分である。

- ・ 21年度の剰余金27億6,100万程度、なぜたくさん出たのかははっきりわからないが、1つには20年度、21年度の第1期目の最初創設の時期であったが、医療費を多めに見たという部分はあったんではないかと思う。
- ・ 後期高齢者医療制度の中身については、広域連合にも議会があるので、そこらの議事録でしか一般的には状況は把握できないのではないかと思われる。

○委員からの意見・要望

- ・ 医療費を抑制するために、パンフレットをつくってもあまり見ないので、それを生かすため にはもうちょっと踏み込んで、きちっとした形で訴えていただきたい。
- ・ 公民館長あたりにもその実態を知らせながら、健康推進員の方々にぜひ行動していただき受 診率を上げるようなお一層の努力をしてもらいたい。

◎議案第12号平成22年度枕崎市介護保険特別会計予算

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は20億5,919万3,000円で平成21年度当初予算額より約2.1%、4,331万8,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なものは総務費4,795万5,000円、保険給付費19億7,570万8,000円、地域支援 事業費3,532万5,000円などである。保険給付費については、第4期介護保険事業計画で定め た平成22年度分の給付費総額を計上してある。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金5億9,712万円、国庫支出金5億2,821万1,000円、繰入金3億4,801万3,000円、県支出金3億0,208万5,000円、保険料2億8,364万3,000円、諸収入その他12万1,000円で措置した。
- ・ 保険給付費5,785万7,000円の増のうち、主なものは地域密着型介護サービス給付費で2,905万3,000円これはグループホームを建設するということで一般会計の中で措置したが、定員が9名分のグループホームがされるために介護給付にその分の影響が出る。それと施設介護サービス給付費で療養病床から老健施設への転換という計画があるが、その部分が1,619万円、それと介護予防サービス等諸費については自然増で295万3,000円等を予定してある。
- ・ 平成18年度の保険給付費は15億9,200万あまり、19年度が15億2,280万円あまり、20年度が 16億0,590万円あまりで、それ以前の平成16年度が18億3,200万円ほどだったので、それから すると16から18にかけて給付費総額は減っているが、21年度の決算見込みでも16億7,600万円 ほどの見込みを立てているので、18年度以降については徐々にふえてきつつある状況にある。
- ・ 介護給付費、介護サービスの提供についてはケアプランをつくって、その中でその介護度に 応じた中でサービス提供が行われる。一般質問等でもそういう声があるということであるが、 直接、私どものほうにケアマネージャーを通してでも直接こちらのほうに利用負担金が高いか ら利用できない状況にあるとか、そういう部分については直接聞いたことはない。
- ・ 介護保険制度と住民とのかかわりについては、やはり介護保険制度が創設された、家族で介護される方そういう介護からというか家族が働きながらというもので、介護に対する気苦労とかいう部分でたくさんあるということ。また、医療と介護切り離して、やはり利用される方が利用しやすい制度でないといけないというのはどんな制度でもそうだと思うが、それは基本にあると思うので、今、利用されている方が今の部分で結局、利用したくてもできない状況があるということであれば、そういうところはやはり行政としてもつかんでいく必要はあると思う。
- ・ 今、特養ホームの待機者は2月24日現在で、把握している数字では111名である。
- ・ 本市の各グループホームや介護施設については、消防に確認したらすべて計画も出されているし、点検等によって指示が出されている分については、既に指示通りに改良がなされている

ということを伺っている。

- ・ グループホームなりの国が示した指定の基準があって、夜に関しては1人以上というのがあるので、市内に3カ所グループホームがあるがどこも夜の間は1人と聞いている。
- ・ 事業計画の推進委員会は、今期4期であるが、その部分で計画の執行状況を報告またはいろ んな協議をするために設けられた会である。推進委員会の中でいろいろ論議されているものは、 議会側からの資料として提出していただきたいということがあれば、もちろん提出する。
- ・ 第4期計画を策定するときに、次期の第5期まで県の方には概略報告はしてあるが、ただ第 4期の中でも委員の中から意見があったのは、やはり特養の定員をもっとふやせないかと、そ ういう方向で検討してほしいということもあったが、第4期については特養の定員については、 本市が県に上げている定員については今のままで上げているが、市内の事業所からもやはり要 望が上がっているので、そういう点については第5期策定のときにはそういうところを計画に 反映させるかどうかはやはり検討していかないといけないかなと考えている。
- ・ 全国的な調査で首長へのアンケートとか来ているが、10年目を迎えて節目の年に当たるので、介護保険を担当する福祉事務所としても本市における介護サービスの提供はどうあるべきかを部内はもちろん現在介護保険に携わっているケアマネージャーと介護従事者等の意見をよく聞きながら、今後の介護保険サービス提供に結びつけていかないといけないと感じる。
- 認定審査事務については、南薩介護保険事務組合で担当しているが、法律上は1カ月以内に 結論を出しなさいとなっているが、今、おおむね2カ月ぐらいかかっている状況である。
- ・ サービスそのものは申請日にさかのぼって受けられるが、実際ある程度、症状が固定した時点でないと調査も難しいこともあって、それぞれの具体例によって、介護保険事務組合も夜間の審査会の数を多く開くなどして、審査会に上がってきたら審査期間の短縮はできるが、その前の症状の固定なり医師の意見書作成に手間取ってしまうと審査会までの時間がかかってしまう事例はあるかも知れない。

○委員からの意見・要望

・ 計画推進委員会あたりで、現在、介護保険に携わっているケアマネージャーと介護従事者等も含めて論議して、もちろん現場の声が1番だろうと思う。何かの機会に私どもも本当に本市の介護保険制度というのがどうなのかいろいろ聞かせていただきたい。

◎議案第13号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

- 予算総額は、歳入歳出それぞれ8億8,060万1,000円で、前年度当初予算に対して1億4,049 万円の減額で13.8%の減となった。
- ・ 当初予算の内容について、一般管理費は、一般管理費等に要する費用で2,907万3,000円、維持管理費関係のうち、処理施設管理費は終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理等に要する費用で1億5,635万7,000円、排水施設管理費は汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等に要する費用で3,088万5,000円、下水道整備費は立神北町地区の幹線及び補助支線等の管路施設工事による面的整備と終末処理場の汚水、汚泥処理施設の改築更新事業を継続して実施をし、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を図るための整備費として1億9,375万1,000円、公債費は昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対するもので、元金償還金が3億7,928万8,000円、利子償還金が9,114万7,000円である。
- ・ 以上の財源として、事業収入2億1,620万円、分担金及び負担金1,070万円、国庫支出金 8,095万円、一般会計繰入金2億7,477万4,000円、事業債2億9,590万円、繰越金200万円、 諸収入7万7,000円で措置した。

- ・ 処理施設管理費の減の主な内容としては、需用費特に薬品費、電気料、修繕料ともに改築更 新を行った脱水機の改築更新による効果が出たということである。
- ・ 下水道整備費の主な減額は、報償費は前年度に比べて賦課件数の減により前納報奨金見込み 額の減額である。委託料は、改築更新事業に関する工事費の委託額の減額、管渠工事費の減額 等である。
- ・ 事業計画の進捗状況は20年度末における整備率で言うと、計画408.4へクタール中377へクタールの整備が終わっており、整備率にすると92.3%である。
- ・ 本市の下水道事業自体が事業をやってきて、事業そのものが経営的にと言うか、プラスに転じる部分は料金回収率で見るわけだが、22年度において一応料金回収率は99.95%で、ほぼ維持費と料金収入がペイできるまで0.05%足りないが、今そういう水準まで上がってきている。
- ・ 資本費まで入れた額で、22年度当初でいくと回収率とすれば31.4%であるが、100%を超えると超えた分が資本費へ充当していく形になるので、そういう形での回収ということである。
- ・ 回収率は、維持管理費を100%以上目指して事業をやっているが、資本費まで含んだ回収率が100になるということはすべてをペイできるという形であるが、当面は要するに資本費へ回せる回収を、歳出を削減できるものをして歳入をふやして、できるだけ100%を超えて少しでも資本費へ回していこうということを目標にしてやっている。
- ・ 今、試算で28年度に資本費を含んだ51.5%までを目標に回収していこうという計画を立て ている。
- ・ 立神北町で現在認可をとっている区域に、第4次計画として入ってくるかつおぶし工場数は 3工場ある。
- ・ 各工場に関しては、毎年加工組合とも協議を重ねながらお願いしているところだが、現時点で22年度に2工場が接続すると決まっており、23年度についても2工場接続するということで、加工組合の中にも専務理事を委員長として、推進委員会を設置してもらっており、我々とは別ルートで促進の協力もいただいているところである。
- ・ 22年度の受益者負担金は、賦課面積が5万4,763平米、賦課件数にして110件である。
- ・ 前年度よりも受益者負担金が減っているのは、前年度が件数で528件が対象となっており、 22年度は件数で110件、マイナス79%で対象件数が減ったということである。

◎議案第14号平成22年度枕崎市立病院事業会計予算

- ・ 平成22年度は、2年に1度の診療報酬改定年度で10年ぶりにプラス改定となり、改定率 0.19%、うち診療報酬本体の改定率が1.55%、薬価等の改定率がマイナス1.36%となることが決定しているが、詳細については3月下旬ごろまでにかけて関係機関等の説明会が実施されることになっている。しかし、診療報酬はプラス改定となったものの依然として医師を初めとする医療従事者の不足は年々深刻化していく厳しい医療関係の中で新年度の業務量として、第2条にあるとおり病床数60床、年間患者数を入院で2万0,075人、外来で1万9,520人、1日平均患者数を入院で55人、外来で80人と定めた。主な建設改良事業としては、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用して、昭和50年度及び58年度に建設した病棟建替事業の初年度分4億8,350万円を予定している。
- ・ 第3条の収益的収入及び支出について、収益的収入については、医業収益5億2,201万9,000円、医業外収益1,047万1,000円の合計5億3,249万円、収益的支出は医業費用5億6,719万1,000円、医業外費用619万8,000円の計5億7,338万9,000円とし、差し引き4,089万9,000円の当年度純損失となる見込みである。
- ・ 第4条の資本的収入は病棟建替事業に係る企業債3億5,820万円及び医療施設耐震化臨時特

例交付金1億0,620万3,000円、資本的支出は血液ガス分析装置等の有形固定資産購入費337万8,000円、病棟建替事業に伴う設計委託料等が3,250万円、工事請負費4億5,100万円を予定している。

- ・ 企業債償還金については、平成16年度借り入れの病棟建替事業債の償還金545万9,000円及 び平成19年度借換債の償還金1,166万7,000円の計1,712万6,000円を予定し、資本的収入額が 資本的支出額に対して不足する額3,960万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,069万 3,086円、当年度分損益勘定留保資金290万7,914円、建設改良積立金1,600万円で補てんしよ うとするものである。
- ・ 第6条一時借入金については、工事費等の支払い時期によって一時的な資金不足が生じた場合に、3億5,000万円を限度として資金融通しようとするものである。
- ・ 特例交付金を受ける1番の条件は、is値が0.6未満であること。その条件を満たした場合に、2次医療圏内における病床数が過剰となっている地域については、整備する病床の10%以上削減することが次の条件だったので、今回整備する病床数が42床あるので、10%以上となると4.2床、最低5床は削減しなければならないので、現在60床の病床数であるが、5床削減するので完成後については55床になると思う。
- ・ 資料要求があったときに平成28年度までの収支見込みという資料を既に配っている。その中で、平成24年度以降については、病床数を55床で作成している。さらにこの収支計画の中では、3回ほど診療報酬改定年度が出てくる。平成24、26、28については、マイナス改定があるものと想定している。さらに建てかえを22年度、23年度に行うと23年度と24年度に固定資産の除却が出てくるので、その部分を収支計画の中に見込んでいる。

その結果として、収益的収支については、平成23年度、24年度については財産上の処分が 帳簿上出てくるので、この2年間は赤字にならざるを得ない。それ以降については0.5%ずつ のマイナス改定を見た中で、病床稼働率が現在と同じぐらいの大体92%で推計すると55床に はなるが、極端に経営を圧迫するような状況にはならないと今の段階では推測している。

- ・ 償還計画については、平成22年度に3億5,820万円起債する。そして23年度に2億6,030万、24年度に2,500万という想定のもとで、現在の政府資金金利で計算して元金の据え置き期間を5年、元金償還はその後25年間で推計すると平成30年から元利償還金の総額が4,515万3,000円となってくるが、これまでも平成12年、11年のころで4,530万程度の元利償還金を予算に計上して経営の中で吸収できているので、今回の起債を計算しても経営上の問題は特にないのではないかと考えている。
- ・ 昭和58年の分がまだ若干残っていて、それを借換債で低金利に借りかえたものが、平成25年度まで残っている。25年度までは今回の建設計画に対する元金償還が始まらないので、その間に古い分の償還が終わるので、東側の病棟の元金償還分プラス今回の建設に係る元金ということで、それほど影響は出てこないと推測している。
- ・ 病棟建てかえに伴う収益上のプラス面と推測されるものは2~3めどがついているが、設計 そのものがこれからになるので、建物の面積とか設備の配置でできるだけ加算分をとれるよう な配置をしたいと考えているので、この収支計画の中ではその分は見込んでいない。
- 5 床減による医師、看護師等への影響は、配置基準上ほとんどかわらない。現在の看護基準 を維持する以上は、逆にもう少しふやしたほうが勤務は組みやすいと思っている。
- ・ 新しい施設ができた場合の影響は、1番大きな要素となるのが、療養環境加算だろうと思う。昭和50年度病院の西側2階の廊下が1.8メートルしかない。現在の基準では両側が居室となった場合は、2.7メートル以上とらないといけない。幅員的に言うと1.5倍とらないといけない。それをいろいろな条件を満たした場合、1人当たり1日の加算が1,320円もらえる。今の建物の状態ですべての条件を満たしたとしても900円しか加算ができない。ということは施設基準

を現在のものにあわせていくことによって、単純に考えるとその1つだけでも1人当たり420 円違ってくる。そういうものが経営の今後、経営の中に加算されていくということである。

- ・ 重症になった方を24時間常に看護師が観察できるような設備を考えてはいるが、それについては実際に設計する中でのやり方になってくると思う。そうすると1日3,000円かかってくる。重症の方については加算というものを上乗せしながら手厚く看護ができていく体制がとれるのではないかと今後設計の中に生かしていくことで、24年度以降の経営の中で病床数は減ったとしても毎日毎日の加算で可能になってくると。それが経営の方ではプラスになっていくのかなということがある。
- ・ 昨年12月に大腸ファイバーまで備えた内視鏡を導入したが、現在考えているのが小さなポリープ程度については検査のときに切除できる、となると電気メス、これも100万単位の金額になると思うが、これの導入とかいろいろやっていくことで、医師の手技料が加算される。ただそうなるとそれなりの部屋を準備しなければならない。今回の設計の中では、そういうのを想定した中で設計に入っていきたいと考えている。
- ・ 3月1日から1人常勤医として契約して勤務してもらっている。今月中に鹿大の医局に今回 第3内科と第1外科と2カ所相談に行くために、既に予約を入れているので、当日は市長も同 行して、いろいろ相談していきたいと。医師の確保については今後ともお願いしながら、また 独自で探すということもやっていきたい。
- ・ 病院勤務の新年度は確定している3月1日現在で、職員は、常勤の医師が1名、事務が4名、技師が2名、これは薬剤師と理学療法士である。看護師が11名、准看護師が2名、合計20名。非正規職員は、常勤として3月1日から来ている医師が1名、非常勤の医師が6名、事務が1名、技師が2名、これは診療放射線技師と管理栄養士である。看護師が7名、准看護師が10名、看護助手が17名、このうち2名はシルバー会員である。警備業務をする守衛が4名、これは全員シルバー会員である。厨房の方が企業から派遣されているのが7名、このうち管理栄養士が1名、栄養士が1名、医療事務が4名、合計59名である。病院で勤務しているのは79名である。
- ・ 人事異動とかどうなるかわからないが、14日に職員採用試験をしている。その中で合否判 定の通知は今週中に出す予定であるが、看護師が1名、管理栄養士が2名、放射線技師が1名 試験を受けているので、この中から採用を決定していきたいと考えている。
- ・ 今後の正規職員の非正規への転換計画については、平成21年度に正規職員の採用試験を3 回やった。正規職員を既に採用したのが3名いるが、今回最低でも3名ぐらいは採用を考えているが、地方公営企業法の全部を適用した段階で、職員採用については定数の枠というのを条例の中で定めてもらったので、それに向かってある程度正規化を図っていきたいと考えている。 ただ一気にやっていくと経営状況の問題があるので、経営を見渡しながらそれとあわせた形で可能な部分について正規化を図っていくと考えている。
- ・ 大腸ファイバースコープの利用状況は、外来だけで12月から今までで約20件である。
- ・ 経営評価委員会は、総務省が公立病院改革ガイドラインを示した際に、最低年1回できれば年2回程度の経営状況の評価をするよう指導していたので、昨年6月に委員を選任して10月に上半期の経営状況について報告している。3月までの経営状況、1年間分の経営結果について、4月もしくは5月に経営評価委員会を開催するということで、前回の会議のときに承諾をもらっている。
- ・ 血液ガス分析装置は、採血して血液の電解質、カルシウムイオンとかナトリウムイオンとかがどういう状況になっているのかを検査する機械である。最近、訪問診療が多くなっているので、採血して持って帰ってくるまでに時間がかかると凝固してしまうことがあるので、ハンディタイプを購入すると訪問診療先まで持っていってその場でできるので、新年度早々には導入

したいと考えている。金額的には140~150万の範囲内でおさまるだろうと思っている。

・ 医業収益のその他の欄のうち他会計負担金に3,600万程度を計上している。ただ22年度当初の段階では22年度の普通交付税の算定が確定していないので、財政課と財源が確定してからの協議事項になると思う。収支計画の中には入れておかないと決算ベースなので、あくまでもそういうのが入ってくるんだという想定のもとで収支計画はつくってある。

◎議案第15号平成22年度枕崎市水道事業会計予算

- ・ 業務の予定量について、新年度は給水戸数を1万0,940戸、年間総給水量を303万トン、1 日平均給水量を8,301トンと予定している。これを前年度当初予算と比較すると給水戸数で10 戸の減、年間総給水量で8,000トンの減、1日平均給水量では22トンの減となっている。建設 改良事業は、工事請負費を6,957万4,000円計上し、主な事業として老朽管更新事業2,303万 7,000円、配水管新設工事526万1,000円、金山浄水場の送水ポンプ取換工事ほか5つの施設改 良工事で907万2,000円、県の花渡川改良工事に伴う国道270号の導配水管架設工事1,645万 4,000円を予定している。
- ・ 収益的収入及び支出の予定額について、新年度は水道事業収益を4億7,733万円、水道事業費用を4億6,734万5,000円とし、差し引き998万5,000円で税抜き後568万5,000円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると水道事業収益では、営業収益が4億6,229万9,000円で156万1,000円の減、営業外収益が1,503万1,000円で1万5,000円の増となり、合計では154万6,000円の減となる。また水道事業費用では、営業費用が3億9,748万4,000円で224万9,000円の減、営業外費用が6,881万1,000円で1,291万5,000円の増となり、合計で1,066万6,000円の増となる。
- ・ 資本的収入及び支出の予定額について、平成22年度は資本的収入を3,467万円、資本的支出を2億1,105万9,000円とし、差し引き1億7,638万9,000円の不足額は、第4条に示してあるとおり過年度分損益勘定留保資金5,244万円、当年度分損益勘定留保資金1億2,050万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税収支調整額344万3,000円で補てんしようとするものである。
- ・ 収入の内訳としては、県の花渡川改良工事に伴う補償負担金1,567万円、老朽管更新事業に係る企業債1,900万円である。支出については、建設改良費1億2,614万6,000円、企業債償還金8,491万3,000円である。
- 職員数の減は、昨年4月1日から職員が1名減になっている。
- ・ 節約が続いている給水収益は減少の一途をたどっている。今、現在消費される水がそっくり 料金にはね返ってもらえれば助かるので、本年度についてはメーターが正常に作動しないとい う事例が出てきたので、全市的に調査して、水のロスを少なくしていきたいということで本年 度は展開したところである。
- ・ 平成20年度で年間総給水量が309万9,760トン、有収水量が285万4,692トンでその差24万5,068トンが漏水によるロスと考えている。本市の有収率は平成20年度で92.1%であったが、 県下18市では1番目にいい有収率である。
- ・ 水質検査は水道法に基づいて幾種類もの検査をしている。まず、浄水毎日検査。毎日これは 味とか色とかを検査する。それからこの浄水毎日検査には3項目と10項目がある。それから 浄水基準項目検査、50項目ほど。これを年4回行う。それから原水の水質検査として40項目 を年1回、10項目を年2回。それから原水の農薬検査を15から25項目を年1回。水質管理目 標設定項目として25項目を年1回。原水の指標菌検査、2項目を年12回。それからクリプト スポリジウム等の検査を2項目で年4回、大体延べで37回程度実施するということである。
- ・ 水道水のにごり水事故については大変御迷惑をおかけしているが、水道課としては、対策を

とった末のにごり事故であり、実は言いわけになるのだが、水道管自体敷設してかなりの年数が経っているわけで、今現在きれいな水が出ている状態であっても水道管の中にはにごり水の原因となるものがある。例えば、火事が起こったときに消火栓から急激に水をひっぱるだけでもそういう状況が生じてくる。私どもとしては、そういうときにはすぐにごる前に出動して、各箇所から捨てるという対策をとっている。できるだけ皆様のところににごり水が発生したところから順次水の流れを追って、ずっと全職員で捨てていくという作業をしているが、現在のところはそういう原始的な方法というか、発生するたびにその水の流れを追って汚いにごった水を捨てていくという方法しかないというのが現状である。

- ・ 厚労省の水道水基準に基づいて、本市の水道については各検査を行ない、完全に異常のない 状態である。厚労省の水道の基準の中で必ず水道水は0.1%以上の塩素を含まなければならな いので、その検査においても末端で必ず0.1%基準を満たしている。国の基準に従えばおいし いかどうかは別として安全な水である。
- ・ 毎年水道収益が平均して700万~800万円程度減少していく中で、今、やっているのが、できるだけ料金値上げをしない経営を行うということで、行政改革等にも取り組んでいるところである。長期計画を作成して、その中で出てくるのが金山浄水場の急速ろ過機改修である。総合振興計画においては、25、26、27の3年間で行うとしてあり、金額的には一応6億を予定している。その事業をやると現時点では平成27年度から赤字になる予定である。事業の実施かれこれも今現在検討中であるが、大体平成27年あたりまではなんとか赤字にならない方策をとっていきたい。その大きな工事をする場合にはどうしても手立てがないという状況である。
- ・ 水道事業の最低必要人員は、現在の業務形態から考えると現在は深浦水源地、金山浄水場の 宿日直をしているところである。1日中監視している状況で、この宿日直の現状から労働基準 法上、その作業に当たる人員が10名は必要と。さらに管理部門や事務部門含めると現状のま まであれば最低14名は必要ではないかと考えている。
- ・ 1番長い未収金は平成12年の未納分というのがある。原因は住所不定であるとか、引越しているとかが主なものである。
- ・ 支払い方法は、平成20年度で言うと口座振替が件数的には82.5%、徴収の委託、つまり集金人が行くのが6.6%。納入組合の分が5.3%、窓口等持ち込みが5.6%である。
- 集金人は、現在2人である。
- 本年度は徴収委託人と話をして、あまりにも期間が延びたものは職員が行くという話し合いをしたところである。
- ・ アパートの管理人というのか、不動産関係の方ともよく話をしておくとか、そういった引っ 越されたらすぐに連絡がいくように、そういったことも検討したい。
- ・ 給水停止予告の催告をするのは口座振替が多い。ただ最終的な未納となると持ち込み、つまり窓口への持ち込みが多い。
- ・ 口座振替の場合も1回の振りかえで落ちないと、さらに再振りかえ、それにまた再々振りか え、そういう手間が随分と口座振替でもかかっている。
- ・ 納税組合は平成20年度末現在で6組織。田中、田畑、塩屋、板敷、俵積田、市職員組合。 この市職については、本年度口座振替をお願いしてそのとおりになったという状況である。
- ・ 納付組織への奨励金は、平成20年度決算で総額62万5,391円である。
- ・ 水道事業については、現在、給水区域を定めてやっているところであり、この給水区域を拡大する考えは今のところはない。ただ給水区域に入っていない地区、つまり別府校区等があるので、そういう必要性が出てくれば水道事業としてではなく市としてその対応が出てくるのではないかと考えられるところである。
- ・ 給水収益が減少になっていく現状は人口減少によって引き起こされたものである。人口が減

少せず、給水量が減少しなければ本体制でもやっていける。ただ、このまま人口が推移していく中で拡張していくのは反対方向で、現在の施設自体の改良、漏水等をなくしていくことが考えられることであり、今、行っているのが、使用料が減れば給水収益が減っていく中で費用をまず削減してやってるところであり、それにも限界がやってくれば次は料金値上げしかない。つまり企業として、いわゆる需用がなくなるのでどうしても苦しいところには追い込まれていく。ただこの水道料金についても5年間をめどとして見直しを行うのが適当であるという指針が出されている中で、本市においては平成13年1月に料金改定して以来、とにかく改定せずに頑張ってきている状況である。

- ・ 現状として石綿セメント管更新事業が終わったので、その部分の縮小を置かない。さらに宿 日直している段階ではどうしても労働基準法上、10名は必要というのがあるので、その職員 数をさらに減らして歳出を減らすという面からは委託等も今現在検討しているところである。
- ・ 大都市とかが行う委託については、かえって本市の場合は経費面で高くつくという状況もあって難しい面もあるが、本市には本市の規模とやり方というのが見出せるだろうと。つまり委託の方法も家内的な委託方法であればさらに安くつくのかなと検討しているところである。
- ・ 拡張事業費と改良事業費については、既に総合振興計画の第2期実施計画において計画額が 策定されている。人件費については、18名で計上している。減る予定を含めて入れるべきだ ということであれば予算自体も変わらなければならない。私どもとしては、こういう形でしか 計画を示せなかった。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会前議長 畠 野 宏 之

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 牧 信 利

枕崎市議会議員 立石 幸徳